



平成30年 第2回
本別町議会定例会会議録

自 平成30年 6月 5日
至 平成30年 6月15日

本別町議会

平成30年本別町議会第2回定例会会議録（第1号）

平成30年6月5日（火曜日） 午前10時00分開会

○議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		議会運営委員長報告
日程第 3		会期決定の件
日程第 4		諸般の報告
日程第 5		行政報告
日程第 6	承認第1号	専決処分の承認を求める件〔平成29年度本別町一般会計補正予算（第16回）〕
日程第 7	議案第43号	本別町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

○会議に付した事件

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		議会運営委員長報告
日程第 3		会期決定の件
日程第 4		諸般の報告
日程第 5		行政報告
日程第 6	承認第1号	専決処分の承認を求める件〔平成29年度本別町一般会計補正予算（第16回）〕
日程第 7	議案第43号	本別町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

○出席議員（11名）

議長	12番	方川一郎君	副議長	11番	高橋利勝君
	1番	矢部隆之君		2番	藤田直美君
	3番	篠原義彦君		4番	大住啓一君
	5番	山西二三夫君		6番	黒山久男君
	7番	小笠原良美君		8番	方川英一君
	10番	阿保静夫君			

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者の職氏名

町	長	高橋正夫	君	副町長	大和田	収	君
会計管理者		花房永実	君	総務課長	村本	信幸	君
農林課長		菊地敦	君	保健福祉課長	飯山	明美	君
住民課長		田西敏重	君	子ども未来課長	大橋	堅次	君
建設水道課長		大槻康有	君	企画振興課長	高橋	哲也	君
老人ホーム所長		井戸川一美	君	国保病院事務長	藤野	和幸	君
総務課主幹		小坂祐司	君	総務課長補佐	三品	正哉	君
建設水道課長補佐		小出勝栄	君	教育長	佐々木	基裕	君
教育次長		久保良一	君	社会教育課長	阿部	秀幸	君
学校給食共同調理場所長		坪忠男	君	農委事務局長	郡	弘幸	君
代表監査委員		畑山一洋	君	選管事務局長	村本	信幸	君

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	鷺巢正樹	君	総務担当主査	越後	忠	君
総務担当主事	弓削仁美	君				

開会宣告（午前10時01分）

◎開会宣告

○議長（方川一郎君） ただいまから、平成30年第2回本別町議会定例会を開会します。

◎開議宣告

○議長（方川一郎君） これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（方川一郎君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、方川英一君、黒山久男君、及び篠原義彦君を指名します。

◎日程第2 議会運営委員長報告

○議長（方川一郎君） 日程第2 議会運営委員長から報告を行ないます。

議会運営委員長方川英一君、御登壇ください。

○議会運営委員長（方川英一君）〔登壇〕 報告いたします。

平成30年3月23日第1回定例会において閉会中の調査付託を受けた議会の会期、日程等の議会運営に関する事項について報告をいたします。

議会の運営に関する事項。

まず、会期について申し上げます。

本定例会の会期は、本日、6月5日から6月18日までの14日間とするよう予定をいたしました。

次に、一般質問の締め切りについて申し上げます。

一般質問の通告は、6月7日正午をもって締め切ることにいたしました。

次に、陳情文書の取扱いについて申し上げます。

本日までに、3件の提出がありました。

一つ目は「北海道医師会第151回臨時時代議員会」決議内容実現に向けた取り組みの陳情。二つ目に「これからの高校づくりに関する指針」を見直し、機械的な高校統廃合を行わないことを求める陳情。最後の三つ目であり、国の責任による35人以下学級の前進を求める陳情。以上、3件については、議会運営基準138運用例5によることとし、後刻、議員の回覧に供することといたします。

以上、報告といたします。

○議長（方川一郎君） これで報告済みといたします。

本日、気温が上がっていますので、上着を取っても良いことといたします。

◎日程第3 会期決定の件

○議長（方川一郎君） 日程第3 会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、6月5日から6月18日までの14日間とすることにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日6月5日から6月18日までの14日間とすることに決定いたしました。

◎休会の議決

○議長（方川一郎君） お諮りします。

議事の都合により、6月6日から13日、16日から17日までの10日間を休会にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、6月6日から13日、16日から17日までの10日間は休会とすることに決定いたしました。

暫時休憩します。

午前10時05分 休憩

午前10時07分 再開

○議長（方川一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第4 諸般の報告

○議長（方川一郎君） 日程第4 諸般の報告を行ないます。

報告第2号平成29年度本別町一般会計繰越明許費繰越計算書報告について報告を求めます。

村本総務課長。

○総務課長（村本信幸君） 報告第2号平成29年度本別町一般会計繰越明許費繰越計算書報告。

平成29年度本別町一般会計繰越明許費について、次のページの繰越計算書のとおり繰り越しをいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告いたします。

次のページをお開きください。

平成29年度本別町一般会計繰越明許費繰越計算書。

2款総務費1項総務管理費地方創生拠点整備事業（旧南保育所改修）については、国の平成29年度補正予算における生産性革命に資する地方創生拠点整備によるもので、平成30年3月の定例会で補正したものであります。

合計金額は3,793万7,000円、翌年度繰越額も3,793万7,000円で、うち未収入特定財源は国庫支出金1,895万円、地方債1,890万円、一般財源8万7,000円であります。

6款農林水産業費1項農業費畑作構造転換事業については、国の平成29年度補正予算における農林水産業・地域の活力創造プランに基づく施策の推進によるもので、平成30年3月定例会で補正したものであります。

合計金額は452万4,000円、翌年度繰越額も452万4,000円で、うち未収入特定財源は道支出金452万4,000円、地方債、一般財源はありません。

8款土木費2項道路橋りょう費本別町管内橋りょう長寿命化事業については、国及び北海道により繰り越しをしたものであります。

合計金額は6,286万円、翌年度繰越額も6,286万円で、うち未収入特定財源は国庫支出金3,900万円、地方債2,130万円、一般財源256万円であります。

10款教育費2項小学校費小学校煙突改修事業（勇足・仙美里）については、国の平成29年度補正予算における防災・減災対策をはじめとした学校施設等整備によるもので、平成30年3月の定例会で補正したものであります。

合計金額は2,241万1,000円、翌年度繰越額も2,241万1,000円で、うち未収入特定財源は国庫支出金751万6,000円、地方債1,480万円、一般財源9万5,000円であります。

10款教育費3項中学校費中学校煙突改修事業（本別・勇足）については、国の平成29年度補正予算における防災・減災対策をはじめとした学校施設等整備によるもので、平成30年3月の定例会で補正したものであります。

合計金額は2,820万7,000円、翌年度繰越額も2,820万7,000円で、うち未収入特定財源は国庫支出金946万円、地方債1,870万円、一般財源4万7,000円であります。

以上、平成29年度本別町一般会計繰越明許費の繰越報告とさせていただきます。

○議長（方川一郎君） これで報告済みといたします。

次に、報告第3号平成29年度本別町水道事業会計予算繰越計算書報告について、報告を求めます。

大槻建設水道課長。

○建設水道課長（大槻康有君） 報告第3号平成29年度本別町水道事業会計予算繰越計算書報告。

平成29年度本別町水道事業会計の建設改良費について、次のページの繰越計算書のとおり繰り越しをいたしましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告をい

たします。

次のページをお開きください。

平成29年度本別町水道事業会計予算繰越計算書。

資本的支出、1款資本的支出1項建設改良費、上水道第1取水施設災害復旧工事につきましては、平成30年3月9日発生の大雨の影響により工期を延長したため翌年度に繰越すものでございます。

合計金額は2,559万6,000円、翌年度繰越額も2,559万6,000円でございます。うち未収入財源は、国庫支出金が1,279万8,000円、地方債が1,270万円、不足する額9万8,000円は当年度分損益勘定留保資金にて補てんするものでございます。

以上、平成29年度本別町水道事業会計予算繰越計算書報告とさせていただきます。

○議長（方川一郎君） これで報告済みとします。

次に、報告第4号公用車両の交通事故に起因する和解及び損害賠償額を定めることについて、報告を求めます。

阿部社会教育課長。

○社会教育課長（阿部秀幸君） 報告第4号専決処分報告公用車両の交通事故に起因する和解及び損害賠償額を定めることにつきまして、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告いたします。

1 ページをめくりまして、次のページを御覧ください。

事故の概要でございますが、本事故は駐車場内停車中における事故であります。

平成30年4月5日12時35分頃、公用車両、シエンタ帯広〇〇〇〇〇〇〇〇が、芽室町で開催される十勝社会教育委員協議会理事会へ委員長代理で出張する際、移動中、中川郡本別町南4丁目1番地1、ローソン本別南4丁目店駐車場内において、停車後、右側前方ドアを開けた際、強風にあおられ、隣に駐車中の東京美装北海道株式会社の所有する車両、プロボックス帯広〇〇〇〇〇〇〇〇の右後方に接触し、車体表面を損傷させた事故について、5月8日に示談が成立しましたので、民法第695条の規定に基づき、和解し損害賠償額を定めるものでございます。

報告につきましては、和解の相手方、和解の要旨のみ報告させていただきます。

1、和解の相手方ではありますが、住所、帯広市西3条南9丁目2セントラル十勝ビル、氏名、東京美装北海道株式会社帯広営業所、営業所長、〇〇〇〇。

2、和解の要旨につきましては、本件の事故にかかる損害賠償額を一金6万7,945円と定め、本別町が東京美装北海道株式会社に対し支払うものとする内容でございます。この損害賠償額につきましては、全額町村有自動車損害共済金により賄われます。

なお、示談書に記載されている時間につきまして、午後12時35分とありますが、保険会社が示談書を代行して作成しており、保険会社の記載方法としてこのような記載になる旨、報告をうけていることを申し添えます。

いずれにいたしましても、今後、各種業務におきまして交通安全への意識を高め、十分注意を払い遂行してまいりたいと考えております。

以上、報告第4号専決処分報告とさせていただきます。

○議長（方川一郎君） これで報告済みとします。

次に、報告第5号専決処分報告、平成30年度本別町一般会計補正予算（第2回）について、報告を求めます。

村本総務課長。

○総務課長（村本信幸君） 報告第5号専決処分報告、平成30年度本別町一般会計補正予算（第2回）について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので同条第2項の規定により報告いたします。

今回の補正は、ただ今報告いたしました公用車両の交通事故に起因する損害賠償金であります。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67億4,647万4,000円とする内容であります。

3ページ、4ページをお開きください。

下段の2、歳出であります、10款教育費1項教育総務費2目事務局費22節補償補填及び賠償金6万8,000円の補正は、相手方車両修繕費を損害賠償金として支払うものであります。

上段の1、歳入の19款諸収入4項1目7節雑入6万8,000円は、この費用の全額が町村有自動車損害共済金として賄われるため計上いたしました。

以上、簡単であります専決処分報告とさせていただきます。

○議長（方川一郎君） これで報告済みとします。

次に、報告第6号公用車両の交通事故に起因する和解及び損害賠償額を定めることについて、報告を求めます。

大槻建設水道課長。

○建設水道課長（大槻康有君） 報告第6号公用車両の交通事故に起因する和解及び損害賠償額を定めることについて、御説明を申し上げます。

本事故は、除雪作業中における除雪車の事故でございます。

平成30年2月15日午前10時50分頃、公用車両、モーターグレーダー帯広〇〇〇〇〇〇〇が、中川郡本別町新町17番地29、町道新町通り道路上において除雪作業中に除雪プラウの接触により電柱を破損したものでございます。

事故後直ちに北海道電力株式会社により電柱の応急処置を行ない、この度、電柱の補修工事が完了したことなどから5月25日に示談が成立いたしましたので、民法第695条の規定に基づき、和解し損害賠償額を定めたことから、地方自治法第180条第1項の規

定により専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告をいたします。

なお、報告につきましては和解の相手、和解の要旨のみ報告させていただきます。

1、和解の相手であります、住所は帯広市西5条南7丁目2番地、氏名は北海道電力株式会社、執行役員、送配電カンパニー帯広支店長、〇〇〇〇氏であります。

2、和解の要旨につきましては、本件の事故にかかる損害賠償額を一金79万3,843円と定め、本別町が北海道電力株式会社に対し支払うものとする内容でございます。

なお、この損害賠償額につきましては、全額町村有自動車損害共済金により賄われます。

今後はこのような事故を起こさないよう、より一層交通安全への意識を高め、安全運行を徹底してまいりたいと思います。

以上、報告第6号の専決処分報告とさせていただきます。

○議長（方川一郎君） これで報告済みとします。

次に、報告第7号専決処分報告、平成30年度本別町一般会計補正予算（第3回）について、報告を求めます。

村本総務課長。

○総務課長（村本信幸君） 報告第7号専決処分報告、平成30年度本別町一般会計補正予算（第3回）について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので同条第2項の規定により報告いたします。

今回の補正は、ただ今報告いたしました公用車両の交通事故に起因する損害賠償金であります。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ79万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67億4,726万8,000円とする内容であります。

3ページ、4ページをお開きください。

下段の2、歳出であります、8款土木費2項道路橋りょう費1目道路橋りょう総務費22節補償補填及び賠償金79万4,000円の補正は、電柱修繕費を損害賠償金として支払うものであります。

上段の1、歳入の19款諸収入4項1目7節雑入79万4,000円は、この費用の全額が町村有自動車損害共済金で賄われるため計上いたしました。

以上、簡単であります専決処分報告とさせていただきます。

○議長（方川一郎君） これで報告済みとします。

次に、報告第8号専決処分報告、平成30年度本別町一般会計補正予算（第4回）について報告を求めます。

村本総務課長。

○総務課長（村本信幸君） 報告第8号専決処分報告、平成30年度本別町一般会計補正予算（第4回）について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので同

条第2項の規定により報告いたします。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ60万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ67億4,786万8,000円とする内容であります。

3ページ、4ページをお開きください。

上段1、歳入であります。16款1項1目寄付金1節総務費寄付金50万円の増額補正は、社会教育施設等整備基金として、本別町南4丁目にお住まいの〇〇〇〇様からの指定寄付金でございます。

5節消防費寄付金10万円の増額補正は、消防団物品購入費として、本別町にお住まいの匿名の方からの指定寄付金でございます。

次の2、歳出であります。2款総務費1項総務管理費14目基金費25節積立金50万円の増額補正は、寄付者の意向により社会教育施設等整備基金へ積み立てるものでございます。

下段の9款1項消防費2目非常備消防費18節備品購入費10万円の増額補正は、寄付者の意向により、消防団備品として屋外拡声装置を購入するものであります。

以上、簡単であります。専決処分報告とさせていただきます。

○議長（方川一郎君） これで報告済みとします。

次に、監査委員から平成30年3月分及び4月分に関する例月出納検査結果報告書の提出がありました。その写しをお手元に配布しておきましたので、御了承願います。

これで報告済みとします。

次に、平成29年度土地開発公社決算報告書が町長から提出がありました。その写しをお手元に配布しておきましたので、御了承願います。

これで報告済みとします。

次に、池北三町行政事務組合議会の平成30年第1回定例会以降における主な審議内容について、お手元に配布のとおり報告いたしますので、御了承願います。

これで報告済みとします。

次に、十勝圏複合事務組合議会の平成30年第1回定例会以降における主な審議内容について、お手元に配布のとおり報告いたしますので、御了承願います。

これで報告済みとします。

次に、とちろ広域消防事務組合議会の平成30年第1回定例会以降における主な審議内容について、お手元に配布のとおり報告いたしますので、御了承願います。

これで報告済みとします。

次に、平成30年第1回定例会以降における議長の主な動静について、お手元に配布のとおり報告いたしますので、御了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第5 行政報告

○議長（方川一郎君） 日程第5 行政報告を行います。

高橋町長、御登壇ください。

○町長（高橋正夫君）〔登壇〕 平成29年度の各会計の決算見込みについて報告をいたします。

一般会計の決算見込みにつきましては、歳入総額で75億144万1,000円に對しまして歳出総額は73億9,189万4,000円で、歳入歳出の差引額は1億954万7,000円となる見込みであります。

歳入歳出差引額から、翌年度へ繰り越すべき繰越明許費は一般財源分278万9,000円を差し引いた実質の収支は1億675万8,000円となる見込みであります。

次に、国民健康保険特別会計であります。歳入総額14億1,165万5,000円に對しまして歳出総額は13億5,247万9,000円で、歳入歳出の差引額は5,917万6,000円となる見込みとなっております。

次に、後期高齢者医療特別会計であります。歳入総額1億2,343万5,000円に對し歳出総額は1億2,340万8,000円で、歳入歳出の差引額は2万7,000円となる見込みであります。

次に、介護保険事業特別会計であります。歳入総額10億1,540万3,000円に對し歳出総額は9億8,317万6,000円で、歳入歳出差引額は3,222万7,000円となる見込みであります。

次に、介護サービス事業特別会計であります。歳入総額2億9,113万3,000円に對し、歳出総額は2億8,747万5,000円で、歳入歳出の差引額は365万8,000円となる見込みであります。

次に、簡易水道特別会計であります。歳入総額1億3,064万7,000円に對し歳出の総額は1億2,837万1,000円で、歳入歳出の差引額は227万6,000円となる見込みであります。

次に、公共下水道特別会計の決算見込みであります。歳入総額4億9,909万4,000円に對し歳出総額は4億9,558万8,000円で、歳入歳出の差引額は350万6,000円となる見込みであります。

次に、水道事業会計の決算見込みについて報告いたします。

収益的収入及び支出につきましては、消費税抜きで収入は1億6,216万3,000円、支出は1億6,628万6,000円で、当年度の純損失は412万3,000円となる見込みで、前年度の繰越利益剰余金7,974万2,000円を加えました平成29年度末の未処分利益剰余金は7,561万9,000円となる見込みであります。

次に、資本的収入及び支出につきましては、消費税込みで収入が4,090万円、支出は1億716万3,000円となり、不足額6,626万3,000円は過年度分の損益勘定留

保資金等で補てんする予定であります。

次に、平成29年度病院事業会計決算見込みについて報告をいたします。

まず、平成29年度の患者数の状況であります。入院患者数は1万7,273人で前年度比2,276人の増、外来患者数は4万4,384人で前年度比で2,730人の減、年間延患者数は6万1,657人で、前年度比で454人の減となったところであります。

次に、病院事業の収益的収入及び支出につきましては、消費税抜きで、収入は11億3,305万4,000円、支出は12億6,527万5,000円で、当年度の純損失は1億3,222万1,000円となる見込みで、前年度の繰越欠損金17億8,791万8,000円を加えました平成29年度末の未処理欠損金は19億2,013万9,000円となる見込みであります。

次に、資本的収入及び支出につきましては、消費税込みで収入が1億6,356万6,000円、支出は1億9,396万4,000円となり、不足額3,039万8,000円は過年度分損益勘定留保資金等で補てんする予定であります。

以上、平成29年度各会計の決算見込みの報告とさせていただきます。

続きまして町税等の収納関係について報告をいたします。

まず、町税であります。現年度分の調定額が9億2,270万4,000円に對しまして、収納済額は9億1,710万8,000円で、99.4パーセントの収納率となり、前年度比0.1ポイントの増となりました。

また、滞納繰越分では調定額が3,168万6,000円に對し、収納済額は698万9,000円で、22.1パーセントの収納率となり、前年度比で1.4ポイントの増となりました。

次に、国民健康保険税は現年度分の調定額が2億6,455万4,000円に對し、収納済額は2億5,917万8,000円で98.0パーセントの収納率となり、前年度比で0.2ポイントの増となりました。

また、滞納繰越分では調定額が3,539万9,000円に對し、収納済額は592万6,000円で16.7パーセントの収納率となり、前年度比で1.3ポイントの減となりました。

町税の現年度と滞納繰越分を合わせました収納率は前年度比で0.5ポイントの増となり、国民健康保険税は0.1ポイントの増となったところであります。

以上、平成29年度町税等の収納決算見込みの報告とさせていただきます。

次に、平成31年4月以降のごみ処理体制と銀河クリーンセンターの運営、維持管理についての報告をさせていただきます。

今後のごみ処理体制につきましては、平成31年度から、燃やせるごみ、燃やせないごみ、粗大ごみ、危険ごみ、有害ごみについては、十勝圏複合事務組合のくりりんセンターで、資源ごみの中間処理、小動物の焼却処理については引き続き銀河クリーンセンターで処理されることとなります。

直接搬入されます家庭系と事業系の一般廃棄物の受け入れにつきましては、これまで足寄町の銀河クリーンセンターに搬送していただいておりますが、帯広市までの搬送距離を考えますとき住民の皆様には大きな負担を与えることとなりますことから、ストックヤードで一時受け入れを行い、一時保管の上くりりんセンターへ搬送する方法を考えておりますが、帯広までの搬送経費やストックヤードの一時保管に係る経費などの諸問題もありますことから、これまでの体制を基本に、収集方法、受け入れ方法等について、今後も検討、協議を進めてまいりたいと考えております。

ごみの分別方法や排出方法の変更に伴う住民周知につきましては、時間を要しますことから、できるだけ早い時期にごみの分別ガイドブックの試用版を作成し、説明会を開催していきたいと考えております。

銀河クリーンセンターの今後の運用についてですが、業務量が大幅に縮小することとなりますことから、平成30年度をもって池北三町行政事務組合を解散をし、足寄町が事務を承継することとし、該当事務を足寄町に委託することで、経費の負担軽減を図りながら、運営と維持管理をしていく方向で調整を進めております。

ごみの処理体制につきましては、住民生活に影響の大きい事業でありますことからサービスが低下することのないよう取り組んでまいりたいと思いますので、議員各位の御理解とまた御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

なお、組合の解散、事務の委託等、各構成町の議会での議決が必要となりますことから、関係議案につきまして本定例会に提案しておりますので、よろしく御審議をいただきたいと思っております。

次に、本別湯の閉鎖に伴う今後の対応について報告をいたします。

長年にわたり一般公衆浴場、銭湯として営業を行っていただきました本別湯が、平成30年4月25日をもって営業を終了いたしました。

このことに伴いまして、公衆浴場を利用されていた方々に対し、これまでも一般開放しておりました老人福祉センター入浴室の利用につきまして直接チラシを配布し、町民の皆様には暮らしの情報紙かけはし4月15日号等で周知を行なってきたところです。

また、営業終了前の平成30年3月から4月には、本別湯に御協力をいただきながら、入浴の利用者に対します今後の意向について、聴き取りによりアンケートの調査を実施してまいりました。

アンケートの調査結果では、本別湯の利用者15人から回答をいただきまして、本別湯閉鎖後の入浴の機会について、老人福祉センターを利用するが6人、自宅に風呂を設置するという方が3人、本別温泉グランドホテルを利用するという方が3人、自宅の風呂を利用するが2人、浴室のある公営住宅への住み替えを希望する人が1人となっております。

現在、老人福祉センター入浴室の一般開放日は、年末年始及び祝日を除く毎週火曜日、金曜日の週2回で、女性が13時から14時、男性が14時から15時までの2時間の入浴時間となっております。一般開放の利用者数は、本別湯閉鎖前が男性3人前後、女性が

8人前後でしたが、閉鎖後につきましては、男性は同数でありましたが、女性は13人と5人の増加となったところであります。入浴時間を15分前倒しして12時45分からとして、利用者の御協力をいただき、3交替で入浴ができるように時間帯の調整を今行なっているところであります。

今後の対応といたしましては、毎週火曜日と金曜日だった入浴日をですね、毎週月、水、金の週3回として、祝日も利用できるように入浴日数を拡大し、女性の入浴時間を1時間延長して12時45分から14時45分、男性の入浴時間を15分延長して14時45分から16時とする方向で、7月1日から実施したいと考えております。また、関係部局と連携し、風呂設備のある公営住宅への住替支援など各種支援に努めてまいります。なお、関係予算につきましては本定例会に提案をしておりますので、よろしく御審議をいただきたいと思います。

次に、本町が出資しております第3セクター企業の経営状況について報告をいたします。

株式会社本別システム総合研究所の平成29年度の経営状況であります。国は一億総活躍社会の実現と地方創生の推進などの経済対策を打ち出したものの、先行きは依然として不透明な厳しい状況が続いております。この厳しい経営環境の下で、堅実な経営努力と徹底的な経費の削減と効率的な営業展開を行い、収益確保を絶対条件に経営努力してまいりました。

平成29年度は、本別町国民健康保険病院におけるオーダーリングシステムの更新と、管内公立病院では先駆けとなります電子カルテシステムの導入、更に整備更新の最終年度となりました小中学校教育用、公務用コンピュータの導入などの大型事業につきまして順調に受注をすることができ、売上高、前年比27.0パーセント増の1億3,607万円、経常利益は前年比48.0パーセント減の30万円と、増収減益ながら3期連続の黒字決算で完了したところであります。

経済状況は次期以降につきましても厳しい状況が予想されておりますが、競合に負けることなく、職員、協力会社一丸となり努力する方針でありますので、今後とも特段の御理解と御支援をお願いする次第であります。

以上、本別町議会第2回定例会行政報告とさせていただきます。

○議長（方川一郎君） これで行政報告を終わります。

◎日程第6 承認第1号

○議長（方川一郎君） 日程第6 承認第1号専決処分の承認を求める件〔平成29年度本別町一般会計補正予算（第16回）〕についてを議題とします。

本件について報告を求めます。

村本総務課長。

○総務課長（村本信幸君） 承認第1号専決処分の承認を求める件について御説明を申し上げます。

平成29年度本別町一般会計補正予算第16回について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

補正の内容は、平成29年度歳入の地方譲与税及び各交付金、地方債の確定並びに特別交付税の確定などですが、議会を開催する時間的余裕がありませんでしたので、専決処分を行ったものであります。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,852万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ70億424万8,000円とする内容であります。

それでは、事項別明細書により歳出から御説明いたします。

9ページ、10ページをお開きください。

2、歳出ですが、2款総務費1項総務管理費14目基金費25節積立金5,852万4,000円の補正は、地方譲与税、地方交付税等の歳入の確定によります収入増を財政調整基金に5,852万4,000円を積み立てるものでございます。

なお、財政調整基金は当初2億3,000万円を取り崩しておりますが、前回までの計上分と合わせて1億448万7,000円を積み戻すこととなります。

なお、土地開発基金を除く全基金の29年度末残高は、前年度より6,384万円減の34億4,429万2,000円になる見込みであります。

次に5ページ、6ページにお戻りください。

1、歳入でございますが、2款地方譲与税、3款利子割交付金、4款配当割交付金、5款株式等譲渡所得割交付金、6款地方消費税交付金、次のページの7款自動車取得税交付金については、関係機関からの実績額の通知により調整を行うものであります。

9款1項1目地方交付税6,216万6,000円の増額は特別交付税の確定によるものであります。なお、普通交付税総額は26億6,925万8,000円で、前年比5.0パーセントの減、特別交付税総額は3億2,556万9,000円で、前年比2.3パーセントの減であります。

地方交付税と臨時財政対策債を合わせた合計は31億6,600万5,000円で、前年比4.6パーセントの減となりました。

下段の17款繰入金2項基金繰入金5目農業振興基金繰入金845万8,000円の減額補正は、基金充当事業の事業費確定により、鳥獣被害防止総合対策事業で655万円の減、農業振興人材育成事業で190万8,000円の減となったことによるものでございます。この農業振興基金につきましては特定目的基金でございまして、今回当初予算で充当事業を計上しておりましたけれども、事業費の確定によりまして今回調整をするものでございます。鳥獣被害防止総合対策事業につきましては、当初1,034万円を計上しておりましたけれども、今回事業費の確定に伴いまして379万円の充当額と調整をいたしました。

て655万円を減額しております。農業振興人材育成事業につきましては当初211万円の充当を予定しておりましたが、事業費の確定に伴いまして20万2,000円の充当額としまして、今回190万8,000円の減額としたところでございます。

次の20款1項町債1目1節総務債150万円の減額と、2目衛生債1節清掃債20万円の減額、3目農林水産業債1節農林債30万円の減額は、いずれも借入額の確定によるものでございます。

次に、4ページにお戻りください。

第2表地方債補正であります。1、変更、これは、借入額の確定に伴い限度額を変更する内容であります。

起債の目的、過疎対策事業限度額4億7,290万円を4億7,090万円に変更するものであり、起債の方法、利率、償還の方法は変更ございません。

以上、平成29年度本別町一般会計補正予算（第16回）の専決処分報告とさせていただきます。御承認賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（方川一郎君） これから質疑を行います。

質疑は、歳入歳出、地方債補正一括とします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、承認第1号専決処分の承認を求める件〔平成29年度本別町一般会計補正予算（第16回）〕についてを採決します。

お諮りします。

本案は報告のとおり承認することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第1号専決処分の承認を求める件〔平成29年度本別町一般会計補正予算（第16回）〕については、報告のとおり承認されました。

◎日程第7 議案第43号

○議長（方川一郎君） 日程第7 議案第43号本別町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村本総務課長。

○総務課長（村本信幸君） 議案第43号本別町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、本別町国民健康保険病院において救急業務に従事する職員、医師を除く、について、救急患者受入体制等の充実を図るために、夜間、休日等の待機体制を整えることとなったことにより、待機命令に対する手当を支給するため改正の必要が生じたところから提案するものであります。

それでは、改正条文により説明をさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

本別町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例。

本別町職員の特殊勤務手当に関する条例（平成11年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条中第12号を第13号とし、第8号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の1号を加える。

第8号、救急業務待機手当。

これにつきましては、救急業務に従事する職員が待機命令により自宅等で待機する場合に支給する手当を追加するものでございます。

第17条を第18条とし、第10条から第16条までを1条ずつ繰り下げ、第9条の次に次の1条を加える。

救急業務待機手当。

第10条、救急業務待機手当は、規則で定める職員が、救急業務に備えて自宅等において、勤務時間外に待機を命ぜられたときに支給する。

第2項、前項の手当の額は、その待機1回につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

第1号、待機時間が午前8時30分から午後5時15分までの間の場合、2,500円。

第2号、待機時間が午後5時15分から翌日の午前8時30分までの間の場合1,500円。

第10条では、手当の支給対象となる業務を定め、手当の支給範囲については本別町職員の特殊勤務手当に関する規則において、本別町国民健康保険病院に勤務する看護師及び准看護師、臨床検査技師、診療放射線技師と定めております。

また、手当の額については、休日等の日中に待機する場合は1回につき2,500円、午後5時15分から夜間に待機する場合は1回につき1,500円といたしました。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

以上をもちまして、議案第37号本別町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についての提案説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（方川一郎君） これから質疑を行います。

阿保静夫君。

○10番（阿保静夫君） 新たな条例の中身の提案ということですが、今までこの条例がない状態でそれぞれ勤務されていたと思うのですけども、どういう扱いをされていたのかということが1点です。

それから、待機時間についてそれぞれ金額を決めて提案されておりますけれども、昼間のほうの待機時間の場合、いわゆる午前8時30分から午後5時15分までが2,500円、それから夜ですね、午後5時15分から翌日の8時30分までが1,500円という、何か逆じゃないかなという印象を受けるのですが、その辺の考え方を伺いたいと思います。

○議長（方川一郎君） 村本総務課長。

○総務課長（村本信幸君） まず1点目の御質問です。これまでの勤務体系といえますか、その関係でございますけども、これまでも当然救急、例えば重篤の患者さんがいらっしゃる場合ですとか、救急車が夜間、患者さんが搬送された場合等、当然ございましたけども、これまでは看護師長等の管理職が対応してまいりました。ただ今回、この待機体制というのを職員全体でしっかりとっていかなければならないということで、今回病院のほうで待機体制を組むこととなりましたので、それに合わせて今回手当の条例改正を提案をさせていただいたところでございます。

それと手当額の考え方でございますけども、まず昼間のほうが日中2,500円、夜間1,500円ですが、待機を命ぜられたときの状況等を考えたときに、休日ですね、日中のほうが待機を命ぜられますと自宅等で待機体制をとりますので、拘束の度合いといえますか、そういったものをちょっと考えております。

今回設定するにあたりまして、管内、道内の同様の待機手当を設けている市町村を調査させていただきました。十勝管内では、足寄町と広尾町、この2町が救急呼出待機手当という名称で、同様の待機手当を定めております。この2町とも同じように、勤務時間が若干違いますけれども、足寄町の場合ですと午前8時35分から午後5時5分までが2,500円、午後5時5分から翌日の午前8時35分までが1,500円。広尾町も同様に、午前8時30分から午後5時15分までは2,000円、午後5時15分から翌日の午前8時30分までが1,000円というふうに定めておりますので、こういった他町村の状況等も検討いたしまして、このような設定とさせていただいたところでございます。

○議長（方川一郎君） ほかに。

矢部隆之君。

○1番（矢部隆之君） 今粗粗聞きましたけども、日中2,500円と夜間1,500円ということで、待機される方、命令出されたら待機しなければいけないのでしょうか、日中でいえば、通常業務で勤めている看護師さんとか準看護師さんいると思うのですけども、それでもなおかつ待機をさせなければいけないのか。先日新聞広告にも出ていたけども、人がいないからこういう体制をとらなければいけないのか。

それと夜間の関係なのでございますけれども、条例の9条で、夜間看護業務手当6,800円とあ

りますよね、9条でうたっております。これとの関連性、夜の業務命令、待機命令出される方との関連性どうなのかということと、もう1点、2,500円なり1,500円ということで、例えば夜に、待機される方が呼び出しが来て病院に来るよということになりますと、例えば3時間勤めたということになりますと、超勤手当といいますかね、そういった100分の125なり100分の150なりというのは、別途業務の時間に応じて正規に支払われるのかどうかということも含めてちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（方川一郎君） 村本総務課長。

○総務課長（村本信幸君） 御質問にお答えいたします。まず1点目ですけども、ちょっと私の説明が不十分だったかと思いますが、第1号で定めます待機時間が午前8時30分から午後5時15分までの間の2,500円の部分ですけども、これは休日等ですね、日曜、土曜ですとか祝日、そういった場合に待機命令を受けたときの金額設定となります。

3点目の関係ですけども、当然待機を命ぜられて自宅等で待機をして、例えば救急患者が搬送される、あるいは入院されている重篤の患者さん等の容態等がかわって、人手が必要になって呼び出しを受けた場合、当然勤務した時間に応じて時間外勤務手当を支給することとなります。この手当はあくまでも待機を行なった場合に支給される手当ということで御理解をいただければと思います。

2点目の関係については、藤野事務長のほうから答弁させていただきます。

○議長（方川一郎君） 藤野病院事務長。

○病院事務長（藤野和幸君） 2点目の夜勤手当6,800円との関係ということで、お答えいたします。夜勤手当6,800円といいますのは、通常夜勤、看護師3人体制で毎日行なっております。その3人の看護師に対しての夜勤に対して支給するものでございます。以上でございます。

○議長（方川一郎君） 矢部隆之君。

○1番（矢部隆之君） ということは、今回これ待機命令を夜勤の方々に出すということは、その3人体制でも足りないから、こういった形で待機命令を出さざるを得ないような今の業務体制なのかどうかということはどうなのですか。

○議長（方川一郎君） 藤野病院事務長。

○病院事務長（藤野和幸君） ただいまの質問にお答えいたします。今現在夜勤3人体制をとっておりますが、急患で夜患者さんが入って帯広へ搬送するといった場合が生ずることがございます。その場合、看護師1人同乗して行かなければならなくなりますので、そうなる病院内に看護師が2人しかいなくなるという状況が生じますので、そのような場合は待機をお願いしている看護師を呼び出して、病院に登院していただくということでございます。

○議長（方川一郎君） ほかにありませんか。

大住啓一君。

○4番（大住啓一君） 2名の方から質問がありました。若干重なる部分もあるかもしれ

ませんが御容赦いただきたいと思います。

まず1点目でございますが、なぜこの6月定例会にこのような条例改正を出すのか。一般的に考えまして、これは当然条例が通ったといたしましたら歳出が伴いますね。手当出すのですから。なぜ3月定例会に行なわなかったのか。何か深い理由があるなら、それなりの理由を求めるといふことと、今夜勤体制だとか諸般出てきました。この時期に特殊勤務手当を新設してですね、町民の方々に説明できるとお思いになって当然提出したと思えますけれども、その辺の考え方をまずお聞かせいただきたいといふことと、手当ですから当然対象になった職員は1回2,500円なり、場合によっては月に、休みが何日あるかわかりませんが、2回であれば5,000円ですか、2,500円かける2ですから、それなりのお金をいただくといふことになってきますけれども、仮に超過勤務手当等、先ほども説明ありましたが、重なった場合、これは手当の二重支払い、二重取りになるのかならないのか。これは公務員法等々で重なってくるとお思いと思いますが、その辺法律との兼ね合いがどうなっているのか。

それからですが、拘束するといふことですね、命令かけるといふことですから。これが例えば今の説明をお聞きしますと、夜の部分は当然夜の分、土日祝日も命令かけるといふことになりまして、例えば一週間単位、一月単位の勤務時間の考え方、これは労働基準法の関係で何時間以上とか細かく決まっていると思えますけれども、その辺の法律との整合性は、考えて出していると思えますけれども、皆さんにわかりやすく出して説明をしていただきたいといふこととでございます。

一番重要なのは、なぜ4月1日から施行すべくですね、3月定例会などで出せなかったのか。どのような形で内部協議をして、これだけ大きな条例改正を今この6月に出してきたのか、その辺を求めるとでございます。

○議長（方川一郎君） 大和田副町長。

○副町長（大和田 収君） まず1点目の、なぜ今回提案をしたかという部分について私のほうから答弁させていただきます。

先ほど総務課長のほうから説明あったとおり、今まで待機については管理職員がやっておりました。総務課長を中心に管理職でやっておりましたが、回数、夜勤の部分が重なりました。体調を崩す職員が出てまいりました。そのような形がありましたので、全体の看護師不足の中で体調を崩す方が出てきたことによりまして、今までの勤務がスムーズにできなくなってきた部分がありました。そういう部分を踏まえまして、医者、それから看護師、事務局との協議をいたしまして、であれば職員全員でその部分に対応していこうという部分が整いましたので、今回6月補正とさせていただきますとさせていただきます。以上です。

○議長（方川一郎君） 村本総務課長。

○総務課長（村本信幸君） それでは私のほうから御質問にお答えをさせていただきます。まず、特殊勤務手当と時間外勤務手当の関係でございますけれども、手当の二重払いにな

らないのかという御質問だったと思うのですが、当然この待機手当につきましては、待機命令を受けた場合発生するものでございますけれども、それは自宅等で待機していた場合に発生するものです。時間外手当は実際に病院に登院をして勤務をした場合に、その時間に応じて発生をいたしますので、この待機手当と時間外勤務手当については別々に支給されるものでございますので、法的には問題ないというふうに考えてございます。

それと命令により拘束をされるということで、その勤務時間の考え方でございますけれども、労働基準法によりまして、待機をして拘束をされている時間というのが勤務時間には含まれないという解釈をしておりますので、それに基づきまして、実際待機命令を受けて自宅等で待機している時間については、当然勤務時間には入らないということになりますので、先ほど言いました、例えば38時間何分の勤務時間には含まれないというふうに考えております。

○議長（方川一郎君） 大住啓一君。

○4番（大住啓一君） 今総務課長なり副町長からお話がありました。法的に何ら問題ないということでのお話ですけれども、これどこかの裁判の判例だとか、総務省だとかそちらのほうに照会をかけての話なのか、自分たちだけの解釈なのか、その辺をお聞きしたいということと、体制を確立するために職員皆で話したということでございますけれども、管理職の看護師なり、管理職の技師長さんなり技師がおられると思うのですよね。職名どういうふうに呼ぶのかわかりませんが。その辺の方々と話をした中で行かなかったのかどうなのか。できなかったのかどうなのか。あえて、先ほども聞きましたですけども、総務課長は全道という話がありましたけど、管内で足寄と広尾だけという話でお聞きしましたが、全十勝的にこのレベルの病院を持っている町で全部がやっているわけではない、この中で本別町が3町目ということになれば、なぜこういうことを言うかということ、管理職のそういう職種の管理職がいた中で、先ほどもお話しになっているかもしれませんが、なぜ4月1日からしないでこの時期に賃金の支給が伴うことを、なぜ今やらなければならないのか。それであれば皆さんでもう少し話をして、町民の方々とも相談した中で、病院のモニターの方もおられると思いますけどもね、その辺で話をして、今回決めなくても私はいいのではないかと。皆さん大変な思いして、行政を見守っている町民の方々にどう説明をするということになるかということなのです。ただ体制が悪いから、救急病患者の方を搬送する、それはもう当たり前のことであってですね、管理職の方々に対応できないのであれば超過勤務手当だけで出すとか、そういう方法をとれるはずなのです、今までそうやってきていること。それを急遽こういう場所ですね、6月定例会の冒頭でこういうことが出てくる、我々議員協議会でも相談受けているわけでもございませぬし、その辺の考え方、どのように考えているのか再度伺います。

○議長（方川一郎君） 高橋町長。

○町長（高橋正夫君） 一番はなぜ今の時期なのかということですけども、私どももこの問題については、本当によく頑張ってくれているなと思っていました。それはなぜかとい

うと、看護部門は3人の管理職がこの救急対応だとか待機をずっとやってですね、今までね。これだけ救急時間が多くなると、待機をしていると、ほとんど休みなく、夜もですね、休日も出て来なければならない。それで体調を崩す管理職が、非常に厳しい状況になってきているということがありましてですね、何とかこれを解消するということになりました。議会にも提案させていただきましたが、看護師不足もありますけども、夜勤専門の派遣の看護師さんも来ていただくような、いろいろな対応をしてきたところですが、その中でどうしてもこの救急対応、待機が管理職の3人だけで回すということは、これはもう体力的にも条件的にも不可能だと。こういうことで、これはどういう具合に対応するかと、医師から含めてスタッフ全員で協議してきました。その中で出てきたのは、今この救急含めた医療を本別町の国保病院がやめるわけにはいかないと。継続するためにどうするかという、住民の皆さんの願いをしっかりとこれからも継続して実施をしていくためには、やっぱり今管理職の方が体調を崩して休まれるとドクターがその分を担ってですね、本当にドクターがその分を救急の搬送含めて対応していると。それももう限界に来るだろうと、そういうことを含めてですね、これは病院に勤務する看護師全体としてそれを皆で担っていくと、そういう体制の中にできれば、例えば30人であれば月に1回とか、単純計算ですからそのようになっていくとですね、それぞれ負担も少なくなるし、全体の中で患者さんの救急救命に対してですね、対応できるのではないかと。そういうことで、対応をしていくということで協議してきました。その結果として、このような時期に対応になってきたということでありまして、それは今までの最大限、本当にぎりぎりまで努力してきましたけども、もうここに来たらそれが立ち行かなくなると。ここでその体制をしっかりと、全体の中でこの体制をつくっていくということにしなければ救急医療そのものが崩壊に近づくと、こういうような判断の中でそれぞれ先ほど言いましたけど、医師から看護師全体の中で協議をしながらこういう体制をつけて、本当に今のこの6月の議会の中での補正の提案と、条例も含めての提案ということになりました。この現状については非常にもっと早くということで、それはあるかもしれませんが、ぎりぎりまで努力してきた結果がこのような時期になって、大変申し訳ありませんがこのようなことで、何としても乗り切っていかなければならない、そういうことで提案をさせていただいていることを御理解いただきたいと思います。以上であります。

○議長（方川一郎君） 大住啓一君。

○4番（大住啓一君） 町長が何としてもという言葉、わからないわけではないですけども、全く誠意が感じられないということです。それだけ皆がひっ迫しているのであれば、なぜ2月3月、定例会でなくても臨時議会もいっぱいありました。なぜ我々にも相談もなくですね、お話ぐらいあってもしかるべきでなかったかと。そして管理職で手立てができない、だからこうするんだと。それで私いろいろなときに聞いてございますけれども、町外から通っている看護婦さん、11人いるということで報告受けています。待機してなさいと言って急患が入りました、町外から通って来ていて、それに対応できるのですか。

それとこの条例には直接関係ないのですが、ほかの職員の方にも関係ありますからあえてお聞きしますが、災害等、待機したときの、その辺の考え方と一緒にならないのですか、これは。この部分だけが病院が大変だからと言うのであれば、先ほども私言ったように、病院のモニターの方々だとか町議会だとか自治会の研修だとか、そういうときに病院もこう大変なんだと、年間何ぼ救急車が走っていて、広域化になってもあちこちから来ると、そういうことを含めて説明してですね、それでやっていくのが筋であって、急遽6月のこの定例会の冒頭にこれ出てきてもですね、ちょっと待ってくださいというのが普通の考え方ですよ。これは予算が伴ってくることなのです、予算が。予算が伴うのは、一般的に地方公共団体で考えるのは間違いなくいろいろな法律に照らし合わせて、3月に条例を改正して、そこで出してくるというのが私はそうではないかと思うのですよ、予算議会に。今回出してきた、2,500円だから1,500円だからということではなくてですね、その辺をどのようにお考えになって出してきたのかということと、11人が町外から通っているということですね。年度末でかわったかもしれませんが、11人ということは10人以上いるということです。その方々がちゃんと対応できるのかということが、これは素朴な疑問です。

それと、この条例に直接関係ないと言われればそれまでですけども、ほかの部局、例えば住民課あたりで今アメダスが発達していますから大雨警報なり出てきてですね、それになったらどうするかということ。それも含めて、皆懸念されることですから、それでどういうふうを考えているか。その、全く誠意が感じられないということです。11人どういうふうにするかということですね。

○議長（方川一郎君） 高橋町長。

○町長（高橋正夫君） 誠意が感じられないということでは決してありませんので。現状が、ここまで努力してもですね、限界に行ったということなのです。ですから今の提案になったということで、ここはやっぱりしっかり理解してください。管理職3人だけで、看護部門は3人だけでこの待機をやっていたのですよ、今まで。ところがこれだけ、本当に毎日のように、そして夜中も含めて多くなると、それはもう自分の休みもなくなって、肉体的にもいろいろなもので限界が来て、もう仕事を休まなければならないと。こういうことが続いてきているものですから、これだったらもう病院そのものが、看護体制がなくなると、崩壊してしまうと。今までの努力の限界はここで来たからこのときに、今それを改善しなければならないということであります。そのためにこういうことを全体の中で協議して、待機は皆でやろうと、そういうことでそれぞれ負担を皆で薄めながらですね、しっかり患者さんの救急に対応するために、しっかりと体制をとってこうということで、ドクターから技術者含めて決めました。特にレントゲンだとかですね、そういう部門は少ない中で的人数ですからもっともっと回数も多くて、また救急に対応するというのもやっていますから、それは含めてですね、スタッフ全員がそのような体制になってきたということであります。

もう一つ言えるのは、今11人通っているかということ、通っている人も来てもらわなければ、この看護体制がならないということ、これも今までからも理解していただければと思いますが、この待機についてはですね、町外からの通勤されている職員も、待機についてはしっかりと対応していただくことですから、それは特段問題なくですね、対等に待機をちゃんと担っていただくと、そういうことでありますので、そこら辺については御理解いただきたいと思います。

これだけ頑張っていたいでいる現場のですね、ぎりぎりまでの中ですから、それは誠意があるのかなとかという問題でなくてですね、本当に親身になって頑張っていた結果、もう限界に来ているからこういうような形の中での提案であります。それぞれの町の、国保病院を持っている所の事情はそれぞれ違うかもしれませんが、私どもの本別町の国保病院の看護体制、そしてまた検査体制含めてですね、本当にこれだけぎりぎりまで救急の指定を含めて、それを担っていくためにはこういう体制をとっていかなければ、この後住民の皆さんの願いにも応えられないと、こんな病院になりかねないということ含めて今回提案したということでもあります。以上であります。

○議長（方川一郎君） 高橋利勝君。

○11番（高橋利勝君） 待機者の体制について何点かお伺いしたいと思いますが、まず1点目はですね、この待機者というのは、例えば月にどの位の回数になるのか、1日何名ということに大体考えているのか、まずその点についてお伺いをしたいと思います。

それとですね、先ほどちょっと説明の中で1回2,500円というふうにお話しましたが、例えば待機者がこの時間に指定になったときに、状況によってはその時間帯に緊急が複数あり得る可能性もありますよね。そういった場合には待機者が複数該当するということになるのかどうかということ、そういう意味ではいろんな体制があるから、この待機者をどのように回していくとか、当番制とかそういうような指定をする、指定の仕方としてどういうような方法をとっていくのか、その辺についてお伺いをしたいと思います。

○議長（方川一郎君） 村本総務課長。

○総務課長（村本信幸君） それでは私のほうからは2点目の、同じ日に例えば複数回、1回出て自宅に戻った場合、また出た場合の扱いですけども、あくまでも待機手当については1回でございますから、その日命令を受ければ2,500円なら2,500円の支給となります。当然呼び出しがあつて登院をして勤務をすれば、先ほども御説明しましたけども、時間外手当が支給されますので、手当についてはあくまでも1回につきとか、その1日につき支給するというところでお願いします。

1点目と3点目につきましては藤野事務長のほうから答弁させていただきます。

○議長（方川一郎君） 藤野病院事務長。

○病院事務長（藤野和幸君） 高橋議員からの質問、まず1点目ですけれども、現在考えておりますのは、26人の看護師で回す予定をしております、若干病気で休んでいたりとか、そういう看護師もおります。そういう方々が復帰すればまたお願いするようなこと

もありますが、今現在は26人の看護師で回す予定をしております、そうすると月に1回ないしは2回程度回ってくる計算になります。

3番目の回し方というのでしょうか、どのようにあてていくのかというようなことですが、まず通常の勤務、あと当直ございますので、ここを決定した後、その中で当直明けに待機があたるとか、そのようなことがないように考慮しながら決定していくということになっております。

○議長（方川一郎君） 高橋利勝君。

○11番（高橋利勝君） 言葉の問題ですから最初の、1回2,500円というのはちょっと誤解を招くと思うのですね。1日2,500円ということに、最後にそういうふう言い直しましたけども、その辺はそういうふうになったほうがいいと思うのですが。

今、月に一、二回程度です、回していくということですが、先ほど言いましたように当番表みたいなのは、誰々と順番みたいな形でやっていくということになるのか、それとも例えば予め指定するというか、前の日に指定するなんていうことにはちょっとならないですね。やはり一定の期限を持って指定をするということではないと、本人の都合という問題も全く否定できないわけですし、そういう意味で言うと、こういう指定をしたけど本人が出られないということ、どうしても都合がつかないということになればそれは尊重されるということもあると思うのですけども、そういう意味です、当番表というか、どういうふうにこの26人を回していくのかという、基本的な考え方でいいですから、その具体的な部分ではいろいろあるのかもしれないけど、その辺のところはちょっとよくわからないのですけど、もう1回答弁をお願いします。

○議長（方川一郎君） 藤野病院事務長。

○病院事務長（藤野和幸君） 先ほども申し上げましたが、まず通常の勤務、あと当直体制を決定します。この決定にあたりましては当然全看護師からの、この日は用事があって出られないとかございますので、そういった要望を聞いたあと通常の日勤、あと当直勤務等を決めます。ここが決まらなければ当然次の待機も決まらないということで、ですから待機は順番に、例えば一度決めればその順番どおりいくということではなく、当然各個人の都合の悪い日もございますので、そういったものも考慮しながら平均的にあたるように考えていくこととございます。万一何かの所で急遽出られなくなった場合とか、決めたあと日程の都合が悪くなったということも当然あり得ると思いますが、そのような場合は看護師同士でお互い調整し合って、交換し合っていただくというようなこととお願いしているところでございます。

○議長（方川一郎君） ほかにありませんか。

篠原義彦君。

○3番（篠原義彦君） 3点ほど。先ほどこの日直は土日、祭日ということになると毎日でないから26人で回っても、1回に何人待機させるのか。それによって回数は変わってくると思うのですけども、その辺のことと、先ほど行政報告の中で、患者さんが減ってい

る中で救急患者がこの3カ月間どの位あったのか、それをお知らせください。

○議長（方川一郎君） 暫時休憩します。

午前11時30分 休憩

午前11時40分 再開

○議長（方川一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

答弁、藤野病院事務長。

○病院事務長（藤野和幸君） 先ほどの御質問でございますが、まず待機の人数と申しますか、夜は365日、毎日1人交代であたるということになります。土、日、祝日の昼間につきましても1名が待機にあたるということになっております。

直近3カ月の人数ですけれども、1、2、3カ月でございますが、19人でございます。土、日、昼、祝日の19人でございますが、年間で51人となっているところでございます。

国保病院への消防からの急搬、年間の数字ですけれども、平日の昼間も入れまして267人の急患の患者を受け入れている状況でございます。以上です。

○議長（方川一郎君） 篠原義彦君。

○3番（篠原義彦君） 今急患の人数のことなのですが、3カ月間で19人、年間で51人、そのほか267人という、これ外部の患者さんも入っているのですか。町民以外の人。もうちょっとわかりやすく説明してもらえますか。

○議長（方川一郎君） 藤野病院事務長。

○病院事務長（藤野和幸君） ただいまの質問ですけれども、患者の町内、町外につきましては、申しわけありません、把握しておりません。救急搬送の患者さんが町内の人か町外の人かということについては、把握はしておりません。

○議長（方川一郎君） 藤野病院事務長、答弁続けてください。

○病院事務長（藤野和幸君） 昨年1年間で本別消防署から救急で運ばれた患者の人数につきましても267人となっているところでございます。

○議長（方川一郎君） 藤野病院事務長。

○病院事務長（藤野和幸君） 大変失礼いたしました。先ほど私が申し上げました19人という人数につきましては、土、日、祝日の昼間、3カ月の夜の救急で運ばれた患者数でございます。51人というのが、同じく土、日、祝日、平日の夜の急患で運ばれた患者さんの数でございます。

○議長（方川一郎君） 篠原義彦君。

○3番（篠原義彦君） 今の説明はわかったのですが、先ほど267人と言った数字、これは。それを土日以外関係なく、365日のうちの267人、これは皆町内ですよね。

○議長（方川一郎君） 藤野病院事務長。

○病院事務長（藤野和幸君） 267人という数字につきましては、昨年1年間の消防からうちの国保病院へ搬送された患者数でございます。

○議長（方川一郎君） 小坂総務課主幹。

○総務課主幹（小坂祐司君） 今の267名ですけども、町内の方とは限りません。交通事故等々もございます。以上です。

○議長（方川一郎君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

大住啓一君、御登壇ください。

○4番（大住啓一君）〔登壇〕 議長の許可をいただきましたので、反対の立場で討論をさせていただきます。

今多くの議員の方々からも質疑がありました。再三申し上げているように急遽出てきた話で、税金を使つての特殊勤務手当を支給するという内容になろうかと思ひます。この部分については、私も先ほど来からお話しさせていただいており、町民の皆さまに説明をしなければならないということと、この条例がもし通つたとしても手当という形でお金がついて回ることですから、それらのことも考えた中で病院のモニターの方々、町民の方々に詳細にわたって丁寧に説明をすべきだと思ひますので、今定例会でのこの条例の一部改正については反対をさせていただくということでございますので、議員各位の賛同を得た中でよろしくお願ひしたいと思ひます。それにかえまして討論とさせていただきます。以上でございます。

○議長（方川一郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

高橋利勝君、御登壇ください。

○11番（高橋利勝君）〔登壇〕 私は賛成討論をさせていただきます。

現代の医療技術が進んでまいりますと、患者の命を救うためには、いかに緊急に患者を病院に搬送するかということ、緊急体制というものの充実が求められています。そういう意味では、今回の条例制定にあたって今の町立病院の状況を考えたときに、少しでも緊急体制の充実を図るという意味から、今回の条例制定については私は賛成いたします。

ただ、緊急体制の充実を図ることになりますと、当然それを担う職員についてはいろいろな意味で大変苦勞をされるといひますか、そういうことになりかねません。今回の条例制定にあたって以降もですね、職員の皆さんと協議をしてですね、その運用については慎重にして、できるだけ多くの皆さんに心からそういう体制で臨んでもらえるようお願いをいたしまして、賛成の討論とさせていただきます。

○議長（方川一郎君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

これで討論を終わります。

これから、議案第43号本別町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを

採決します。

この採決は起立によって行ないます。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（方川一郎君） 起立者7人。

よって起立多数です。

お座りください。

したがって、議案第43号本別町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎散会宣告

○議長（方川一郎君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

念のため申し上げます。

明日、6月6日から13日及び16日から17日までの10日間は休会であり、6月14日午前10時、再開であります。

これをもって通知済みとします。

なお、一般質問の通告は、6月7日正午をもって締め切りとします。

質問のある方は、締め切り時間厳守の上、提出願います。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

散会宣告（午前11時52分）

○議長（方川一郎君） 開会前に、大和田副町長より発言を求められておりますので、これを許します。

大和田副町長。

○副町長（大和田 収君） 議長よりお許しをいただきましたので、平成30年5月12日付け人事異動におきまして、説明員であります課長職の異動がありましたので、私より職名と氏名を紹介させていただきます。

向かいまして左側でございます。前列1列目、教育委員会、教育次長兼管理課長の久保良一です。

○教育次長兼管理課長（久保良一君） 教育次長兼管理課長の久保と申します。よろしくお願いいたします。

○副町長（大和田 収君） 同じく1列目、学校給食共同調理場所長、坪忠男です。

○学校給食共同調理場所長（坪 忠男君） 学校給食共同調理場所長の坪です。よろしくお願いいたします。

○副町長（大和田 収君） 以上でございます。よろしくお願いいたします。貴重な時間ありがとうございます。

平成30年本別町議会第2回定例会会議録（第2号）

平成30年6月14日（木曜日） 午前10時00分開議

○議事日程

- 日程第 1 議会運営委員長報告
日程第 2 一般質問

○会議に付した事件

- 日程第 1 議会運営委員長報告
日程第 2 一般質問

○出席議員（11名）

- | | | | | | |
|-----|-------|-------------|-----|-------|-----------|
| 議 長 | 1 2 番 | 方 川 一 郎 君 | 副議長 | 1 1 番 | 高 橋 利 勝 君 |
| | 1 番 | 矢 部 隆 之 君 | | 2 番 | 藤 田 直 美 君 |
| | 3 番 | 篠 原 義 彦 君 | | 4 番 | 大 住 啓 一 君 |
| | 5 番 | 山 西 二 三 夫 君 | | 6 番 | 黒 山 久 男 君 |
| | 7 番 | 小 笠 原 良 美 君 | | 8 番 | 方 川 英 一 君 |
| | 1 0 番 | 阿 保 静 夫 君 | | | |

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者の職氏名

- | | | | |
|-----------------------|-------------|---------------|-------------|
| 町 長 | 高 橋 正 夫 君 | 副 町 長 | 大 和 田 収 君 |
| 会 計 管 理 者 | 花 房 永 実 君 | 総 務 課 長 | 村 本 信 幸 君 |
| 農 林 課 長 | 菊 地 敦 君 | 保 健 福 祉 課 長 | 飯 山 明 美 君 |
| 住 民 課 長 | 田 西 敏 重 君 | 子 ども 未 来 課 長 | 大 橋 堅 次 君 |
| 建 設 水 道 課 長 | 大 槻 康 有 君 | 企 画 振 興 課 長 | 高 橋 哲 也 君 |
| 老 人 ホ ー ム 所 長 | 井 戸 川 一 美 君 | 国 保 病 院 事 務 長 | 藤 野 和 幸 君 |
| 総 務 課 主 幹 | 小 坂 祐 司 君 | 総 務 課 長 補 佐 | 三 品 正 哉 君 |
| 建 設 水 道 課 長 補 佐 | 小 出 勝 栄 君 | 教 育 長 | 佐 々 木 基 裕 君 |
| 教 育 次 長 | 久 保 良 一 君 | 社 会 教 育 課 長 | 阿 部 秀 幸 君 |
| 学 校 給 食 共 同 調 理 場 所 長 | 坪 忠 男 君 | 農 委 事 務 局 長 | 郡 弘 幸 君 |
| 代 表 監 査 委 員 | 畑 山 一 洋 君 | 選 管 事 務 局 長 | 村 本 信 幸 君 |

○職務のため議場に参加した者の職氏名

- 事 務 局 長 鷲 巢 正 樹 君 総 務 担 当 主 査 越 後 忠 君

開議宣告（午前10時00分）

◎開議宣告

○議長（方川一郎君） これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 議会運営委員長報告

○議長（方川一郎君） 日程第1 議会運営委員長から報告を行います。

議会運営委員長方川英一君、御登壇ください。

○議会運営委員長（方川英一君）〔登壇〕 報告いたします。

意見書の取り扱いについて申し上げます。

本日まで4件の提出がありました。

一つ、北海道主要農作物種子条例の制定に関する要望意見書。

一つ、教職員の超勤・多忙化解消「30人以下学級」の実現、義務教育費国庫負担制度堅持、負担率2分の1への復元、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見書。

一つ、2019年度地方財政の充実・強化を求める意見書。

最後ですが、これからの高校づくりに関する指針を見直し、機械的な高校統廃合を行わないことを求める意見書。

以上4件の意見書について、最終日の本会議で審議をする取り扱いと予定いたしました。

以上、報告といたします。

○議長（方川一郎君） これで、報告済みといたします。

◎日程第2 一般質問

○議長（方川一郎君） 日程第2 一般質問を行います。

順次、発言を許します。

11番高橋利勝君。

○11番（高橋利勝君）〔登壇〕 議長の許可を得ましたので、通告をいたしました2問について質問させていただきます。

まず最初に、本別高校の存続についてであります。

平成30年度の本別高校の入学者は40人以上の欠員となり、2間口には届かず、1間口となってしまいました。当初は2間口の確保の期待が強かっただけに、町民の中には失望感があります。しかし、多くの町民の願いは、本別高校の存続だと思えます。

そこで、今後の取り組みについて、以下、3点お伺いします。

まず1点目ではありますが、道教委は、ことしの入学試験で40人以上の欠員のあつ

た高校の来年度の募集学級数を9月に発表するとしています。新聞報道では、教育長は、厳しい状況だが、道教委には2学級維持を要望したいとコメントしていますが、9月決定に向けて、どのような展望のもとで臨む考えか、お伺いいたします。

次に、2点目ではありますが、本別高校への町内外からの入学に当たっては、本別高校を考える会の役割は大きいと思います。5月30日に総会があり、新役員で平成30年度事業計画がスタートしました。総会には教育長も出席されていると思いますので、今後の取り組みについて、どのように受けとめているのか、お伺いします。

最後に3点目ではありますが、本別高校の存続は、本町の教育だけではなく、まちづくりの上でも重要な課題だと思います。改めて町長の所信をお伺いします。

以上3点、お伺いいたします。

○議長（方川一郎君） 佐々木教育長。

○教育長（佐々木基裕君）〔登壇〕 高橋議員の、本別高校の存続についての御質問についてお答えいたします。

1点目の、2間口要望に関する考え方ではありますが、今春の本別高校への入学生は32名と、3年続きの1間口となりましたことから、4月26日に町長と私どもが北海道教育委員会を訪れ、本別高校の入学状況等を報告するとともに、次年度も引き続き2間口募集枠を確保していただきたい旨の要請をしてきたところでございます。

6月5日に道教委が公表しました、平成31年度から33年度の公立高等学校配置計画案によりますと、本別高校の募集枠は、定員割れしている他の14校とあわせ、9月の計画決定時に公表するとのことでありますので、厳しい状況にはありますが、何とか2間口の募集枠を確保できるよう、引き続き要請活動を積極的に展開してまいる所存でございます。

また、このままでは存続が危ういのはとのことでありますが、道教委がことし3月に策定しました、これからの高校づくりに関する指針によりますと、1学級1間口の高校にあっても、地元進学率が高く、1学年20人以上の在学生在が確保できるのであれば、再編を留保するとのことでありますので、本別高校が仮に1間口の募集枠になったとしても、即廃校につながるものではないと捉えております。

私どもは、本別高校を維持、存続させていくための最優先すべき取り組みは、地元中学生の進学率向上にあると捉えていますことから、現在、本別高校の魅力発信や進路指導対策、中高連携による出前授業等について、本別高校及び町内中学校と協議を重ねつつ、情報を共有しながら、連携した活動を展開しているところであります。

2点目の、本別高校の教育を考える会の取り組みについてではありますが、遠距離通学支援や学力向上支援、進路指導対策支援、体育・文化部活動支援、入学準備支援金等の各種支援策につきましては、今後も継続して支援することとし、今年度は、仮称ではございますけれども、本別高校の支援の輪を広げる町民の集いを開催し、全町挙げて本別高校を盛り上げ、その町民力をもって本別高校存続に向けた気運を高めるこ

ととしてございます。

町教委といたしましても、本別高校の教育を考える会の皆様とともに知恵を出し合い、連携した取り組みを展開してまいりたいと考えておりますので、引き続き議員の皆様への御理解と御支援をお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（方川一郎君） 高橋町長。

○町長（高橋正夫君）〔登壇〕 高橋議員の3点目の御質問の答弁をさせていただきます。

私どもは、一貫して地域の子どもは地域で育てるということを今までもずっと基本に据えて取り組んできました。特にまちづくりの原点はやっぱり人づくりでありますし、特に教育、医療、産業がしっかりしているということが、やっぱりまちづくりの大きな基本だというふうに思っておりますので、私ども、特に本別高校、御質問にありますように、取り組みを全力で、今、教育委員会、また、支える会を含めて、種々、本当に知恵を絞りながら取り組んでいるということについては、やっぱり基本的には、私どもは18歳の春まではやっぱり親元で、そして生まれ育った地域の歴史や文化や、また、風土や、また、親御さん、家族含めてのしつけや、人との絆などを深めて、大人になるための準備をしっかりとそこで育み、育てていただくと、そういうことがやっぱり人づくりとして基本でありますし、その人に対する思いやりが、それぞれ社会人になって、それぞれ日本で、また世界で、しっかりと人として通じる人材を育てる、そういう意味では、何としてもこの本別で、住みなれた、生まれた、また、ここへ来て定住している、そういうお子さんをしっかりとまちを挙げて育てていくことが私どもの使命だというふうに思っております。

そういう意味では、今、教育長からお話がありましたように、残念ながら今回は、かなりの期待をしながらも、1間口ということになりました。でも、希望は捨てずに、道教委はもちろんですが、知事部局にもこのことをしっかりと伝えながら、やっぱり責任を持って、今、特に子どもたちは、この北海道から、少子化の中で、人材を育てて、都市部へそれぞれ進学しながら行って、都市部で活躍するという人ももちろん必要ですけれども、やっぱりこれだけの人口減少の中では、特に北海道を支える、地域を支える人材をどう育てていくか、こういう教育方針も、道教委が中心となって、そういう教育方針をしっかりと立てながら、北海道のために、また、この北海道を支えるそれぞれ地域のために、しっかりとこれからもその地域を支える人材を育てていく、こういうことを基点に、しっかりと道教委とも交渉させていただいていますし、その方向で取り組みをさせていただいています。

そのためには、地域で子どもを育てるためには、北海道や道教委に任せるだけでなく、それぞれ我々も地元として、地域自治体として、できる限りの支援もさせていただきながら、子どもたちをしっかりと、安心して学ぶ環境をつくりながら育てていくということにこれからも全力を尽くしていきたいと思っております。やっぱり条件の

中では、それぞれ1番は地元の子どもたちが地元の学校へどれだけの進学をしていく、そういう希望を持つかということが一番大事なことでありますが、以前にも町民集会的なものについてもさせていただきましたけれども、今回もそれぞれ町民の皆さんとともに、本別高校の存続、そしてまた、子どもたちの学びの環境をしっかりとつくっていくということで、町民の皆さんと一緒に、その仲介的な役割をしながら育てていくということをやっていきます。大変少子化で厳しい状況でありますけれども、しっかりと本別高校を中心に子どもたちを育てる、学びの環境を育てるために、これからも全力を尽くしていきたいなと思っています。

以上申し上げて、答弁とさせていただきます。

○議長（方川一郎君） 高橋利勝君。

○11番（高橋利勝君） 今、それぞれ教育委員会、あるいは町の次年度に向けての決意をお聞きしました。改めてその決意に向けて全力を上げてほしいと思います。

ただ、私が申し上げたいことは、今年度というか平成30年度に残念な結果になったわけですが、問題は、なぜそうなったのかというのは、これは子どもたちの責任とか親の責任ということではないですけれども、やはりそれをちゃんと分析をして、やはり一定程度総括をした上で臨むということも含めてなければ、なかなか今の思いだけでは、私は今の進路のあり方という意味でいうと、大変難しいのではないかと思います。特にことしの場合ですと、これは本別中学校の進路希望を見ての話ですが、今までは、スポーツ、進学、就職等のことを考えて他校へ進まれるということもあったわけですが、ただ、今年度の傾向でいくと、一部、町の隣の高校へ行っている生徒、また、通信制高校へ行く生徒、結果としてこれがどれだけの生徒になったかわかりませんが、今までと違った、そういう傾向が出ており、募集人員の確保の中で大きな影響を与えているように思っています。

それともう一つは、32人入学されましたけれども、結果として女性は6人というふう聞いています。これは今までにない傾向でありまして、私なりに考えますと、本別高校は女性でも吹奏楽とか弓道とか、いろいろ活躍されているわけですが、それがこういうような結果になったわけですが、一つは、やはりこの辺のところをどういうふう考えているかということを再度お聞きしたいと思います。

それから、2問目になりますけれども、本別高校を考える会の役員も新たにかわりまして、会員も見ますと、やはりそうそうたる体制で、学校PTAなどなど、総力を上げて会員が取り組むということになりますので、平成30年度の事業計画もありました。先ほども言いましたように、その中で、新聞にも出ていましたけれども、7月に町民集会を実施したいということも書かれていますが、ただ、私は、その部分では、今、町長が言っていましたように、町民全体でということでもありますから、やっぱり教育委員会、町、そして私たち議会も入るのでしょうか、そうしたところとも連携をして、主催は本別高校を考える会ということですが、やはり昨年の集会を上回る町民

の皆さんの参加をいただいて、盛り上げていくというか、そういうようなことも大事ではないかと思しますので、その点、2点についてお伺いします。

○議長（方川一郎君） 佐々木教育長。

○教育長（佐々木基裕君） 御質問にお答えしたいと思います。

まず1点目でございます。平成30年度の本別高校への入学者が32名ということで、一部女子生徒が隣の高校のほうに行ったのではないだろうか、その分析はということでございますけれども、私どもも最大の要因につきましては、地元進学者が19名ということで、その前の年と比べまして12名の減となりました。この部分につきましては、地元中学生が本別高校以外の高校を選択したということでございますけれども、特に進路を決定する終盤に来まして、女子生徒の一部が隣の高校のほうへ進学を希望したということでございます。私どもは、昨年度におきまして、アンケート調査を各中学校に3回実施しまして、進路希望がどうであるのか、その部分のアンケート調査をとって分析をしております。その分析の結果等につきましては、3月の議会で報告させていただいたとおりでございますが、いずれにいたしましても、女子生徒の入学者が大幅に減ったということでございますので、この辺につきましては、今、各中学校を回りまして、担任の先生及び進路指導の先生、それから管理者と、私どもがそれぞれ直接にひざを交えて協議をしているところでございます。これらの部分につきましては、今後、今の3年生がどの進路先を選択するのか、それを十分に把握しながら、それぞれ個々の対応をとってまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解を願いたいと思っております。

2点目の、本別高校の教育を考える会のことでございます。私どもは、本別高校の教育を考える会の皆さんが、ことし、新たな体制で、会長さんもかわりましたけれども、今の会長さん以下、本別高校の教育を考える会の会員の皆さんそれぞれが熱い思いを持って、今後、本別高校を存続するためにどのような支援がいいのか、それを今、十分に論議していただいているところでございます。

実は本日午後6時から、本別高校の教育を考える会の役員さんにお集まりいただきまして、7月24日に開催する町民の集い等を初め、さらに今年度の活動をどのようにしていくのか、協議を進めてまいるところでございます。その本別高校の教育を考える会の皆さんとともに、またさらに町議会の皆様、そして各関係団体の皆様とも、今後十分に協議を進めながら取り扱って、前に進んでいきたいと思っておりますので、よろしく御理解を願いたいと思っております。

以上でございます。

○議長（方川一郎君） 高橋利勝君。

○11番（高橋利勝君） 進路の問題ですから、生徒自身の希望を阻害するようなこともあっていけないし、親の希望を阻害するようなことがあっていけないと思うのですが、そういう意味では難しい問題ですけれども、ただ、今、再質問でも言いま

したように、隣町の高校に行かれた、それともう一つ、通信制高校に多くの方が行っていますけれども、通信制高校というのは、なかなか学校になじまないとか、過去にはそういういろいろな事情のある子が行っていたというふうに聞いています。ただ、現在は、授業のあり方として自由なので、そういった問題と関係なく、いわゆる進路として選択をするというふうなお話も聞いていますから、そういう意味では、通信制高校というの、そういう希望の進路の一つに改めて入ったのだなというふうに思っています。

そこで、町民集會も、やはりさらに我々も努力していきますけれども、何と云っても生徒が本別高校を選択していただかなければ2間口にはなっていないわけですし、先ほど言いましたように、本年度の傾向というのは、本年度の一時的なものというふうに受けとめるのか、それとも、今後こういう傾向になるのかというふうなことから、これは大きな違いがあると思うのですが、そういった関係でいきますと、基本的には、先ほども答弁にありましたように、中学校と高校の連携、いろいろなことをやっていますし、今、高校生が小学校へ行ってというような形で連携をとったりして努力をしていることについては理解をしますが、それが思うようにいかないと言うとちょっと語弊があるのかもしれませんが、結果がなかなかついていけないというふうな気持ちもあるので、その辺の連携と、それから、小中高の連携について、今もう既にやっていますけれども、改めて今後の新たな考え方もあればお伺いしたいのと、今言ったように、進路の傾向というのは一時的なものなのかどうか、その辺の受けとめ方について再度お伺いします。

○議長（方川一郎君） 佐々木教育長。

○教育長（佐々木基裕君） 御質問にお答えをさせていただきます。

今年度、入学者の状況は一時的なものなのかということでございますけれども、私といたしましては、今年度の入学状況を見ますと、終盤に来てから一定程度の塊の女子生徒が他校に行ったということにつきましては、私は一時的なものとして捉えてございます。一昨年度におきまして、勇足中学校さんで隣のまちの高校に行っていますけれども、ことしは誰もそこを選択していないということでございますし、通信制の関係もあろうかと思いますが、ことしの入学者の状況を見ますと、それぞれのお子さんがいろいろな環境にありまして、どうしても通信制を選択しなければならない状況と申しますか、要は個別的な教育を受けながら通信制で頑張りたいというお子さんが数多くおりましたので、そういう状況になったものと捉えておりますが、今の現中学3年生を見ますと、そういう状況ではありませんので、通信制もひっくるめて、ことしの状況は、私どもは一時的なものとして捉えておまして、その部分につきましては、今後、もう検証は終わっていますけれども、それを土台に、基礎にしまして、次年度の進学率を向上させるための努力をしまいたいなと思っております。

高校との連携でございます。今、高校の校長先生とたび重なる協議をさせていただ

いてございます。それで、小学生と高校生の連携といいますかふれあい、それから、中学生と高校生のふれあい、そして、高校の先生と中学の先生の交流等、さまざまな観点から、何ができるのか、今協議をしてございますし、このたび通学合宿、中央公民館で小学生が行いますけれども、そこには高校の校長先生がみずから高校生を何人か連れてきていただいて、理科教室を開催することになってございます。それで小学校と高校の連携もそこで図られますし、また、出前授業、高校の先生が中学校に来て出前授業をすとか、いろいろあります。

そのほかに、私どもが今注目しておりますのは部活動でございます。部活動につきましては、高校におきましては顧問教諭の配置が必須でございます。それで、1人の先生が複数の部活動を受け持つなどして、生徒が望む部活動を何とか維持できるように、今配慮いただいているところでございまして、特に今年度は新たに卓球部を創設させていただきました。また、野球部に関しましても、これまで他の高校との連合チームとして大会に出場してございましたけれども、この夏は単独チームで出場できる体制を整えていただきましたので、生徒も張り切って、今練習に励んでいるところでございます。高校の先生方の惜しめない努力に感謝しているところでございます。町教委、それから高校の教育を考える会といたしましても、各種部活動に対しましても、今まで以上に外部指導者の派遣等について積極的に支援してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（方川一郎君） 高橋町長。

○町長（高橋正夫君） 補足というか、一つ答弁させていただきますけれども、本別高校に進学する中で、実に早い段階から、本別高校は先生方を中心に、就職指導、また、進学指導含めて、本当に熱心に取り組んでいただいて、町もわずかばかりですけれども、教材だとか資格のそれぞれ認定についての支援をさせていただきましたけれども、最近になって道教委とかなり私どもも町村会としてそれぞれ協議をする場が多くなっているのですが、少子化ですから、少人数の教育をどう保障していくのか、これは本当に人づくりとして一番大事なところですから、それぞれ特色のある学校をつくらうということはもちろん大事なことのただけれども、特色のあるということで、そして少人数になると、逆に高校がなくなるのではないかと、こういうことが、地域も、もちろんPTAもそうですし、子どもたちも不安なのです。ですから、こういうことではなくて、本当に少人数でもいかに子どもたちをしっかりと、何回も言いますけれども、学べる環境をしっかりと保障して、北海道としてそのことをバックアップしていけるかということ、自治体と一緒に頑張ってまいらしようということで、方針をそれぞれつくらせてきました。

今回の指針の中でも、例えばキャンパス校が20名以下だったら、それは即廃止対象になるのですが、今回は、それも少人数で、さらに10名という枠の中にハードル

を下げながら、離島などなど含めても、子どもたちがちゃんと学べる環境をつくる。また、少人数でも、1間口になったからとすぐ廃止対象、統合の対象でなくて、先ほど教育長も答弁しましたように、進学率が、地元からの願いがあれば、そこはしっかり保障していくと、こういうことにさせていただいていますが、特に本別高校に限って言わせていただくと、今申し上げましたように、先生方は本当によく努力していただいて、休み時間、また、夏休み、冬休み含めて、しっかりと指導していただいていますし、また、国も、本別と上士幌と大樹に、ちょっと科目的に不安のある生徒さんがいたら、それを特別支援という形で、年間80時間の特別支援を個別に指導していただけるという、そういう指定校にもなっておりますので、本別はそういう意味ではいろいろな意味で子どもたちの不安を解消できるような指導体制があるのですが、残念ながらそこが十分に子どもたち、また、親御さん方に伝わっていないというところが今までありました。

いろいろな部活も含めて、指導体制などを含めても、これは学校だけに任せるのではなくて、まちの指導員もたくさんおりますので、それぞれの人たちも協力しながらやっていこうということで、今、話をずっとさせていただきましたので、それら含めて、昨年の特徴的なのは、早い時期に野球部の親御さんが来られて、本当に本別高校で野球ができる環境であれば、全員が本別高校に進学を希望すると、こういうことまで言っていただきながら、子どもたちに少しでも希望をつなぐということで、大きく今回頑張ってください、この前、校長先生のお話を聞くと、春は野球の試合はそれこそ複数校で連携して出場しましたがけれども、夏は単独で、それぞれの部活の中から、また応援団もいただきながら、単独でやるということでもありますから、これがこれからの希望する子どもたちにまた大きな希望も与えますし、また、一時できなかった卓球もそうありますし、また、伝統的な弓道だとか、子どもたちの勉学はもちろんですが、部活にも希望を持つ、そういう部活があれば、しっかりとまちも挙げて応援しながら、地元の高校にしっかりと進学して、本当に伸びやかに学んでほしいと、こういうことで取り組んでいくということでもあります。

もう一つ申し上げますと、十勝管内でも大きく声が上がっているのは、要するに4学区あった十勝の教育環境が1学区になって、全部帯広のほうに集まっていても不思議でないぐらいな、そういう状況にしておいて、地域を守れ、特色を守れ、学校を守れといっても、それはなかなかいかないだろうと。そういうことを含めて、本当に子どもたちの未来を考えるのだったら、学区の復活もしっかりとしていって、それぞれ地域が競争したり、とんでもない財政支援をするようなことで、本当に言い方はあれかもしれませんが、ぶんどり合戦みたいなことになっていきますから、これは全道的ですけれども、そのようなことが本当にいいことなのか、こういうことを含めて、しっかりと北海道も町村もこのことを、子どもたちがそれに翻弄されることのないように、しっかりと本当に地元で安心して学べる環境をつくるために、もう一度教育環境も含

めて取り組んでいこうと、こういうことに今進めさせていただいています。

何とかそういう中でも、本別高校も少し中学生が少なくなっていますけれども、できれば、今答弁ありましたように、小中高一貫教育の、まさにそのような町でありますから、そこもしっかりと先生方にもさらにお互いに連携もしてきていただきながら、大変忙しい中ですが、子どもたちに少しでもふれあっていただいて、地元の高校へということも含めて努力させていただきながら、本当に結果として子どもたちが、やっぱり地元で、親の中で、そして地域の中で育てていただいたことに感謝していただけるような環境をつくっていききたいなというふうに思います。ぜひ議会はもちろんですが、町民の皆さんも御理解をいただきながら、全力で取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上であります。

○議長（方川一郎君） 高橋利勝君。

○11番（高橋利勝君） 今、町長から答弁いただきましたけれども、私も、今、2間口の議論をしているときに、例えば1間口になったらどうしようというふうな議論は余りするということはどうかなとは思ってはいるのですが、ただ、やっぱり町民の皆さんからも言うように、将来的にも少子化というのは目に見えて、今は2間口確保について努力していけるけれども、将来的に見ると、なかなかそれは難しいのではないかと。その中で、今、町長の答弁があったように、パイの奪い合いのような議論ではなくて、1町1村というのですか、そこに一つの高校をと、そういう方針をやはりきちっと、それも求めていかなければいけないのだろうと思います。議会としても、今回の議会に道教委の高校の方針見直しの意見書を提出しますので、そういった形も含めて、要するに2間口に努力しながらも、一方、1間口でも本別高校が存続していけるように取り組むということは、町民にとって大変関心のあるところだと思いますので、改めてその決意をもう一度お伺いします。

○議長（方川一郎君） 高橋町長。

○町長（高橋正夫君） 1間口で、統廃合対象で、なくなるのではないかと。現実にそうですね。隣の町もありましたし、十勝管内も複数校ありましたけれども、そういうことは、やっぱり本当に子どもたちを育てる環境としてはまずいということを含めて、今までそれぞれ協議させていただいて、少人数の教育をどう確保して保障していくのかということにシフトをさせていただきました。今回の指針の中にもそれは明確に記述されて、それは1間口だからといって学校が即なくなるということはないよということで、ちゃんと明記させていただきました。

まさに今御質問のとおり、子どもたちの学びの環境というのは本当に大事なことです。それは本当にパイの奪い合いどころか、本当に特色ある学校をつくれと言いますから、教育でなくて別のほうにいつてしまっていて、私もいろいろな町村会、14の旧支庁の町村会のお話を聞くのですけれども、お互いにすごいのですよね。1億円以

上も財政支援するとか何とかというのも当たり前のようにやって、それで行ったとか、少なくなったとかという話で、これは本当に子どもたちの教育ではないだろうと。そのことをもう少し本当に正しいというか、きちっと未来に向かった方向に目を向ければ、まだまだ子どもたちにいい教育環境がつかれるのではないかと、そういう思いでありますから、それは私どもは1間口になったから大丈夫だということではなくて、やっぱり子どもたちのそれぞれの、進学も就職も部活も含めて考えるときに、やっぱり1間口で募集するのと2間口にいるというのは、これは大きな差があると思うのです。1間口でいくと、やっぱりだんだんだんだん30人になったり20人になったりということになりかねないということでもありますから、できれば最低限の2間口を何としても維持させていただきながら、どうしても少なくてかなわないときは、そのときはまた1間口でも仕方がないかもしれませんが、必ず2間口という、そういう少し波がありますけれども、必ずそのことを常に頭に入れながら、子どもたちがよりよく元気に活動できる、学べる、そしてまた、部活も含めて本当に希望を持てる、その環境のためには、最低限、やっぱり2間口を目指しながら、しっかり頑張ることが我々の使命だというふうに思っておりますので、それは我々の思いだけではできませんので、子どもたちにも、そしてまた、それぞれ保護者の皆さん、PTAの皆さん方にも御理解いただきながら、なぜ地元で営々たる80年の歴史を超える高校があるのかということも含めて、しっかりとその歴史も、また文化も継承できるように、そして今、いろいろ取り組んでいただいている学校現場のそれぞれ小中、そして高校の先生方の頑張りと、また、熱心さなどもしっかりと子どもたちに理解いただきながら、目の前にある高校と二つの中学校がしっかりと連携できるように、またそれぞれ取り組みの中で努力させていただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（方川一郎君） 高橋利勝君。

○11番（高橋利勝君） 次に、通学路、歩道の補修、整備についてお伺ひします。

町道の歩道は傷んでいるところも多く、町民から補修や整備を望む声があります。その中でも、せめて児童生徒が利用する通学の歩道は、徒歩通学にしても自転車通学にしても、安全に歩行できるように、通行できるように補修、整備をするべきではという声があります。

そこで、以下2点についてお伺ひします。

1点目ではありますが、本別中央小学校通り、本別大橋過ぎの高校側信号機左折から中央小学校までの歩道、自転車道は、ひび割れ、でこぼこ、縁石の崩れなどが至るところにあり、児童生徒が安心して通学するためには支障を来しているのではという指摘があります。歩道、自転車道の状況から見て、再整備を検討するべきと思いますが、考え方を伺ひます。

2点目ではありますが、町道中央橋通り、中央橋から高校交差点までの歩道は

ひび割れがひどく、一部補修していることから、全体的に補修するべきと思いますが、考え方を伺います。

○議長（方川一郎君） 高橋町長。

○町長（高橋正夫君） 高橋利勝議員の2問目の、通学路、歩道の補修、整備についての御質問の答弁をさせていただきます。

まず、歩道の舗装につきましては、整備後、年数も経過していますし、特に小学校通りは昭和45年に中央小学校に改組されて、設立してから、そのときに整備した道路でありますから、私もしょっちゅう通りますからよく見ているのですけれども、あそこは少し安心できるのは、今までは自転車が歩道を走るというのは、ほとんど交通ルール上、認めなかったのですが、近年は交通安全上でそれも可能となりましたから、そういう面では、あれだけ多くの子どもたちが通うときに、事故のないようにと願いながら見るのですが、そういう意味では、小学校の通りに限って言うと、歩道の部分と自転車の部分と両面ありますから、少し余裕があって、ありがたいと思うのですが、御質問ありましたように、確かに年数がたっていますから、ひび割れ状態というのは、斑紋が広がるような、クモの巣状態みたいな、そういうひびが入っていることも事実でありますし、また、縁石は、除雪の関係で、もろいものですから、かなり欠けたり、そういう部分がありますが、ただ、全体的に波を打っているとか穴が空いているとかということはほとんどありませんが、そういう劣化した部分等もしっかり考えながら、子どもたちに間違っても事故のないようなことにしていかなければならないという意味では、かなり気を配りながら、担当のほうも巡視しながら修理をしています。特に傷みが激しいところは、即応急措置、修繕をしながら対応していくということではありますが、ただ、少しひび割れ状態のやつを全部改修するというのはなかなか難しいですが、町の中の歩道もそうですけれども、今、順次、年次計画で歩道整備をしておりますので、通学路などを含めても、特に傷みの激しいところなどは、その維持、補修に努めながら、交通安全上、支障のないような歩道にしていきたいなというふうに思っておりますので、そういう意味では、この部分についてはしっかりと対応させていただきたいと思えます。

小学校通りは、どうしても最終的に改修しなければならないということになるだろうと思っておりますし、私どもも担当と話しているのは、ちょうど車道と歩道の部分は別に問題ないですが、歩道と自転車道の部分については、今言いましたように、ちょうど真ん中に縁石が入っているものですから、それがかなり削られて低くなったりしていますけれども、できれば、一気にはできませんが、そこは逆に縁石を外して、そこを全部オーバーレイか、また、その部分だけでも舗装にして、また白線で区切るとか、そうすれば維持管理ももっとしやすくなるし、道路の傷みも解消できるのではないかと、そんなことも含めて今対応させていただきますが、当面はひび割れや、また、特にひどい、著しく傷んだところについては、順次、補修工事をやりながら対応して

いくということで御理解いただければと思っています。

2点目の、町道中央橋通りの歩道のひび割れの補修につきましては、今、御質問いただきましたけれども、中央橋のたもと付近につきましては、一部補修を行なっているところではありますが、全体的には横断状にひびが入っていることは間違いないことでもありますから、これも一部補修をしながら、全体的には、このひび割れも含めて、それぞれもっと口が開かないよう、そういうことになれば、また順次補修をもちろんしなければなりません、そのひび割れ状態や、また段差、それから、急に穴があくなどということについては、随時補修を進めて整備していきたいなというふうに思っています。

全体的に、この整備については、それぞれいろいろな技術や工法も含めて、順次対応して、支障のないように努めていきたいなと思います。

以上申し上げて、答弁とさせていただきます。

○議長（方川一郎君） 高橋利勝君。

○11番（高橋利勝君） 中央小学校通りの歩道について再度質問しますが、昭和45年ということですから、もう相当の年数がたっています。それで、今、支障があれば、それぞれ応急措置も含めてやるということですが、ただ、私は、あそこの歩道についての考え方ですが、本来、通行するという意味だけのものではないというふうに思っています。ただ通行するのでしたら、いろいろでこぼことかいろいろあるけれども、通学をする姿を見せてもらいましたら、子どもたちはあそこを歩いていくのに、友達と話をしたり、ふざけるといふか、そういういろいろ遊びをして、道路がでこぼこだとか何とかというのは余り気にはしていないのです。そういう意味では、もっとそれよりも、一緒に帰ることの楽しさみたいでわいわいがやがや帰っているというのが事実ですが、ただ、本別大橋から高校にかけての道道、花壇があって、舗装がきれいになっています。その整備について、当然、生徒からもいろいろな好評を得ているというふうな話も聞いていまして、教育施設としてのいわゆる環境整備といふか、子どもたちがあの歩道を通るのに、やはりそういった今のような高校に向けての道路、歩道のような、そういうような道路も含めて考えていく必要があるのではないかとこのように思うのです。あそこはほとんど子どもたちしか通りませんし、今の状況でいうと、自転車道が低くあって、ただ、歩道も、自転車道が低いゆえに、歩道自体も全体的に下がっているといふか、そういうふうな状況で、これは子どもたちがどうかということではなくて、やっぱり我々大人が見ても、歩道としてはちょっとひどいなというのが率直な環境ですし、学校施設としての環境ということからいっても、これはやはり再考しなければ私はいけないのではないかと思いますので、その点について伺います。

○議長（方川一郎君） 高橋町長。

○町長（高橋正夫君） 子どもたちが通学する、その通学が少しでも元気よく、また

感性を少しでも磨きながら、豊かにということ、農村女性部の皆さんがみずから種をまいて、苗をつくって、中学高校通り、あれだけの歩道に花壇をつくっていただいて、子どもたちと一緒に秋は花壇の花の撒収をしていただくなどなど含めて、本当にそういう意味で、御質問ありましたように、教育環境含めてものすごくいい状況をつくっていただいて、本当に地域の優しさや、そういう心配り、気配りをしっかり感じながら子どもたちが元気に通っているという姿はそのとおりだろうなというふうに思っています。

そういう意味で、そこと特に比較するわけではありませんが、今御質問ありましたように、小学校の子どもたち、本当にお話ありますように、1年生はいつもぴかぴかのカバンを背負いながら、また、上級生などを含めて、あそこは本当に大きなぎわいの中で、子どもたちが行き来する姿の中で、いろいろなことを覚えたり、いろいろなことを体験したり、大事な大事な通学路だと思っています。そういう意味では、今、急にどうこうということの支障はないかもしれませんが、お話いただきましたようなことも含めて、やっぱり子どもたちが少しでもそのような思いだとか環境や状況を少しでもつくっていったらなど、今本当に思っているところです。特に両側は畑になって、その畑の地主の皆さんは、そこに夢のある作物を植えていただいたり、また、この次の春には、あそこにヒマワリの迷路ができるような、そういう希望の持てるような、そういう環境をつくっていただくということも私どもにお話いただいていますから、そういう意味では、大事な子どもたちの通学路、そして子どもたちの学びの庭でありますから、そういう面では、そのことに少しでも私ども応えるような方向でいろいろ検討させていただければなというふうに思っています。

先ほど少し言いましたけれども、逆に今まで劣化してきた、また、ちょうど除雪などでかなり傷んできたブロックなども、この処理の方法もありますが、全部一遍にというわけにはいきませんが、それぞれ御質問いただいた中身を含めて、少しでも子どもたちにそういう環境が、また、見た目でも本当に心がほっとするような、そんな環境の通学路にできるように、少しでも努力していければなというふうに思っておりますので、また順次取り組みをさせていただく、また、計画もつくっていきたいなと思っています。

以上であります。

○11番（高橋利勝君） 終わります。

○議長（方川一郎君） ここで、暫時休憩します。

午前10時51分 休憩

午前11時05分 再開

○議長（方川一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

4番大住啓一君。

○4番（大住啓一君）〔登壇〕 議長の許可をいただきましたので、通告いたしました、難病に対する考え方について質問をいたします。

平成27年1月に、難病の患者に対する医療等に関する法律、これは難病法と称するものでございますが、これが施行され、医療補助制度が大きく変わりましたが、本町の対応、対策について、考え方をお伺いいたします。

指定難病の種類は、平成27年7月から306種類となっています。このことに鑑み、以下3点についてお伺いいたします。

1点目でございますが、本町にお住まいの難病の患者さんは、平成29年3月31日現在、82人と認識していますが、患者さんや御家族の皆さんが集うことのできる施設を充実すべきと思いますが、どのように考えているのか、お伺いいたします。

2点目でございますけれども、本町におきまして、お一人で活動されている方々への支援はどのようにお考えになっているか、お伺いいたします。

3点目でございますが、医療費助成新制度移行により、負担増となることへの不安を感じている難病軽症者の方々への対応はどのようにお考えになっているのか、お伺いいたします。

○議長（方川一郎君） 高橋町長。

○町長（高橋正夫君）〔登壇〕 大住議員の難病に対する考え方についての質問の答弁をさせていただきます。

御質問にありましたように、平成27年1月に、難病の患者に対する医療等に関する法律、難病法が施行されまして、月額自己負担の上限額の変更や、また、対象となります疾患の拡大が図られまして、平成30年4月現在では、医療費助成の対象となる指定難病は331疾患であります。

本町における特定の医療費受給者は、これも4月現在ですが、71名となっているところです。

1点目の、難病患者さんや家族の皆さんが集う施設の充実についてですが、これも以前も御質問をいただきましたけれども、平成17年に町なかに集いの場所を求める高齢者や、また、障がいを持たれている方の活動支援として発足しました銀河サロンでは、カラオケだとか、食事会だとか、ダンスだとか、広くこの集いの中で開催をさせていただきながら、特に食事会では、障がいのあるなしにかかわらず、世代を超えて、毎回40名余りの方が集う交流の場となっております。また、あいの里の交流センターやふれあい交流館におきましても、当事者団体が茶話会などを利用されておきまして、障がい者、高齢者、地域の方々を含めました交流が図られておりますことから、今後も関係団体との連携の強化に努めていきたいと思っております。

2点目の御質問につきましては、1人で、また、あるいは少人数で活動されている方につきましては、関係団体の方々との相互理解を図りますとともに、1人の声もしっかりと反映できるように、障がい者の相互理解、また、連携を図ることを目的としま

した本別町障がい者連絡協議会、チャレンジド・ネットワークへの参加も呼びかけています。

また、昨年もそれぞれ少人数、1人で活動されている人が、このチャレンジド・ネットワークに参加をいただいて、本人いわく、大変貴重なところに参加させていただいたということで、また張り合いを持って活動できるということで、大変喜ばれて、また、チャレンジド・ネットワークの皆さんもしっかりと受け入れながら活動をしている、そういう実態も出てきました。

また、難病については、疾病によって抱える課題や、また、悩みが異なりますことから、チャレンジド・ネットワークほんべつを通じた活動に努めていただいておりますが、引き続きこの活動に対する個別の相談や助言につきましては努めてまいりたいというふうに思っています。

3点目であります、いわゆる軽症者特例、この対象者への対応についてですけれども、平成27年に施行されました難病の患者に対する医療費等に関する法律では、指定難病の診断の基準は満たしていても、重症分類、症状の程度が満たされていない方につきましては、指定難病にかかわる月ごとの医療費の総額、これは自己負担額ではありませんが、3万3,330円を超える月が1年に三月以上ある場合については、医療費の助成の対象となる特例が設けられているところであります。また、北海道、特に保健所が発行します難病の医療費の支給認定に関する通知書の中で、軽症者の特例に該当する場合は、医療費助成の対象になることが記載をされているところであります。

本町における難病患者の支援につきましては、現在、38人の方に相談支援を初め介護保険サービス、また、障がい福祉サービスの提供を行なっておりまして、難病患者の方が日常生活や災害時に適切な支援を受けることができるように、保健所とも連携を図りながら支援に努めているところであります。

また、相談などを含めては、本町においては、健康管理センターや総合ケアセンターが身近な相談支援機関となりますから、引き続き個別相談や支援に努めてまいりたいと思います。

以上申し上げて、答弁といたします。

○議長（方川一郎君） 大住啓一君。

○4番（大住啓一君） 答弁をいただきました。3点に分けて質問してございますので、飛び飛びになるかもしれませんが、答弁の方、よろしくお願ひしたいと思ひます。

まず、今細かく答弁いただきました。集う施設の関係でございますけれども、今、町長のほうからありましたように、銀河サロン等々、あいの里ふれあい交流館等々あるのは承知してございます。

後段のほうの答弁でもありましたように、難病の方々の種類によりまして、なかなか

か人となじめないだとか、症状がなかなか我々健常者とかわらない部分もあったりすることがあるやに聞いてございます。したがいまして、そういう難病の方を一堂に集めるといっても、これまた大変なことだと思えますし、なかなか障がいのある方々とも、これもまた大変なことだと思えます。高齢者の方々だとか、お子さんとふれあうことも、これも必要だと思えますので、月日はかかるかもしれませんが、担当の部局のほうで、今お話しさせていただいたような方々とふれあう場所、こういうことをもっと重点的にやっていったほうがよろしいのかなど。一つ一つの障がいのある方、難病の方の疾病によってこうだあだでなくて、皆さんが集うようなこともまた必要なのかなというふうに思えますし、また、集えない方々もおられますし、今、町長の答弁で、本別町で71名という数字が出てきています。私のほうで82名ということで認識しておったのですが、この差はどういうことなのか。いろいろ個人的な、プライバシー保護だとか、個人情報等々があって出ていない部分もあるのか、その辺の考え方だと思えますけれども、いずれにしても100人近い方々が難病で苦しんでおられるという、この町でもいるということだと思えますので、その辺をどのように考えているか、再度お伺いしたいと思えます。

それから、マスコミ等でも紹介されておりますけれども、この4月から、札幌市で難病手帳というのを発行されてございます。これは難病の方、今申したように、いろいろな331種類がございまして、いろいろな難病で苦しんでいる方がいます。いざ災害になったときに、どのような器具が必要なのか、どのような身の回りのものが必要なかというようなことを網羅した手帳だというふうになっているようでございます。札幌市では200万人の大都市の政令都市で、2万人の方々に無料配布しているということだと思えますから、本別町でもこれは一朝一夕ではいかないと思えますけれども、北海道の保健福祉部だとか、先進地である札幌市だとか、難病連の方々ともよく相談されて、すぐできないにしても、個人で持っておられて、また、家族の方々が共有することによって、いち早く災害のときに大変なことにならないというようなことも含めて、そういう将来的に難病手帳のような制度を設ける考えがないのか、あわせてお伺いしたいと思っております。

それから、3点目に質問いたしました、難病の軽症者の方々に、これが受給者証が負担増になっていくということが、昨年12月で緩和期間が過ぎてございますので、その辺、相談を受けて、北海道がということになろうかと思えますけれども、北海道の保健福祉部の見解を聞きますと、やはり地元の町村からもそういう情報がほしいということだと思えますから、その辺を漏れることなく、軽症者といいながら、そういう形で受給者証が漏れることがないような手法をとっていきべきだと思えますけれども、その辺も再度あわせてお伺いしたいと思えます。

それから、難病の方々が独自で難病連という、三百数種類の病気の方々の連合体でございまして、そういう難病連という組織をつくってございます。その中で、

ことしであれば難病連で難病手帳をつくっただとか、受給証をなかなか支給されないだとか、そういうことの講演会というのをやっているようでございます。本別町の担当の方々がそういう講演会に出向いていっていることがあるのか、これからまた何回かあると思いますので、その辺をどのような形で、今、インターネットの時代ですから、検索すればすぐ出てくると思いますので、その辺、情報収集といいますか、連携するのに必要でないかと思えますけれども、その辺をどのようにお考えになっているのか、お伺いしたいと思いますし、要するに難病連と保健福祉部、本別町、皆さんが一体となって進めていくべきだと思いますし、町長の先ほどの答弁にもありましたように、高齢者の方々、障がいのある方、いろいろな部分で連携することがあると思います。これらをまとめていった中で、再度、どのようにお考えなのか、細かい部分もお聞きしましたが、この町は福祉でまちづくりということであろうたつてございます。難病の方々にも寄り添った施策が望まれていると思いますので、その辺、今お話しさせていただいた部分をどのように考えているのか、再度伺います。

○議長（方川一郎君） 高橋町長。

○町長（高橋正夫君） 再質問の答弁をさせていただきますけれども、まず、前後しますけれども、去年82名で、71名になった経過ですけれども、1年で71名になったということは、高齢も含めて亡くなられた方だとか、また、本町から転出した方を含めて、人数が82人から71人になったということで理解をしていただければと思います。

また、御質問ありましたように、当然、症状が異なると、331の疾患があるのですから、それが全部いるとは言いませんけれども、それぞれ同じ疾患という人はそんなにそんなに多くないですから、いろいろな症状があるという方々の集まりですから、それらを含めて、手帳の配布だとか、いろいろな難しいのではないかとということですが、これは保健所とか北海道で、しっかりその疾患を持っている難病の方には通知がいていますし、また、その周知の仕方は、病院からも全部いっていることでありますから、特に今、疾患を持たれている難病の方の、それぞれいろいろ対応するのですけれども、特に災害時の緊急支援なども含めて、聞き取り調査とかいろいろやるのですが、なかなかその支援の調査でも、自分が難病であるということも含めて、なかなか参加をしていただけないというのが現実でありまして、そういう参加をしたいとか、また、そういうところに集いがあれば行きたいという人がたくさんであれば、それぞれまたいろいろな少人数でもグループができたりするのですが、残念ながらそういうような状況もないということも含めて、ただ、個別相談だとか、そういう部分についてはしっかりうちのケアセンターや、また、健康管理センター含めて、それと、保健所、北海道と連携しながら、そういう個別の相談などを含めては、しっかりと対応していくということでありますから、その辺については御理解いただきたいと思っています。

また、札幌についての、そういう出向いてそれぞれ学習しているのかということ

ありますが、数名はいるのではないかということでありますけれども、全体的に何名行っているかということについては、それはまだ把握はできていないところでありますから、その辺については、それぞれその講習、また、そういう学習の場に、なかなかわかりませんが、受給者証含めて、この部分については連携をしていくということでありますが、受給者証については、それぞれまた北海道の中からもそれはしっかりと、疾患を持たれている難病の方々に直接連絡をしているということでありますから、この辺については、そのようにこれからも町としてもできる限りそういう実態の把握も含めて努力させていただければなと思っています。

また、事務的な部分について、受給者証の配布などについては、担当のほうから若干、わかる範囲の中で答弁をさせていただきます。

○議長（方川一郎君） 飯山保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯山明美君） 軽症難病の方についての結果通知を含めて、医療費が今まで経過措置で受けられたけれども、この1月から受けられなくなったということにつきましては、一応道、保健所のほうから御本人さんへの通知ですとか、あるいは、保健所と医療機関との連携の中で、こういう方がいればこういう対応をしてくださいというようなことで、保健所としても医療連携を図っているというようなことを伺っております。

私ども、町としましては、今現在、介護サービスですとか、あるいは障がい福祉サービス等がかかわっておられる38名の方については、個別に、障がいだけではなく、生活の不自由さも含めていろいろ御相談をさせていただいております。その中からは、今こういうことで困っているですとか、認定が外れたのだけれどもというような御相談は今のところ聞いていないのが状況です。この先も、もしそういう御相談があった場合には、引き続き道と連携をしながら対応させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（方川一郎君） 大住啓一君。

○4番（大住啓一君） 長々と私も質問していますので、何点かにわたっていますから、なかなか1回ではということになるのですけれども、当然、経過措置があって、軽症の方々に、1回で100パーセントということになればいいのですけれども、なかなか病気の方々ですから、私は、僕はこういうことだと言いつらい方もいると思います。これは現場でやっている担当の方々が一番わかっていると思います。こういうことで、どうするかということは、行政ではやはり地道な一日一日の積み重ねが大事であって、これはそういうことの積み重ねで、難病の方々と、そういう方々の組織と、官庁の中で主導的といいますか、県レベルでは北海道の保健福祉部あたりと協議をしていったら私はいいのではないかと思いますし、それは当然やっていると思いますけれども、先ほども申したように、そういう中身の中で、北海道難病連の方々が講演会

を独自にやっております。これは道の保健福祉部も協賛したり後援したりしている部分でございますけれども、そういう中に担当の方々が出向いて行って、情報収集なり意見交換をしたらどうかということで申し上げさせていただいていますが、その辺の具体的な考え方、再度お伺いしたいのと、それと、札幌市の例を出しましたのですが、難病手帳、これは呼び方は難病手帳ということでマスコミ等々にも載っておりますし、そういう冊子等に出しております。これは個々の病気の方々のほとんど網羅している、先ほど町民の答弁にありましたように、災害時に、小さなお子さんですとか、いろいろな部分での災害弱者の方々を行政としてサポートしていくというのは当たり前のことでございますから、その辺を網羅した、どういう器具が要るだとか、どういう連絡先になっているということが大変重要なことになってくると思います。したがって、呼び名は札幌市は難病手帳でございますけれども、本別町独自で、将来的に、札幌市も1年半ぐらいかかったようでございますから、きょう言うてことし中ということには当然ならないと思いますけれども、いろいろな部分を考えていったときに、将来、私は、呼び方は別にいたしましても、そういうことが必要でないかと。今、71名の方々が難病で苦しんでおられるということでございますから、障がいのある方も、高齢者の方々も、いろいろな意味で全体的に目を通していくというのが行政の務めでございますので、その中で、難病の方々の情報を網羅した難病手帳のようなものを将来的につくっていったほうが良いと思いますけれども、どのようなスタンスで考えているのか、その2点について、再度お伺いします。

○議長（方川一郎君） 飯山保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯山明美君） 御質問にお答えさせていただきます。

まず、難病連等が行なっているいろいろな研修会等に行っているかというところでございますが、いろいろな主催の研修会があって、保健所のほうからもこういう研修会があるので御参加しませんかというふうな御案内もいただきます。それら全てに参加することは現状としては難しいですけれども、御案内いただいた中の幾つかの研修には町の職員も参加をさせていただきまして、現状、考え方ですとか、新しい知識を得るとかということで利用させていただいております。

次、2点目の、難病手帳のようなものというところですが、確かに難病の方ももちろんですけれども、障がいの方も含めて、災害時、避難所に避難したときの対応ですとか、どうしたらいいのかというのは、非常に個別性の高いものだというふうに認識をしております。ですから、難病の方みずからがそういうものを持って発信していくことももちろん大事だと思いますし、私たち行政側や、あるいは地域の人々も含めて、やっぱりそういう特性を受け入れる側としても理解をしていくということも非常に重要なのではないかとこのように考えているところです。それを手帳という形がいいのか、パンフレットの的なものがあるのか、いろいろな考え方もあろうかと思っておりますし、いずれにしても、特に緊急時の場合というのは重要性が高いものでは

ないかという認識はございますので、どういう周知の仕方だとか対応の仕方がいいのかも含めて、保健所さんとも相談しながら検討はしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（方川一郎君） 大住啓一君。

○4番（大住啓一君） 担当の課長のほうからも細かく御答弁がありました。将来的には当然必要だということでの認識は同じでございますし、私どもも、この難病という言葉自体が、私も議員になってから何年かかりますけれども、なかなか健常者にはわかりにくいところがございます。高齢の方々も、呼び名としては後期高齢者だとか、いろいろな国での呼び方がございますので、いろいろな時点、時点で、そのときそのときで変わってくることもあると思います。ただし、行政としてやることは一つでございますので、例えば高齢者の方々の、よく冷蔵庫に貼るような、マグネットでありますね、最小限度の連絡先だとか、血液型だとか、そういう部分を、手帳でなくても、そういう部分でも私は必要なかなと思ってございますし、自治会、町内会で全部把握するということは、これは個人情報だとかプライバシー保護がございますので、一概には言えませんけれども、今、総合ケアセンターのほうで、高齢者の方々に、ボタン一つ押すと全部連絡がつくようなこともなっているようでございますから、難病の方々でも、結構重い方もおられると思いますので、その辺は本当に地道に、日々の活動といいますか、仕事の中で、大変かと思っておりますけれども、その辺を、手帳という言葉で札幌市の例で出ただけであって、町独自のというのは、私は必要でないかと思っておりますので、なるべく早い時期に町民の皆さんにお知らせしていくのが、特にそういう方々のこれからの励みといいますか、糧になると思いますので、その辺と、講演会、出るというか、出ていくということでございますけれども、回数も結構やっておりますし、いろいろな部分で職員の方々の研修にもなると思いますので、その辺も再度、2点についてお伺いいたします。

○議長（方川一郎君） 飯山保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯山明美君） いろいろな手段で情報を提供していったりですとか、例に出されていた連絡先のシートみたいなものの活用ということもいただきましたけれども、65歳を過ぎると、どういう疾患とか関係なく、支援が必要であれば介護認定の対象になってくるという状況もありますし、今、連絡先シートということで、おひとり暮らしの方や高齢者世帯の方に民生委員さんを通じてお渡しをしているものにつきましては、特にどういう人だからいいとか、どういう方々というよりも、やっぱり不安な方についてはどなたでも使ってくださいというスタンスで渡しておりますので、こういうものはどんどんこちらも活用していただきたいというふうに考えております。

また、もう1点の講演会等につきましても、先ほども申し上げましたように、全て

に参加をしていくのはちょっと無理かとは思いますが、やはり業務との関連の中で、特に重要だと思えるものにつきましては、可能な限り出席をさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（方川一郎君） 大住啓一君。

○4番（大住啓一君） 大体議論させていただきましたのですが、本別町に北海道の出先の機関で保健所がございます。警察署の横に事務所があると思えますけれども、先般、道の保健福祉部の局長とも話したのですが、なかなか人がいないといいますが、充実されていないと言ったらこれは失礼な言い方になるかもしれませんが、どうしても町民の方々は、本別町内にそういう窓口といいますが、行政の場所があれば相談しやすいということになると思えます。

何を言いたいかという、やはり総合振興局は帯広でございますから、バスで行けば2時間近くかかる、車で行っても1時間10分、15分かかるということになってくれば、やはり地元の役場の窓口に行って相談しなければいけないということになると思えます。かといって、いろいろ行政の流れですから、北海道からの部分もございします。私はその仕事どうのこうのじゃなくて、地元の保健所で人が少なくなってきているということであれば、北海道の保健福祉部と連絡をとって、本別町のほうである程度対応できるというようなことも広報等で町民の方々に周知していく、これは難病の方だけでなく、災害時にこうだとか、高齢者の方も障がいのある方も含めてそのような形がいいのではないかと思いますけれども、その辺、保健所の縮小されてきているということも含めて、実態も含めて、どういう考え方なのかお伺いしたいと思います。

○議長（方川一郎君） 飯山保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯山明美君） 御質問にお答えさせていただきます。

おっしゃるとおり、保健所、支所もだんだん縮小してきているというところで、相談しづらいとは言わないのですけれども、タイムリーな相談ができないという現状は確かにあろうかと思います。

ただ、先ほどのような医療費の制度の手続ですとか、どうしても保健所でなければできないものについては、こちらから、相談があった場合には保健所にも連絡をさせていただいて、そこで対応していただかなければならないものだというふうに認識しております。

ただ、第一義的な相談につきましては、私たち総合ケアセンターも健康管理センターもそうですけれども、難病のしおりとかいうような、保健所のほうでつくっているパンフレットの中には、各市町村の相談窓口ということで、私どものセンターもそこに載せさせていただいておりますし、うちで相談が受けられないということではありませんので、いろいろな手法を使ってそこは周知をしていければというふうに思ってお

ります。

以上です。

○議長（方川一郎君） 大住啓一君。

○4番（大住啓一君） ほぼ話は聞きました。今お話しさせていただいたような中身を、町広報という立派な周知する媒体がありますので、その辺で、私は町民の方々にもお知らせしていったらいいのではないかと思いますけれども、その辺の考え方について。

○議長（方川一郎君） 飯山保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯山明美君） 周知の方法として広報の活用もということは確かにあるかと思えます。例えば難病のこの部分とかということになると、非常に特定された部分の周知というのは、やっぱり制度を担当している北海道の考え方もあろうかと思えます。もし町でやるとすれば、例えば難病とは、というような、そういう全般的なものであったりとか、そういう中で、相談窓口をこういうふうに持っていますというようなことであったり、ちょっと出し方の工夫は必要なのかなというのはあると思えますけれども、その辺につきましては、必要性を含めてちょっと検討させていただきたいと思えます。

以上です。

○4番（大住啓一君） 終わります。

○議長（方川一郎君） 次、1番矢部隆之君。

○1番（矢部隆之君）〔登壇〕 議長の許可を得ましたので、通告してあります1間について質問させていただきます。

生産年齢人口の減少に対応するためということでございます。

近年、労働人口の減少が社会問題化し、本町においても人手不足が深刻化しております。本町の企業、農家では、町外からの学生、若者、海外からの労働者、これは外国人技能実習生でありますけれども、その確保を進めており、これらの就労者に対する住宅の確保について、町の対応、考え方を伺います。

1点目でありますけれども、学生や若者の間で就農の関心が高まっており、農業法人などに就職するケースがふえてくることが予想されますが、受け入れ側では、住環境を充実させるには限界もあります。また、農業関係に就労する学生、若い人には、民間経営のアパート、マンションでは、家賃の問題もあります。行政として、地域の住民として受け入れるための支援策として、現在空き家になっている教員住宅の斡旋や、家賃の補助制度の創設なども必要と考えますので、関係機関と協議していく考えはないか、伺います。

2点目でございますけれども、現在、企業、農家では、人手不足対策として、外国人技能実習生の制度を使って、本町にも多数の外国人が就労しております。これらの人たちの住居につきましては、現状、企業では会社の寮であるとか、農家ではプレハ

ブを住宅の近くにつくりまして、それとか、古くなった家を活用しておりますが、将来的にこの制度を使って導入がふえてくることが考えられます。また、家族で移り住む方も出てくることを考えたときの対応として、複数の人たちが共同生活を営むための住宅の確保が必要と考えますが、中古住宅の斡旋など、関係機関と協議、検討していく考えはないか、伺います。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（方川一郎君） 高橋町長。

○町長（高橋正夫君）〔登壇〕 矢部議員の生産年齢人口の減少に対応するための御質問の答弁をさせていただきます。

まず1点目でありますけれども、人材、就労者の住宅の確保支援についてでありますけれども、御質問の教員住宅や職員住宅、これまでも緊急避難的にこれは活用してきました。別に職種を問わず、本町に移り住むというようなことで、なかなか住宅が見つからないときには、緊急避難的に入居いただくということも今までは活用させていただいてきました。今後も空き状況などを勘案しながら、可能な範囲の中で対応させていただきますが、ただ、教員住宅にしても全部が全部ではありませんので、制約ももちろんありますから、入居する期限もありますので、それは今申し上げましたように、緊急的に入居いただいて、一定の期間の中でまた住居を見つけていただくと、このようなことで対応させていただきましたこともまた理解いただきたいと思います。

また、住宅の確保だとか、また、家賃補助制度などの質問でありますけれども、定住対策だとか移住の促進事業と連携、また、連動した取り組みとして、具体的な対応策などについては、関係機関だとか、例えばJAだとか、商工会だとか、建設協会、それぞれの統括する団体等含めて協議を図りながら検討を進めてまいりたいと思えますし、今までもそのような対応をしてきた経過もありますから、これらについても引き続き、個人対応というのはもちろんできませんので、それぞれの団体の中で関係の協議を進めていくということで、これからも進めていきたいと思っています。

また、2点目の、企業や農業における外国人、これは技能研修生といいますか、そういう面について、住宅の支援についてであります。本町においても、特に農業分野、十数名、本別町にも入ってきています。もともとは中国の人が多かったのですが、最近はいろいろな、東南アジア、中国を含めて、いろいろな国の方が来られていますが、またこれは人材不足というよりも、それぞれの規模拡大、家族経営から、また、それぞれ特に畜産の飼養頭数が多くなってきた等含めて、多くなってきているということもありますから、そういう意味では、どうしても外国からの技能研修生に頼らざるを得ないという部分が非常に多くなってきているということもはっきりと私どもも現状を認識させていただいていますが、また、御質問にありますように、中古住宅の斡旋だとか空き家の利用、これにつきましては、現在、中古住宅の所有者

の希望に応じた空き家情報の登録をさせていただいて、十勝東北部が今連携して進めております移住サポートセンター、これは住まいと暮らしの情報に掲載をして、ホームページ上において広くお知らせをしているところであります。現状では、物件が余り多い状況ではありませんけれども、今後、中古住宅はさらに増加が予想されますので、町といたしましても、この空き住宅を有効な資源として活用することが必要であるというふうに考えておりますので、空き家の情報収集だとか、また、情報発信の内容の充実を図りながら、利用者ニーズに即した中古住宅が供給できるように、引き続き関係団体や関係機関との協議をしながら運用を図ってまいりたいというふうに考えております。

今後も地域産業の維持、発展に、受け入れ環境の整備、また、定住対策だとか移住促進事業と連携をして、生産年齢人口、また、人材確保に努めてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解をいただき、また、御支援も賜りたいと思います。

以上申し上げて、答弁とさせていただきます。

○議長（方川一郎君） 矢部隆之君。

○1番（矢部隆之君） 再質問させていただきます。

通告書に書いてありますように、1点目の学生、若い人の関係の再質問でありますけれども、現在、農業関係、特に法人に対する就労率が高まっているというようなお話もございまして、一、二年、都会で勤めていた方が、田舎にあこがれるというか、そういった関係で、法人であれば経営実態もしっかりしているということで、酪農関係である法人等に就職する方も、本町においても、今、複数法人化、1戸できておりますけれども、そういったことが将来的にふえてくるのかなというようなこともあります。

それで、通告書に書いてありますように、若い方々が、町内のアパート、マンションということでお住まいを探していらっしゃるけれども、やっぱり家賃が4万円とか5万円とかということになりますと、御承知のように、若い方、特に学生さん、2人に1人が奨学金を借りているというような実態がございまして、かなりの借金を背負っている中で、給料も20万円以下での初任給といいますか、そういった中で、そこで町内の住宅ということになりますと、ちょっとやっぱり経済的にも厳しいというのが実態にあるのかなということで、ことしも1名の方が法人に就職しましたけれども、やはり家賃というか、住宅の関係で、ちょっといろいろ探していたようなのですけれども、最終的には仙美里の街の中に中古住宅があつて、そこは2万円ぐらいで借りられるということで、やはりそれぐらいの金額といいますか、余りたくさんの金額を出した中で、奨学金を返していくということもありますので、なかなか大変だということもあるものですから、家賃の補助制度といいますか、そういったことを、これは、町長、先ほども答弁にありましたように、農家だけでなく、オール本別といいますか、商工会なり、土木、建設関係も含めて、何とかそういったことの協議をし

ていただいた中で、ある程度前進的なものがないかというのが1点でございます。

それともう1点、福利厚生の方から、住宅手当といいますか、これは従来的には雇用主が福利厚生の方から充当させるというのが今までの考えでありますけれども、そういったこともあるのですけれども、先ほど言ったように、オール本別として、そういったこともほかの業種さんたちとの関連機関とも協議しながら進めていただけないかなというような質問であります。

それから、もう1点でありますけれども、来年の4月からですか、南4丁目に人材確保の移住交流館ですか、これを改築した中で開設をするということで、これは就労希望者の体験研修の場としての位置づけでありますけれども、先ほど言った、本別町に就職が決まったというのですけれども、住宅の関係で、いろいろなところを探しているということで、その仮の住まいといいますか、短期間の住まいということになろうかと思うのですけれども、そういった面で、移住交流館にできている部分の部屋を活用させていただけないか。短期間になろうかと思うのですけれども、できないかということが1点と、もう1点、本別町にお試し住宅ですか、3カ所、町内にあると思うのですけれども、そういったところも、そういった本別町に就職する方、農業だけでないと思うのですけれども、そういった方々のために、短期間、仮の住まいといいますか、そういったことでの活用をしていただけないか、できないかなというのが1点であります。

それから、2点目の、外国人の技能実習制度を使った実態でありますけれども、先ほど町長の答弁にありましたように、現状、20名以上の方が本町に入っていて、昔は中国人が多かったのですけれども、最近ではもうちょっと南のタイであるとか、フィリピン、インドネシアということで、20名以上の方々が今、本町に入っています。そのうちの約半数以上が女性なのです。女性の方々が、酪農家であるとか育成農家にも入っているのですけれども、そういった方々が、先ほど言ったように、農家さんの隣接した土地の中にプレハブを建ててもらったり、今まで住んでいた古い家ということであるのですけれども、やはりいろいろお話を聞きますと、希望としては、やはり町内に、街の中に住みたいといいますか、女性の方々は、男性も含めてだと思えるのですけれども、やはり利便性なども考えたときには、やはり町内に住みたいといいますか、そういったことがあるものですから、そういった中で、町内の空き家で、そういった部分での活用ができないか、中古住宅で、そういったことも活用ができないか。

1点は、ある程度、例えば同じ国の方が2名、3名という形で農家に入っていますから、複数の人数の人たちが入れるような、できれば一軒家といいますか、先ほどもちょっとお話ししましたように、教員住宅、先ほど本別高校の話が出ましたけれども、そういったものが活用できないかというのが質問の中に入っていますけれども、そういった考え方での住宅、複数の人たちがある程度入れるだけのスペースを持った住宅を借りられないかということの2点について、再質問させていただきます。

○議長（方川一郎君） 高橋町長。

○町長（高橋正夫君） 再質問の答弁をさせていただきますけれども、どれから答えていいのか、いっぱい質問いただきましたけれども、整理をさせていただくと、基本的には、やっぱり若い世代の人が来ると、家賃というものがやっぱりネックになると、本当にそのとおりだと思います。やっぱり4万円、5万円というと、生活費の半分、それぐらいになりますから、これはなるべく安価なところで、なおかつ市街地区がいいということですから、それは本当に今、どの職種も含めてそういうことだろうというふうに思いますから、そういう意味では、空き家はすごく有効な手段だというふうに思います。ただ、家賃をどうこうするというのは、なかなかこういう制度はありませんから、そこは直接は難しいと思うのですが、ただ、その負担を少しでも少なくするというので、質問の趣旨にありましたように、それは空き家だとか、なるべく安い家賃で入居ができる、できれば同じ外国の研修生にすると、今流で言えばシェアというのですか、共同住宅にできるような一軒家がいいということではありますが、今までもそういうことも、ほかの企業でも実はありました。外国から来られた方が、3人で一つの住宅で共同生活しているというのもありましたから、いろいろな方法が考えられると思いますし、また、今までも、実際の例にあったのですが、製糖工場が、もともと寮がありました。市街地区でないのですけれども、寮があったのですが、そこはまだ今、使用していません。かなりの部屋があると。そうすると、やっぱり農業振興などを含めても、そこを有効に活用していただいて、例えばコントラでも何でも、今ちょっと変わりましたけれども、そこで働いてもらって、冬の間、もし畑作や何かでないとしたら、その製糖工場で働いていただいて、1年中雇用ができるというような環境の中で、そういう住まいの場も提供できるというような状況もあったり、また、民間の建設会社にしたら、それぞれ古くても、紹介していただければ、そこを内部改修して、それぞれ外国からの研修生の受け入れの場として活用したりとか、そういうこともたくさんあります。

とにかく、先ほど申し上げましたけれども、個別に対応するとなかなか難しいですし、情報がありませんから、それぞれまとめる機関、関係機関というのですけれども、そういう機関がまとめてというか、それらの状況を含めて相談をしながら情報交換すると、お互いに知恵を絞りながら、また、それぞれ役割もしながら、きっといい方向にいつているのだろうというふうに思いますから、ぜひ私どももそういう意味では、そういう関係機関なども含めてかなり連携はとっているのですけれども、具体的にこういう問題がどうだというのは、なかなか協議の中にありませんので、これからはそういう面も含めて、実態も含めて、十分に協議させていただきながら、待ったなしの状況もありますので、そこら辺含めて対応させていただければなと思っています。

特に御質問ありましたように、近年、男性がもともとはずっと、ほとんど男性でしたけれども、今、女性の方の研修生が非常に多くなってきているということでありま

して、そういう面では、今、私どもの知っている範囲では16名の方が本町に外国から来て、仕事を担っていただいているという経過もありますから、これからまたそれぞれ法人化などなど含めて、規模拡大で、それは農業もしかりですけれども、建設業のほうも、またその他の産業の職種も、人材、人手不足ということで、外国人から就労いただく、派遣をしていただく会社の方に紹介しながら、本町に1人でも多くということが、相当切実な思いでその取り組みをしているということでもありますから、これを含めて、しっかりと私どもも支援できるような協議を含めて、十分に、今御質問にありますように、しっかり連携して取り組むということはそのとおりだと思いますので、含めてしっかり対応できるように、各関係団体と協議を密接にしていきたいなと思っています。

以上であります。

○議長（方川一郎君） 矢部隆之君。

○1番（矢部隆之君） 今、町長からいろいろ答弁いただきましたけれども、質問の趣旨とはちょっと離れるかもしれませんが、人口減対策としての町外から若い人を呼び込むであるとか、一つの方法、手段として外国人労働者が今入ってきています。期間が短いということで、今お話あったように、海外からの労働者、二十数名入っておりますけれども、受け入れる側としては、貴重な労働力ということで、どうしても本町の酪農のちょっと話をさせていただきますと、本町の酪農は本別から北側といいますか、東側といいますか、農業大学の学生さんのアルバイトでもっているような実態があります。なかなか農大生のアルバイトがなければ、非常に仕事の面でも詰まるということで、本別から仙美里にかけては農大生も貴重な戦力ということで、あとは距離的な問題から言っても、こちらの勇足の西であるとか押帯方面は農大生がなかなか通うということも大変ですから、どうしても海外からの研修制度を使った実習生ということで、この辺の実態を町としても調べていただいた中で、非常にお金もかかるということでありまして、それで、受け入れる、希望する農家さんも、海外に行った中で面接をしてきて連れてきているような実態で、途中、ブローカーさんといいますか、そういったところに払うお金も大きいということで、その辺の農家戸数も結構な件数、ふえてきておりますから、先ほど言った関係機関との協議、これからも進めていくということでございますけれども、そういった受け入れ農家もある程度の協議会等をつくった中で、そういった行政の指導もいただきながら、来年の4月から骨太の方針で海外実習生の制度も新しく創設されるということで、最長5年になるということでもありますから、本町についてもこれからも入ってくる方がどんどんふえてくるのではないかと思いますので、一度そういった海外から来ている実習生を入れている農家さんとも協議をしていただいた中で、ちょっと大きな話になりますけれども、本町の農業に限って言いますと、本町の農業をこれからどう維持、発展させていくかということについても、これは農家さんだけの取り組みだけではなかなかできないと

いう部分もありますから、いろいろなことも含めた中で、関係機関と協議をして、具体的な対応策が必要と考えますけれども、それに対する町のかかわり方、今後どうするか。

ちょっと3年前、4年前ですか、地方創生の事業で、本町については出生率1.8を目指して事業展開をしていくということでありましたけれども、なかなかその実態についてはまだまだほど遠い数字ではないかと思うのですけれども、そういったことで、どんどんどんどん人口が減っていくというような実態があるわけです。そういった人口減少に歯どめをかけるためにも、いろいろな制度があると思うのですけれども、その中の一つとして、本町の農業は衰退していくというのが、後継者がいませんから、どんどんどんどん減っていくのではないかと思うのですけれども、そういったことも含めて、先ほど町長の答弁にありましたけれども、最後に、関係機関とどのような協議を進めていって、本町の生き残り、農業の生き残りを考えているのか、最後に一言伺いたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（方川一郎君） 高橋町長。

○町長（高橋正夫君） 答弁させていただきますけれども、特に農業人材の確保は、ここ数年、農業大学の校長先生等も含めて、矢部議員から、農大生が本町のアルバイトを含めて非常に産業を支えていただいているということは本当に御質問のとおりでありまして、酪農家を特に中心にありますし、また、町の商店、また、それぞれ飲食業含めて、非常に農業大学生に支えていただいている部分が非常に多いです。その中で、何回か報告もさせていただいた経過がありますけれども、特に農業人材の担い手の確保という意味では、今までは農業大学に集うお子さん方はほとんど農業後継者、または農業団体に就職するというような方がほとんどでしたけれども、最近子どもたちの動向を見ますと、3割が非農家の方のお子さんが増えてきている。そういう中で、なおかつその中でも、北海道にあこがれて、そして農業を目指して来ている生徒さん方が多いと。何とかこの子どもたちを、自分みずからの夢もそうですし、また、十勝、本別の中で、せつかく農業大学の中で、そういう願いのある子どもさんや生徒さん方を1人も出さないで、本町で少しでも多く子どもたちが担い手として、また、それぞれの機関の支えとして頑張っていけるような人材育成の体制をとっていくべきでないかと、こういうことでお話があって、今、JAともそうですし、町と農大と話をさせていただきながら、大切な人材をしっかりと本町で育てほしいなど、こういうことで種々の対策を講じていますが、まさにそのとおりであります。反面、本町は、それこそ今回は総代会など、来年からできないのではないかとというぐらい、組合員数が減って、また、搾乳家は、私ども10年ぐらい前だったら100戸は楽にいたのですけれども、今はもう60戸切るぐらいの搾乳家になりましたから、そういう面では、本当に農業者の離農がどんどんどんどん続いているということで、非常に相反するようなことで、厳しいなと思うのです。でも、その中でも、やっぱり少しで

も担い手として育っていただかなければ、本当に農業が継続できなくなるのではないかとことを含めて、何としても人材確保ということで、この人材確保には、新規就農で、ことしも昨年から4件の方が入りましたけれども、それに支援するいろいろな対策も講じてきていますし、それらは関係機関等も含めてしっかりとこれからも協議させていただきながら、これから本当にどうするのか。

私ども、ずっと政策懇談会を含めて農業団体とやるのですが、余り私どもからああする、こうすると言っても、私どもが直接畑を持ったり動物を飼っているわけでありませんから、余り言えないなというのがあるのですが、余り言うとお押しつけになってしまうというようなことがありますから、本当に町全体として、農業界全体としてどうしていくのかと、そういうことも含めてしっかりとお話を聞かせていただきながら、その中で有効な手段をとっていくと、こういうことで対応させています。その前段として、農協とJAと本町が、そういう担い手の育成を含めた活用のできる基金を積もうということで、今ずっと基金を積ませていただいている現状にあります。その基金をまた有効に使いながら、これからは本当に本格的に担い手、人材を育てる、ここに特に力を入れながら頑張っていこうということにしておりますので、このこともしっかりとこれからも相談をしながら進めていきたいなというふうに思っています。

その中で、今まで各団体ということですが、ばらばらではないのですが、もともとは、例えば研修生というか、労働力でありませんが、研修生の部分については受け入れ協議会というのがあったのです。受け入れ協議会の中で、それぞれ、例えば活だとか美里別方面に多く来るのだったら、学校の住宅のあったところ、今公民館になっていきますけれども、その辺の住宅を開放してくれないかとか、そこら辺で、またこの宿舎を建てたらどうだとか、そういうことも含めて提案もしていただきながら、具体的に対応してきた経過もありますから、そういうこともしっかりと協議ができるような、また、環境だとか体制を関係機関と相談しながら担っていきたいなというふうに思っています。

いずれにしても、個別で対応して解決できることでありませんので、本当に今御質問ありましたように、オール本別でしっかりと協議しながら、本町の将来を、この産業を、この企業をどうするかということを含めて、しっかりと対応していくということで、積極的にこの部分については対応も話し合いも協議もしっかり進めていこうというふうに思っておりますので、ぜひまた御支援もいただきながら、それぞれ情報を交換して取り組んでいきたいなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上であります。

○1番（矢部隆之君） 終わります。

○議長（方川一郎君） ここで、暫時休憩します。

午後 0時06分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（方川一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

2番藤田直美君。

○2番（藤田直美君）〔登壇〕 議長のお許しをいただきましたので、通告書に基づき、質問させていただきます。

公共施設等へのW i - F i、公衆無線L A N設置について伺います。

現在、スマートフォンやタブレット、ゲーム機等の情報端末の進化と急速な普及によって、インターネットを利用した情報収集のニーズが高まっていることから、庁舎や公共施設に無線L A N、W i - F iを整備する自治体がふえております。W i - F i環境整備について伺います。

まず、公衆無線L A N、フリーW i - F iとも呼びますが、いわゆる通称W i - F iです。主として屋外や店舗、公共施設等に設置されたアクセスポイントを通じて自由にインターネット接続を提供するサービスのことを言います。

W i - F i整備の促進は、情報発信を通じた地域の活性化、災害時の通信手段の確保にも役立つなど、新たな社会基盤として重要な役割を有しています。情報化社会と言われる現在、あらゆる環境が利便性の追求などによって急速な勢いで変化をしています。また、観光に関しても、情報の収集、発信の際に、公衆無線L A Nが有効な役割を果たすことから、積極的に設置するべきと考えますが、以下、3点について伺います。

まず1点目に、他町に比べて公共施設での公衆無線L A Nのスポットが少ないとの声があります。庁舎はもちろんですが、本別公園の義経の館などにも設置する考えはないか。

2点目ですが、東日本大震災以降、災害時に携帯電話などがつながらなくなっても、一部の地域では無線L A Nを使ってラインやS N Sなどで安否確認ができたこと、情報発信、収集ができたことから注目されております。災害時の有効な通信手段として効果が期待できると思いますが、避難所として防災拠点となる公民館などに設置するべきでは。

3点目に、図書館にパソコンを持ち込み、電源とW i - F iが使えるサービスを行っている自治体があります。本別町の図書館を初の拠点とし、児童生徒が図書資料とインターネットを活用した情報収集ができるよう、設置する考えはないか。

以上について伺います。

○議長（方川一郎君） 高橋町長。

○町長（高橋正夫君）〔登壇〕 藤田議員の、公共施設等へのW i - F iの設置について、公衆無線L A Nの設置についての答弁をさせていただきます。

まず、情報化社会と言われる現代にありまして、インターネットを介在して発信、あるいは取得できる情報の種類は相当多岐にわたるとともに、膨大な量に及ぶもので

ありまして、発信者及び受信者双方にとって、インターネットの利用環境はますます有効かつ重要な通信手段となっているものと考えているところであります。

とりわけこれまでのインターネット利用は、有線方式によるパソコンでの接続、閲覧方式から、電波利用によります無線化、無線LANで、屋内や屋外を問わず、スマートフォンやタブレット端末での利用が主流となりまして、ゲーム機器でも接続、また、情報閲覧が可能となるなど、その利用の形態も大きくさま変わりをしてきております。

公衆無線LANの考え方についてですが、本来であれば、情報を利用する者双方が民間通信業者への受益者負担をしながら活用されていたものを、自治体が通信機器及び通信料を公費で負担をして、外国人を含め、全ての情報端末利用者が利用できる環境整備を行うことによりまして、利用者通信料の節約など、利便性の向上のためにサービス提供を行うものであります。

国としても、特に総務省からは、平常時においては観光関連情報だとか教育での活用、また、災害時などでは、必要な情報伝達手段の確保を目的に、防災等に資するWi-Fi環境の整備計画を策定して、財政支援を活用した整備目標を掲げているところでもあります。

一方、地方公共団体が行います公衆無線LAN、これによるサービス提供を行う際の特に注意点、留意点ですが、未成年者を含む不特定多数の利用が想定されますことから、利便性の向上と同時に、安全性の確立といった両面が求められておりまして、個人情報の保護やアダルトサイトのウイルス感染の可能性があるサイトを閲覧できないようにするなど、本人認証方式の導入、その他、1回当たりの接続時間の制限も考慮する必要があるとされております。

現状の本町におけるインターネット接続環境といたしましては、セキュリティ強化のために、北海道電子自治体運営協議会、これを經由して、危険、有害サイトなどの閲覧を不可能な状態にしておりますことから、利用の自由度が制限された状況にあります。

したがいまして、1問目の御質問にある庁舎や本別公園の義経の館などへの設置、また、2問目の防災拠点としての公民館などへの設置に関することですが、Wi-Fi、公衆無線LANの導入時の利用者の利便性の向上を理解しつつ、一定のセキュリティ確保のために必要な専用回線の利用と、機器購入、利用方法の検討などを加えることが必要となりますので、他の災害対応施策との優先度、また、重点度を見きわめるとともに、他の施策との均衡、公平性を考慮する観点からも、事務事業の評価も加えながら、導入対象とする施設や適切な導入の時期については検討してまいりたいと思います。

3問目については、教育委員会のほうから答弁させていただきます。

○議長（方川一郎君） 佐々木教育長。

○教育長（佐々木基裕君）〔登壇〕 藤田議員の3点目であります、図書館において

インターネットを活用した情報収集ができるようにする考えはについて答弁させていただきます。

藤田議員の御指摘のとおり、図書館サービスを提供する上におきましては、図書館資料を補完するための情報ツールとして、W i - F i などの公衆無線LANサービスの提供は大変重要なことと認識してございます。

しかしながら、現在、図書館におきましては、利用者のパソコン等の持ち込みを許可しているものの、実際にパソコンを持ち込みされる方は月に1人いるかないかの状況であります。また、専用の閲覧室を備えておらず、電源についてもお貸しできる環境になっていないことから、利用者本人のバッテリー使用のもと、調べものをする場所でありますレファレンスコーナーにて、音を消して御利用いただいているところであります。

現状の情報収集の方法につきましては、図書館内に設置していますパソコンを使用し、調べたい図書の検索や新聞記事等を検索することができます。また、知の地域づくりの観点から、ふるさと歴史事典用のパソコンを設置しておりますので、利用者が郷土資料とともに歴史情報や町の各種情報を検索することができるほか、図書館の資料を使って調べもののお手伝いをいたしますレファレンスサービスも行なっております。

特にふるさと歴史事典につきましては、今年度、新たに図書館郷土資料データサービスを導入し、いつでも、どこでも、誰もが、わかりやすく郷土資料をインターネットで閲覧できるよう、7月の公開に向け、環境整備を進めているところであります。また、7月の公開後におきましては、自宅のパソコンなどからも検索が可能となり、学校における歴史学習や、遠隔地におります一般利用者の個人研究調査にも手軽に御活用いただけるものと考えております。

教育委員会といたしましては、今後におきましても、利用者のニーズを把握しつつ、行政サービスの高度情報化にあわせた図書館サービスのあり方について検討してまいりたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（方川一郎君） 藤田直美君。

○2番（藤田直美君） 再質問させていただきます。

まずは観光振興の観点からですが、W i - F i 環境が整っていると大変便利だと私も感じておりました、天気予報や交通情報、飲食店情報など、ガイドブックや書籍などを使った収集よりも、今はインターネットを活用していることが多いと思います。航空券やコンサートのチケットなど、インターネットで予約する時代にもなっております。何よりも、観光客の方が情報発信をしているという実態もありますし、やっぱりW i - F i 環境が整っているというだけでも、集客効果という点では大変高いものと考えております。

先日も、本別町に来られた外国人労働者の方がW i - F i スポットを探しておられたというお話も聞きます。これはやはり自国の言葉で情報が見られるということと、家族とS N Sを通じて通信をするということが目的であったと思われれます。また、今後は外国人観光客もふえることを想定しますと、これは大変需要があると感じておりますが、その点についての所見を伺いたいと思います。

また、防災の観点からですが、先ほども申しましたが、震災以降、情報の発信、収集について有効であるということで、本別町の防災計画でも、情報通信の確保の重要性などをどのように捉えているのか、また、携帯電話など、電話回線が途切れた場合の手段の考えを伺いたいと思います。

3点目ですが、私が図書館にフリーW i - F i を設置する考えと伺いますか、提案をさせていただいたのは、以前、高校生が道の駅に大勢いて、観光客の方が休めないというお話を聞いたことがありました。その当時の道の駅の職員や、その当時の高校生に聞いてみると、勉強していたということだったのですが、なぜ道の駅だったかという、W i - F i があるからというお話だったので、もしこれが図書館にあったならば、勉強する環境としては最適であると感じましたし、時代の流れとともに勉強の仕方も変わってくるのではないかと思います。音楽を聞くこと、動画を見ることも私はよいことだと思いますし、利用者があらゆる種類の知識と情報をたやすく入手できるような地域の情報センターとしての役割を果たすなら、図書に限らず、町民が情報を入手するために必要な手段を総合的に講じていくことが図書館の役割になると考えますが、そのことを踏まえ、本別町の図書館の担うべき機能についての考えをもう一度伺いたいと思います。

○議長（方川一郎君） 高橋企画振興課長。

○企画振興課長（高橋哲也君） 私のほうから、観光施設の関係につきまして、所管している関係で、考え方のほうを述べさせていただきたいと思います。

藤田議員おっしゃられたとおり、今、外国人の観光客の方、やはりいろいろと自分の国と連絡をとるだとかということであれば、おっしゃられるとおり、インターネットを使って情報を取得される、あるいは発信されるというのがありまして、特にそういったものが重要視されているのはおっしゃるとおりであります。観光施設については、今、本当に言われるとおり、一般的に都市部や何かもそうですけれども、宿泊施設や何かもW i - F i がついているのはごくごく当たり前になってきているかと思えますし、とりたててそれがサービスの特殊性というのはだんだん薄れつつもあるのかなというふうにも思っております。今考えております、先ほど言いました、例えば私どもの町で観光施設の主たるものといえば、本別公園一帯かというふうに思っております、先般、整備しました義経の館であったり、あるいは宿泊施設の御所であったりというようなところでの、そこにW i - F i を入れたときにどうかということころは、当然、検討の余地はあるかというふうに思います。

もちろんそれは公共が整備することになりますので、先ほど町長の答弁の中にもありましたとおり、やはり自由に情報がとればよろしいのでしょうかけれども、一般的に公共が設置する場合に、その町のホームページであるとか、その町の観光情報だとか、そういったものに制限している場合もあります。ただ、そうすると、ほかの情報が見られないということであると、場合によっては利便性に欠けるというようなこともあり得ますし、ただ、もう一方では、やはり先ほど町長のほうで言いました、未成年者を含む、当然、公園ですから、今、ゲーム機や何かでもインターネットに接続することができますので、そういったところをどう守っていくかということも重要な課題だと思っています。したがって、そういった未成年者を含む一般多数の方がそういったインターネット犯罪に巻き込まれないような施策も当然講じることが必要だと思えますし、いろいろな考え方の中では、そういったサービスを提供する側にそういった責任を講じるべきだと、あるいはそういった施策を講じるべきだという考え方もあるようでございますので、その利便性の確保と、また、制限することによって失われる利便性もございまして、そういったバランスも考えながら、また、おっしゃられるように、観光施設としての利便性も考慮しながら、そういったところの検討というのは十分これから値するのかなというふうに今思っているところであります。

ただ、今言いましたように、時期だとかそういった部分につきましては、それぞれまたいろいろな箇所の問題だとか、費用の問題等もありますし、また、先ほど言いました、セキュリティ上どうしていくかという費用もあるかと思えますので、その辺についてはしっかり検討させていただきながら進めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（方川一郎君） 佐々木教育長。

○教育長（佐々木基裕君） 3点目の図書館について答弁させていただきます。

私も藤田議員のおっしゃるとおり、図書館のサービスは、今後、Wi-Fiとか、いろいろなそういう分野にも及んでいくのだろうと思っておりますが、先ほど私が答弁させていただきましたけれども、まず行政サービスの高度情報化にあわせて検討してまいるといってお話をさせていただきましたが、この部分につきましては、図書館の単独館のみならず、今、高橋課長からも御説明いたしましたけれども、町全体としての取り組み、この中で、図書館にそれを設置するべきなのか、もしくは違う館がいいのか、その辺を検討してまいりたいと思っております。

いずれにいたしましても、セキュリティとかランニングコスト等の面もございまして、町民のニーズを把握しながら、そちらも十分検討し、今後、町全体で検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（方川一郎君） 田西住民課長。

○住民課長（田西敏重君） 藤田議員の、災害についての通信としては、W i - F i というのは非常に有効なものと考えております。ほかの電話回線等が使えなくなったりいたしますし、そのため、W i - F i とか、そういう通信網があればいいと思いますが、なかなか管理上、優先順位を見ますと、今、一番最初に同報無線を、ことし調査して、来年、切りかえようと思っております。

先ほど言った通信の関係なのですけれども、避難所において、N T T の非常用の電話の端子がありますので、そちらで通信とかをやるような形になります。

以上です。

○議長（方川一郎君） 藤田直美君。

○2番（藤田直美君） 先ほどセキュリティの問題やランニングコストの関係のお話もございました。また、災害時でも有効であるという認識も持っておられるということもお聞きしましたが、他町村の事例などを研究したことがあるのかどうか、それがあれば伺いたいと思いますし、セキュリティも、どんどん機械も進化してきますし、どんどん新しい方策ですとか手段があるのではないかと考えますので、クリアできることが多数あるのではないかと思います。町民の利便性の向上に目を向けて取り組んでいってはどうかということと、無線L A N に関して、想定している費用などがありましたら教えていただきたいと思います。

○議長（方川一郎君） 高橋企画振興課長。

○企画振興課長（高橋哲也君） 藤田議員の御質問でございますけれども、まず最初に、1カ所当たりと申しますか、セキュリティの関係でございますけれども、いろいろクリアできるのではないかと申すこと、確かにおっしゃられるとおりでありまして、やっぱり内部でもちょっとそういった担当間でも話はしたのですけれども、今、先ほど町長の答弁の中に、私どもが今業務で使っているインターネットも、セキュリティ強化ということで、そういった当然有害サイトが見られないと申すか、当たり前ですけれども、そういうふうにしておりまして、本当に普通に業務をしていても、有害の可能性のあるからということで閲覧ができないだとか、いろいろそういうふうなものが出ております。その利便性の向上と、先ほど言いましたセキュリティの関係というところは、本来であれば、使う側の方、例えば保護者さんがそういった設定をするだとか、そういったところも当然あるかと思っておりますし、出し手側のほうで余り制限をかけるということなくできるのが一番いいとは思っておりますけれども、先ほども申し上げましたとおり、やはり公共施設で、例えばフリーに未成年者がそういった状況にあるだとか、見れるだとかということは、それはやっぱり好ましくない状況だと思っておりますので、やはりそこは一定、公共の責任でやるところは当然あるのかなというふうに思います。ただ、そのあり方だとか、そういったものについては、これからもまだ研究の余地はあろうかと思っておりますので、今後そういった先進の事例だとかも研究してまいりたいと思っておりますし、国や何かも、あるいはそれに加えて、本人認証、必ず誰

が使ったのかわかるようにしておきなさいだとか、あるいはもう一つ、本人認証のほかに、メールアドレスや何かで、誰が特定だとかということもするようにというふうなことも留意点として上げられておりますので、あわせた、そういった複合的な形のセキュリティ強化ということもあり得るかと思っておりますので、そういった部分もあわせて検討していければというふうに思います。

また、費用の関係でございますけれども、一般的な家庭で無線LANをつけるとすれば、家電製品の値段にもよりますから、そうかからないわけではあるのですが、ちょっと調べたところによりますと、初期費用といたしましては、1カ所当たり、その機械の導入費用と、回線の工事、それから、管理ソフトということで、平常時には、当然、セキュリティといいますか、パスワードが普通はかけられているのが一般的でありまして、非常時にはそのパスワードを外すことによってフリーWi-Fiとなるということになりますので、そういった管理ソフトだとかを合わせますと、1カ所当たり大体12万円程度ぐらいというふうになるかと思っております。ただ、毎月の維持費、当然、回線使用料というのは、当然、有線で引っ張ってきておりますので、そういったものが月額5,500円程度かかるのかなというふうに見ています。

ただ、ほかの町でそういった整備した状況を調べますと、こういった費用ではなくて、さらに実際はお金をかけているというか、かかるのかなというふうに見ています。というのは、当然、停電になったらそれが使えないとなると、用を足さなくなりますので、無停電装置だとか、いわゆるバッテリー装置、それから、1カ所アンテナのみならず、複数箇所設けるだとか、ですから、一概には言えませんけれども、1カ所当たりで100万円程度かけている町村もございまして、その辺はあり方、やり方によって変わってくるのかなというふうに見ております。

以上でございます。

○議長（方川一郎君） 藤田直美君。

○2番（藤田直美君） ただいまセキュリティの問題などもお聞きしましたが、道の駅にフリーWi-Fiが設置されていると思うのですが、その中で、ログインするときにパスワードを入れたりメールアドレスを入れなければならないということで、大変面倒だというお話と、通信、使いづらい、つながりづらい、速度が遅いというお話も聞いたことがありまして、利便性を考えますと、その辺はある程度ルールというのは必要かと思っておりますが、利便性を高めるべきではないかなという、その点の思いと、経費の面でも、今お聞きしましたら、停電時の際の装置以外で考えますと、それほど高いものではないという私の中での印象でありまして、少ない費用で町民の皆さんや観光客の方々に充実したサービスを提供できるのであれば、費用対効果が高いものと考えておりますが、導入している自治体も多くはない中ではあります、率先して、試験的にでも導入しようという気持ちで取り組む考えはないのか、伺います。

○議長（方川一郎君） 高橋企画振興課長。

○企画振興課長（高橋哲也君） 藤田議員の御質問にお答えいたします。

先ほどお話しさせていただいた中で、ただ、観光施設はどうかということで御提案もございました。そういった部分につきましては、やはりそこは、そのことよっての利用者の方にとっては一つの魅力向上ということにもなるかと思えますし、また、先ほど申し上げましたとおり、我が町の観光資源ということで、大々的にPRさせていただいている箇所でもございますので、その部分については、しっかりその費用対効果を見きわめながら、そこを導入できるかどうかというところはしっかり、当然、予算のこともございますけれども、そういった部分、まずは先んじて検討させていただきたいというふうに考えておりますので、何とぞ御理解いただければと思います。

以上です。

○2番（藤田直美君） 終わります。

○議長（方川一郎君） 次に、10番阿保静夫君。

○10番（阿保静夫君）〔登壇〕 議長のお許しがありましたので、2問の質問をしたいと思います。

まず1番目ですが、ペット可の住宅で人口対策にということで伺っていきたいと思います。

以前、小笠原議員のほうからも同種の質問がありましたけれども、公営住宅への入居をペット可と、私は部屋でなくて、指定棟というか、1棟なら1棟という、そういう意味なのですが、指定棟を設け、広く入居を呼びかけることにより、定住、移住対策の推進を図るということにつながるだろうか、そういう考えはないかということで伺いたいと思います。

公営住宅で犬、猫等のペットを飼うことは、ほとんどの自治体で禁止になっていると思われます。実は半日以上かけて、ネットですけれども、全国調べました。押しなべて、判を押したように同じ中身です。公営住宅での犬、猫等のペットは、他の住人の迷惑にもなるというような趣旨で、禁止ということです。ここにも書いてありますけれども、その主な理由は、他の住人への迷惑、鳴き声やふん尿の始末、動物アレルギー等で、それと、住宅内部の破損、においなどが挙げられています。

一方、道内でも、公営住宅でペットと入居が可能として取り組んだ自治体の例があります。調べた中では、たった1例でした。2010年からの取り組みとのことですが、入居の第1号は猫3匹とともに町外から転居してきた御夫婦とのことでした。この町の担当の方に電話で伺いました。当初、そういうことで取り組んだのですけれども、町から遠く離れた公営住宅で、非常に古いところ、インターネット上では共同風呂となっていました。というようなこともあってかと思いますが、老朽化と入居者自身の減少で、廃止の方向ということで、非常に私からすると残念な例かなと思うけれども、取り組んだ当初は、やはり人口対策の一助にしようという意気込みで取り組んだということだけはわかりました。

そして、宮城県などでは、東日本大震災津波災害の復興公営住宅というのを今建てられているのですけれども、そこはペットとの入居を可とする、可能としている例が多いです。ちょっと調べると、御承知のとおり、ペットを残してきたと。それを連れに帰って被災された方もいっぱいいらっしゃるというようなことが、その説明の文書にも書いていて、私、ちょっと涙するような中身だなと思いながら、痛いほどわかりました。

それから、熊本市も災害があったばかりですけれども、これからペットとの入居を可能とする災害公営住宅を建てるという方向で相談をしている、要件緩和を検討しているということです。

非常に災害住宅ということで限定的な話ではあるのですけれども、そういうペット可という方向性も一部にはあるというふうに私は捉えたところです。

それで、①、本町においても、人口減対策につなげる定住対策、移住を促進する方策の一つとして、ペット同居可というような町営住宅、公営住宅を、先ほど申し上げましたとおり、部屋ごとではなくて、1区画、あるいは一つの棟を指定して、そういうものを設けていく考えはないかということ伺いたしたいと思います。

民間においては、実は私の息子も札幌で、猫が飼えるアパートでしょうか、民間ではそういうことをかなり取り組んでいるということで、それぞれの民間ですから、考え方はいろいろあるのしょうけれども、わりと苦労なく探せたということ息子に聞いたら言っていましたので、そういう方向もあるのかなというふうに思ったところです。この点について、見解を伺いたしたいと思います。

○議長（方川一郎君） 高橋町長。

○町長（高橋正夫君）〔登壇〕 阿保議員の、ペット可の住宅で人口対策であります。御質問にありましたように、以前にも御質問いただいて、答弁をさせていただきました。何と言っても公営住宅ですから、本当に公共の皆さん方の大事な財産を住宅として預かって、住宅困窮ではないのですけれども、住宅に入居をする希望のある方が、その基準に沿って入居していただいて、それも、本町の場合は一つの住宅団地が非常に戸数も多いということで、それを含めて、これはやっぱり公共の公営住宅としてはペットは持ち込まないということになって、誓約書もいただきながら入居を可にしているところもありますから、いろいろな観点から考えて、今、アレルギーだとか環境問題、いろいろありましたけれども、それらも全てあわせて、今のようなこういう基準の中で対応しているということでありまして、以前に、許可なしに飼っている人がいて、退居するとき大変だったという思いもありまして、悪質ということではないかもしれませんが、ついついそこに猫が集まってくるのですね、例えば猫にしても、その猫に餌づけをして、最終的に自分の公営住宅の部屋に何匹も猫を飼ってしまって、退居するときにとてとても、全面改修しなければ後の人が入居できないような状況なども当然出てくるわけでありまして、その間は近隣の皆さんには大変な御迷惑をか

けて、花畑から野菜畑から、全然使いものにならないようなことにもなって、いろいろなことを、障害を挙げれば幾らでも出てくるぐらい、それだけ動物を飼うということの難しさというのがあるのです。そんなことを含めて、以前もお答えさせていただきましたけれども、これはやっぱり本町の公営住宅としては、それは今御質問のように、棟を一つ一つということですが、それもやっぱり現実には不可能ですし、これだけ今、常に空きがないぐらい住宅に入居されるということも含めて、非常に難しいことだし、そういうことの状況にはなっていないだろうというふうに思っています。

ただし、盲導犬だとか介助犬につきましては、これはまた別として、これはしっかりと入居者の身体障がい補完するものにつきましては、国の通達によりまして認めておりますが、それ以外のペットについては飼育しない旨の確約書をいただきながら、それぞれその制度をしっかりと守っていただいて、公営住宅に入居いただいているということでもありますので、この辺については御理解をいただければなというふうに思っています。癒やしのためにもということもありましたけれども、逆にそれでまたアレルギーなどを含めても、大変な思いをすることでもありますから、公営住宅は住宅困窮、また、低廉な家賃で住宅を供給するという目的がありまして、いろいろな体に事情を持った方々が利用するものでありまして、現在の公営住宅の配置からも集団地となっておりまして、住宅が隣接しているなどから、団地全体の住宅環境を考えると、今後も動物の飼育を禁止することについては御理解をいただければなというふうに思っています。公営住宅入居の増加ということもありますけれども、それは本当に今御質問ありましたように、全国でもまさにまれな例でありますから、そういうことも鑑みて、逆に本町で今、空き家バンクなどの活用によって、それぞれペットも安心して生活できるような住宅の提供ができればという思いもありますので、それらも含めて、別な方式の中で、そういう希望に応えられるような住居の検索も含めて対応できればなというふうに思っております。なにぶんにも、公営住宅というものについては、先ほどから申し上げますが、公共の最たるものでありますから、そういう意味では、なかなか御質問の趣旨には添うことはなかなか難しいのかなと、こういうことで答弁をさせていただきたいと思えます。

以上申し上げて、答弁とします。

○議長（方川一郎君） 阿保静夫君。

○10番（阿保静夫君） 今、町長から答弁いただいた中身については、先ほど申し上げたように、本当に全国がほとんどというか、ほぼ99.9パーセントぐらいだと思いますけれども、そういう状況です。ただ、復興住宅などは、先ほどのような説明したとおりの、どういうふうに実際にやっていくのかはちょっとわかりませんが、町長、最後のほうでおっしゃった、心のよりどころとしての重要性を非常に復興住宅に関しては重要視をして、東北震災のところと熊本ですか、そこについてはそういう方向性を出して、実際に東北のほうは、宮城のほうは始めているようだけれども、

ですから、可能か不可能かという点では、不可能ではないというふうに、私はその時点で思いました。

それで、公営住宅の果たす役割は、町長おっしゃったとおりで、所得の少ない方や何かを対象とした住環境の整備ということにつながるというふうに思います。それから、全国に本当にまれな例、ほとんど例がないというとおりです。それは言いかえると、いろいろな意味で取り組めば、全国的には非常に注目もされるし、それから、先ほど申し上げているように、ほかからの移住、定住につながっていくのではないかなというふうに思うわけです。

一番最初に道内の例を申し上げたとおり、担当者の方とお話をして、こちらは何う側なので言えなかったのですけれども、一番古い住宅でそういう共同風呂のようなところならいいよということでは、やはり厳しいのだろうなというふうに、私は聞きながら考えたけれども、いずれにしても、それは1回はそういうことでスタートして、何例かがやっぱりペットと一緒に住んだという実例はあるのです。その取り組みが、だから全くゼロではないのだけれども、非常に現時点では難しい。その殻を破るかどうかということをご提案をしているつもりです。

それで、現時点では、そういう法律の決めもある、それから、公営住宅としてのいろいろな果たすべき役割もある、そう思っています。ただ、人口減ということは待たなしでどんどんどんどん進んでいる現状の中で、その新たな未来につなげていく一つの方法論として、これで全て解決するとはもちろん思っていないけれども、一つの方策としてどうなのだろうと、そういう議論をすべきでないかなというふうに思うのですけれども、再度伺いたいと思います。

○議長（方川一郎君） 高橋町長。

○町長（高橋正夫君） 今流ではないですけれども、規制を破ってということもあるかもしれませんが、私は決してこの規制は破るべきものでないというふうに思いますし、ただいま私どもの本別町がどこかやったりしても、これが先例ができたから後が続くとか、前例がないから、やってみたら前例になるのではないかとということでは、私はないと思います。やっぱりこの種のものについては、それぞれあくまでも、何回も言いますが、公共のもんですから、圧倒的多くの皆さんのための住宅ですから、そこをいろいろな障害があつて、障害ということは、規制に対する、また、地域の皆さん方に対する意識も含めてある中で、それをあえて公共の施設の中でペットを飼育するということについては、私はやっぱりこれは、私どもの立場としては、それはなかなかできることではないなと思っています。

民間でいってみれば、民間の賃貸マンション含めても、なかなかこういう条件が整うというところはそんなにはないと思います。それと、飼っているときは何とかいいかもしれませんが、もし何かあったらと、そこまで考えることないと言われるかもしれませんが、そうなるとうち野良になってしまうのです。野良犬になったり野良猫になっ

たり、その始末はどうするのですか。その生かされてきた動物はどうなっていくのか、そういうことも考えたときに、私はとてもとても、その末路は見出せないのかなど。やっぱり考えたくもないなというようなことも含めてあります。

ですから、あくまでもそれは個人的なところで、認めてもらえるような住宅の斡旋だとか、そういうものがもしできるようになれば、それはそういうことも含めて対応させていただくということはやぶさかではありませんが、現下の公営住宅の中では、先例があるとかないとかでなくて、今の私どもの公営住宅のありようによっては、そのようなペットを可とするような住居の住み方については、なかなかそれは賛同いただけないということだと思いますので、その部分について御理解いただきますのと、これを行ったから人口減に歯どめがかかるということでは、私どもはそういうぐあいにはなかなか認識ができないということもありますから、そういうことで御理解いただければと思います。

○議長（方川一郎君） 阿保静夫君。

○10番（阿保静夫君） おっしゃっている意味はよくわかりますし、現時点ではそういうことだろうなというふうに思いますが、私の立場で、この提案をしている立場で、突破口になるかどうかはわからないけれども、災害住宅ということで、一部そういう緩和をするということが、今後の大きな流れの中でどうなっていくのかなというふうに思っております。今後とも、今、町長の答弁の中で、今のやり方でやっていくということなのですけれども、住居や定住という対策の中での一つの材料になり得るのではないかなというふうに思って質問しています。今後ともこれについては検討する考えはないというふうに述べられたと思いますけれども、そこを再度伺いたいというふうに思います。

○議長（方川一郎君） 高橋町長。

○町長（高橋正夫君） 気持ちとしては、復興だとか、そういう災害に見舞われたとき、また、ひとり暮らしの高齢者の皆さんが動物と一緒に住むことによって、本当によりどころとして心癒やされるし、また、動物と一緒に生活することによって、いろいろな精神的な安定などを含めてということは、それはよく私も理解はさせていただくところですが、ただ、それが公営住宅という建物の中で、それを実行するということについては、私どもはそれは到底踏み込めるものでもありませんし、それは逆にやるべきことではないなというふうに思っています。公営住宅は公営住宅としてのきちっとした管理を、また、環境も含めて、しっかりと住んでいただける人により快適に、安全に暮らしていただくということに努めなければなりませんし、また、そういうペットを含めての要望があるとすれば、それはペットと一緒に住めるような、そういう住宅環境を何とか整えていただけるようなところもしっかりと探していくとか、そういう情報も含めて提供できればというふうに思っておりますので、何が何でも動物だからだめだということではありませんが、それはそれぞれ認可いただけるよう

な、また、そこが飼育することを可とするようなところは、それぞれまた別な対応をできるだけしていけるように、そこもまた空き家情報などなど含めてもしっかりまた対応できればというふうに思っておりますので、その部分については御理解いただきたいと思えます。

以上です。

○議長（方川一郎君） ここで、暫時休憩します。

午後 2時17分 休憩

午後 2時30分 再開

○議長（方川一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

阿保静夫君。

○10番（阿保静夫君） それでは、2問目にいきたいと思えます。

介護人材に外国人スタッフ活用はということで伺いたいと思えます。

国は、農業や介護など、5分野に外国人の就労を拡大するための新たな施策に取り組む方向を示しました。現時点では案という形になっているようです。既に農業分野などでは多くの技能実習生が酪農経営などで活躍しています。先ほどの矢部議員の質問の中でも一部触れられていたとおりです。今後、介護人材に外国人スタッフの活用も検討する考えはないかということで伺っていきたくと思えます。

本町においては、先ほど来あったように、酪農分野などで技能実習生を受け入れ、それぞれ重要な働きをされているというふうに聞いております。

国は、人手不足を解消するために、外国人労働者の受け入れの拡大に踏み込むとしています。現行法は、平成28年の11月に公布されて、1年後の11月1日から施行されたというものです。公布のときには入れていなかったのですが、1年後の施行のときに介護職というのを追加したというふうになっているようです。外国の方が必要な技能と日本語能力の試験に合格すれば、5年間の在留ができるという、今出されようとしている案がこういう中身のようです。この方向性は、人手不足に悩む各分野では歓迎の声と、労働条件の整備などもあわせて求められているとのこと。

実はこのことも調べた中では、わりと大きな都市が国に向けて、現行の制度の要件緩和とか拡大を求めているという動きが多々ありました。例えば私が見たところでは、横浜市なども国に向けて、労働大臣に向けて要望をしてきたような経過があります。

それで、①、本町では、特に介護人材の不足が課題となっておりますが、その対策の一つとして、この制度の取り組みを研究、そして活用を図っていくことが必要ではないかというふうに考えますので、見解を伺いたいと思えます。

この問題については、介護人材不足の対策ということも一つありますけれども、現行制度では3年間、案として出されている5年間がもし実現すれば、少なくとも本町にその年数住んでいただけるということにつながるというふうに思えます。枕詞では

なく、ある意味、そういう国際化の時代の到来になるのかなというふうに思っております。

国も言っていますし、各団体も言っていますけれども、その外国人技能実習生の方の労働条件というのはきちんと整えなければだめだよという中身は当然入っていて、いろいろな団体からもその部分は指摘されて、その上で何か新たな法案はつくられているようです。

この問題は、本別町1町で取り組むというよりは、町長の立場で言えば3町、あるいは十勝という中で、このことを取り上げながら、当面は5分野なのでしょうけれども、各分野での人手不足解消はもちろんのこととして、やはり十勝全体の課題としての人口対策にもつなげていく、国籍を得るということではないような中身なのだと思いますけれども、いずれにしても、その町でそれぞれ何年間か過ごしていただけるということは非常に重要なことではないかなというふうに思います。

実は私の住んでいるところの近隣でも、酪農のほうで技能実習生の方を、ことしから2回目になります、2人ずつ、この方はタイの方です。前回はタイの方です。今度来た方は3カ月間、日本語の勉強をして来ているということで、実は自治会の集まりというか、花見と研修会、両方やったのですけれども、そのときに、日本語が通じるのですよ。私、すごいびっくりしました。それで、先ほどのような話です。ですから、この方に関して言えば、少なくとも現行制度でいえば3年間、自治会の仲間の一人として、春のごみ拾いなども一緒にやりましたけれども、そういうことで、非常に自治会の皆さんも温かい目で歓迎をしているということと、そういうことで、日本語も話せるということの中で、いろいろな経験も交流もできるというような、そういう利点もあるということで、いろいろな意味でも一つのいい刺激になるのかなというふうに思っています。

人口対策に悩むのは、十勝と言わず全国の町村がそうだと思いますし、市においてもそういう状況。あらゆるチャンスを、人口減対策、あるいは定住、移住対策につなげていく必要があるという観点からも、この介護人材に外国人スタッフの活用ということに、すぐはできないと思いますけれども、取り組みの研究等を進める考えはないか、伺いたいと思います。

○議長（方川一郎君） 高橋町長。

○町長（高橋正夫君） 阿保議員の2問目の介護人材に外国人スタッフの活用はの御質問の答弁をさせていただきますが、まず、介護人材、御質問にありますように、これは本当に大きな問題でありまして、特に支える、けさも新聞に出ていたと思うのですが、帯広で老人ホームを運営するというので、どこも応募がなかったと。そのくらい、原因はと、少し書いてありましたけれども、やっぱり介護スタッフが、人材が集まらないから、経営者としての担い手になれないということが大きな問題になっていましたけれども、やっぱりどこも大変な現状だということで、その中で、この介護

を必要とされる方々が、住みなれた地域で安心して暮らして、必要なサービスが提供されるように、介護現場における人材の安定的な確保として、本別町でやっていることをちょっとお話ししますが、介護従事者の就業支援等の補助金だとか、ほんべつ福祉セミナーをやっています、五つの施策を展開しながら介護人材の確保に努めているところですが、平成29年、昨年のほんべつ福祉セミナーの参加者のうち、4名が町内の介護サービス事業所で就職につながりました。介護職員の初任者研修を受講した本別高校生1名の就職と、また、一定の成果も出てきているところであります。

また、御質問にありますように、外国人による技能実習生の受け入れについてですが、介護サービスの安定的な供給を図るための選択肢の一つとして、本町におきましても、昨年、平成29年6月に、町内の介護サービスの事業所で組織をします介護サービス事業者連絡会において、研修会の位置づけで、介護現場における外国人の受け入れについてと題して、海外の人材派遣会社の代表の方から、外国人技能実習生の制度や、また、費用などについて説明をいただきながら、事業所への情報提供を行なってきたところでもあります。

本町の介護サービス事業所におきましては、職員数は、まず全体で、本年6月11日現在ですけれども、233人が本町で介護に当たっていただいています。前回調査を行ったのはことしの2月19日ですが、このときは220人でしたから、現在、13名の増加となりましたけれども、団塊の世代が75歳を迎えます2025年、ここには258人の介護をする人材が必要と推計しているところですが、今後も介護人材の確保が最重要課題だというふうに受けとめています。

町内の介護サービス事業所におかれましても、それぞれの事業所において、介護人材を確保するべく、ハローワークを活用したり、また、町外でのセミナーなどで求人の活動をしたり、町内においても平成32年度から外国人労働者の受け入れを予定している事業所もあるというふうに聞いております。

特に外国人労働者を今想定しているのは、1年間、日本語の勉強をしていただいた方々が、まだ学生さんですね。それから、介護現場で実習ということで、それぞれ専門学校に2年間行って、その後、現場にということですが、それで配置をして、また、資格をとれば、またそこで延長してということで、通算5年ということになるのですが、とにかく一般の就労、労働とやっぱり違うのは、介護現場ですから、ある程度のコミュニケーションだとか、また、つながりがないと、なかなかみんなの中で一緒になって作業するというとはまたちょっと別な意味合いがあって、なかなか介護現場での外国人労働者の担う位置というのですか、ここが本当に大変厳しいものがありまして、相当勉強、訓練していただかなければなかなかならないということでありまして、私どもも、できればそういうことが早く言葉にもなれて、介護の現場に来ていただけるような人材ができれば、本当にこれは何よりも待望の人材ですから、本当にうれしいなと思うのですが、そのような人材の育成も含めて、十勝の専門学校、また、

大学なども相当力を入れてやっていただいておりますが、私もことしの春に現場の専門学校にお邪魔してきましたけれども、何とか本町の、今、太陽の丘にある老健施設も、できれば5名ほど採用してという、このような構想も持つておられるということでもありますから、そのようなことが実現できるように、私ども、ともに努力させていただければと思っています。

また、6月5日に、質問にありましたように、政府が決定しました経済財政運営の改革の方針では、人材確保が難しい介護だとか農業、五つの分野を想定して、新たな在留資格の創設が明記されたところでもあります。この中では、外国人の技能実習生の修了者につきましては、日本語能力の試験を免除すること、今までかなり厳しかったですけれども、今度は免除することと、在留期間の上限をつけずに、家族の帯同を認めるなどの措置を検討することとなりました。これまでの5年間で、やっぱり自国に帰るといった概念を取り除いた、そういう抜本的な対応策を検討しておりますので、私どもそれにあわせて対応ができればというふうに思っています。

いずれにしても、町といたしましては、先駆的に取り組んでいる介護サービス事業者との連携はもとよりですが、農業、建設業、観光業など、外国人労働者の受け入れ拡大の対象となる部局間での連携を図りながら、町全体として取り組んでまいりたいと考えますので、それぞれまたいろいろな情報だとか、また、そういう機会がありましたら御支援をいただきますようお願い申し上げながら、答弁とさせていただきたいと思っております。

以上であります。

○議長（方川一郎君） 阿保静夫君。

○10番（阿保静夫君） 答弁いただいた中身なのですが、1町村ではなかなか厳しい中身もあるというふうに思いますが、ただ、午前中の質問にもあったとおり、介護人材だけでなく、私が聞いているのは建設関係も非常に人材が少ないというような話も直接本別の方から聞いていますので、町長というか、町として、やっぱり研究の第一歩というか、この施策を有効に生かしていく第一歩としては、そういう町内のそういうところとの連絡とか連携とか、そういう話し合いをしながら、本別町のそういうもの、人材を必要とするところ、町も含めて一体となった取り組みを進めていくというようなことになっていかなければいけないのではないかなというふうに思います。それから、先ほど申し上げたように、3町の立場もある、十勝の立場もあるという、町長としてはまさにこの問題に先頭になって取り組むべきではないかなと思うのですよね。なかなか一個人ではできないことですし、実際に私の近隣の方は、酪農家ですから、ずっと実習の方を、国内の方も含めて雇っているというか、実習生を受け入れているところなのですが、ここ数年はそういうことでタイの方を2人組で受け入れている、その方が言っていたのは、やはりほかの国との競争になっているそうです、例えばタイならタイの、そういう技能実習生が。ですから、それを裏返しの

に言えば、必要という前提で言えば、受け入れ体制を一刻も早く整えていくと。それは一町村だけでなく、今言ったように、3町あるいは十勝という中で、受け入れの入り口を広くつくっていく、その先頭に本別町がなればいいなど。そのことが、結果的に何年間か本町で過ごしていただけるということにつながっていけばいいのかなと。そういう人たちが来ると、必ず周りの雰囲気というか、周りの人がいろいろ参考になるというか、勉強になるというか、考え方を交流できるというか、そういうことが実感として感じております。そういうことも含めて、一日でも早くそういう研究をしていくというような立ち上げをしていくべきではないかなと考えるのですけれども、再度伺いたいと思います。

○議長（方川一郎君） 高橋町長。

○町長（高橋正夫君） 先頭になってということでありまして、どこが先頭になるとかどうかは別に、本当に大事なところですから、今、御質問ありますように、もとはどちらかというと中国の方がすごく多かったのですが、今は国を問わずかなり多くなりました。ミャンマーの人も多いし、ベトナムの人も多いし、タイの人も多いし、インドネシアの人もいるということでありまして、もちろん中国の人もいます。ことしの3月までいた、製材工場に3人の中国の人がいましたけれども、自転車ですべて通って、スーパーではチラシを持って買い物する。日本語をちゃんとと言ったら失礼ですけれども、やっぱりかなり覚えるようになって、片言もしゃべれるようになって、ですけれども、やっぱり期限が来たら帰らないとならないのですけれども、そういうことで、今御質問ありましたように、そういう異文化の人が来てくれると、やっぱり周りもものすごい気を使って、理解をお互いにしながら、一緒に生活していただく、そういういろいろな意味ですごく理解度が深まっていったら、働く環境だとか、また、住む環境も非常に評価をいただいているところでもありますから、そのような、やっぱり問題は、受け入れる側の地域のそういう思いも大事にさせていただかなければ、なかなかそこで定住していただけないということでもありますから、そういう文化もしっかり受け入れていただくようなことが本町としてはできる町だというふうに思っておりますので、そこは外国人労働者の皆さんに限らず、しっかりと担い手、人材育成にはしっかり取り組んでいきたいなと思っております。

特に3町は、御質問のようにDMOを含めて、これからこの地域の振興のために連携しながらやっていくという話、また、地域包括ケア研究所は、本当にわざわざ研究所を立ち上げていただいて、オール十勝の人材の確保、養成に向けてまた協力していただくということでもありますから、あらゆるそういう協力するスタッフ、そしてまた、そういう紹介していただく経営の皆さん、私ども、外国人の実習生を派遣していただける、先ほど言いましたけれども、会社の責任者の方々も含めて、交流をというか、しっかりお話できる立場にもありますから、逆に農家だとか、近隣のJAだとか、町村にも紹介できるぐらいの、そういう関係の方もおりますので、しっかりまた自分の

町も含めて取り組んでいきたいなと思っています。

いずれにいたしましても、これだけの時代になりましたから、しっかりと本当に協力していただける、そして本町で頑張ってもらっていただける方は大事にして、しっかりと受け入れて、地域の振興、また、それぞれの産業の振興に向けてしっかり取り組んでいかなければならないと思っています。

また、ちなみに、直接外国に出かけて行って、それぞれ現地からいろいろな情報を収集しながら、直接雇用されている建設業の方も何社かおりますし、また、これからも採用を予定している建設業含めて、また介護現場、そしてまた農業現場、そういうところもおりますので、本当に広くこれから外国の実習生が、きっと公募が出てくるのだと思いますから、あわせながら、しっかりと継続、持続できるような環境をつくるように努力しながら、本町で企業を起こす、また、産業を振興する、また、介護の現場、いろいろな現場を含めて、なくてはならない人材の確保に向けてしっかりまた連携しながら取り組んで、積極的に取り組んでまいりたいと思います。

以上申し上げて答弁とします。

○10番（阿保静夫君） 終わります。

○議長（方川一郎君） 次に、7番小笠原良美君。

○7番（小笠原良美君）〔登壇〕 議長のお許しをいただきましたので、通告をしております、まちづくりは人づくりを掲げてきた成果についてということで質問をさせていただきます。

高橋町長は、平成9年9月に町長に就任以来、まちづくりは人づくりを掲げて町政運営に取り組んでこられました、その成果についてお伺いしたいと思っています。

まず、町長は、まちづくりはまず人づくりが大切と、就任以来、取り組んでこられたと思っています。就任から5期20年が経過したところですが、高橋町長が最初に思い描いたまちづくりのための人づくりを今の時点でどのように評価されているのかについてお伺いしたいと思っています。

続きまして、元役場職員が起こした不祥事が発覚以来、多くの町民の皆さんは、行政に対する不信感や不満を持たれてきたと思っています。私は、今なお町長の思いと町民の皆さんの気持ちに乖離があると考えております。

そこで、今後、さらに信頼回復に努め、役場職員の皆さんはもとより、町民の皆さん方とも、本別町の未来について、本音で話し合いのできる場を多く設け、子どもから高齢の方までが夢を持てるまちづくりが望まれていると思いますが、町長の考え方を伺いしたいと思っています。

○議長（方川一郎君） 高橋町長。

○町長（高橋正夫君）〔登壇〕 小笠原議員の、まちづくりは人づくりを掲げてきた成果についての御質問の答弁をさせていただきます。

御質問にありましたように、私は平成9年の9月に就任させていただきました。何と

言っても、それぞれの本別の歴史の中で、どこの町もそうですけれども、特に本町は、まちを思いやる、やっぱり人づくり、本当にまちづくりは人づくりという基本的な原点を大事にしながら、常にまちづくりは人づくりであることをあらゆる機会を通じて町民の皆さんに訴えをさせていただきながら取り組みをしてきたところでもあります。

現在、第6次の本別町総合計画でありますけれども、まちづくりを推進していくさなかであります。計画書の見開きにも表記をさせていただきましたけれども、かつて経験したことのない大幅な人口減少と少子高齢化の時代を迎えておりますので、経済の悪化や金融不安を抱え、地域主権といった国と地方のあり方が大きく変貌を遂げています。

このような状況の中で、ともに学び、また、支え合い、活力のあるまちづくりを基本理念に、その具体的なまちづくりは、町民の皆様がみずから新しい公共の担い手としてまちづくりに積極的に参加をし、町民一人一人が主役となる、このことによって実現されるものだというふうにそれぞれ訴えながら今まで取り組んできたところでもあります。

これまでの人の営みの全てを、まず生涯学習として捉える活動によりまして、平成12年には口蹄疫の疑似患畜が発生し、また、その前の年には、本当に町民総出でボランティアいただきました大雨災害で、河川敷、また、町内が大変な被害を受けたときに、河川災害の敷地の整備、さらにまた、暮らしの中で、時代の変化とともに衛生の管理、特に17種類にも及ぶごみの分別収集や、また、自治会や各種団体による路側帯等の植栽や、また、花壇の整備、また、子育て家庭や高齢者などの見守り支援、さらには、町民の皆様が参加する講演会の終了時での後片づけなどを含めて、自主的に町民の皆さんが、まさに自分の町は自分たちでつくるという、その理念がしっかりと根づいてきた、まさに物質的な豊かさ以上に内面的な豊かさを求めた中で、町民の皆さんが生涯にわたって学び、自発的にまちづくりに参加していただく環境が着実に根づき、本当に自治会を筆頭にしながら、自治会長さん方が先進的に牽引をさせていただいたおかげで、魅力ある本別を次代につないでいくことのできる下地ができてきました。まさに町民力の成果のおかげであるというふうに、ここのところは私どもも確信をさせていただいているところであります。

今後もまちづくりの原点は人づくりであるとの信念を貫きながら、現有する諸課題について、町民の皆さんとしっかり共有させていただいて、主体的なまちづくりへの参加をいただきながら、ともに支え、安心、安全に暮らせるまちづくりの実現に努めていきたいと思っています。

次に、2問目の、本町の未来について、本音で話し合いのできる場を設け、子どもから高齢の方まで夢を持てるまちづくりについてですが、不祥事に関し、町民の皆様と私の気持ちに乖離があるうちは、信頼回復がされたこととはなっていないというふうに私も考えております。一日も早く、町民の皆様と同じ気持ちで、同じ目線でまち

づくりを進めていくことができるように、また職員と一丸となって取り進めていくことを改めて申し上げさせていただきたいと思います。

その入り口となります町民の皆様との対話の件でございますけれども、町民の皆様にとって、日常生活における町政に対する御要望や御意見は、それぞれ暮らし、ライフスタイルの変化や多様化により、年々複雑化して、高度化している実態にあるというふうに思っておりますが、自由闊達に意見を交換できる場を積極的に、また出かけながら、職員一丸となって、また、町長がおじゃましますの取り組みを継続しながら、総合計画を初めとする各種まちづくりの指針となります計画の策定に、また、専門的であり、意見交換ができる分野をさらにまた拡大をしていかなければならないと思っております。

その一番先には、私どもが取り組んだのは、まず自分たちのまちは自分たちの手で、町民の皆さんに、第1回目の私どもが就任させていただいたときの総合計画は、町民の皆さんが、白紙諮問で、全て町民の皆さんに手づくりでしっかりと町の総合計画をつくっていただいて、それ以来、各ボランティア活動、そしてまた、各団体の活動に積極的に参加をいただきながら、それぞれこのまちづくりをここまで引っ張っていただいた、そのことであります。何よりも、やっぱりそこに参加をいただいた、そして一人一人の町民の皆様、まさに町民力の意識の高さに心から敬意を表しながら、その思いをまたよりどころとしながら、これからはしっかりと町民の皆さんが願うまちづくりに、そして、御質問ありましたように、町民の皆さんと、残念ながらこの不祥事をまた境にして、気持ちに乖離があるということも含めて、しっかり受けとめながら、一日も早い信頼回復を含めて、まちづくりにみんながまた元気に、笑顔で邁進できますように、そして、次の時代を担うそれぞれの若い世代、子どもたちが、この本別でしっかりと住み続け、頑張りつづける、そういうまちづくりのために全力を尽くしてまいりたいと思っております。

以上申し上げて、答弁とさせていただきます。

○議長（方川一郎君） 小笠原良美君。

○7番（小笠原良美君） ただいま町長のほうから答弁いただきましたけれども、私も町長と同じように、町長が就任されて、前半のころは、本当にまちが一体となって活動、まちの運営に取り組んでいるということは実感をさせていただいてきたというふうに思っております。おっしゃられたように、12年の口蹄疫の疑似患畜のときなどは、まちを挙げて取り組んできたというふうに思っておりますし、それから、開町100年の年にも、子どもから高齢の方々まで、みんなでお祝いをしたというふうに思っております。その後に起きました水害においても、大方の方が河川敷に集まって、石を拾う、木の枝を片づけるなどの作業をしている姿を見たときに、本当によかったなというふうに思っておりました。

その裏を返すと、最近はどうなのというところに立つわけですがけれども、私は、最

近、役場を退職された方、ここ10年ぐらいの間に、正規の定年でなくて、定年を少し残しておやめになられた方々がどのくらいいるのかなというのをちょっと調べさせていただきました。それは勧奨退職をされました方が、この10年ぐらいの間、課長が3人、課長補佐職が3人おられます。おやめになるのは、それぞれが理由があっておやめになるということは承知はしておりますけれども、せっかくこの町をよくしよう、みんなとともに手をとってこの町で生活をしようという思いで役場の中でお仕事をされてこられた方が、定年を前にやめられたということは、私は非常に人材の損失だったのではないかなというふうに考えているところがあります。何年残されておやめになったかということは、細かくはお聞きしていませんのでわかりませんが、その辺のところの一つ。

それから、もう一方で、自己の都合によって途中で退職された方々もたくさんいらっしゃるというふうに見せていただきました。一部挙げますと、看護師の方が11人、医師が9人、保健師さんが5人、臨床工学技士さんが3人、ほかにも合わせますと10年間で44名の方がおやめになっているそうです。これは、おやめになったということの裏を返せば、本別に来て、本別の中で仕事をしてくれようとしていらしてくださった方々だというふうに捉えるべきだと思います。そうしますと、年間にすると4人強の方がおやめになっていったということになりますので、せっかく本別で働いて、本別の住人になりたいと思っていましていた方々が、途中でやめられたということは、これもやっぱり大きな人材の損失につながったのではないかなと。そういうところを、どんなことがあってそうなったのかということは、御本人に聞かなければわからないところもありますけれども、やっぱり本別町に来ていただいた方を本別町で育ててという語弊がありますけれども、皆さんと一緒にやっていただけるところに立てるような状況をつくっていくということも必要なのではないかなというふうに思います。ですから、今後、そういうことが起きたときに、なるべくそういう対応ができるようにしていくべきではないかというのがまず一つ。

それから、町長も今、御自分でお話しされましたけれども、この間、信頼を失っている部分があるというところですが、2月7日に税金の不適切処理の問題について体育館で説明会をなされました。そのときに、多くの皆さんが非常に厳しい御意見を述べておられましたけれども、そのことを受けとめて、どういうふうに思われたのかなということが、あの場ではお答えになっておられませんでしたので、その辺のところは、私が二つ目に上げております、町民の皆さんと町長のお考えに乖離があるのではないかと、私はその辺にどうもあるような気がしますが、その辺についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（方川一郎君） 高橋町長。

○町長（高橋正夫君） 定年前に退職される方がということをお話しされましたけれども、これはそれぞれの事情があることももちろんでありますけれども、私どもはも

ちろんせっかくの仕事ですから、特に本別のまちづくりにかかわっていただいて、最低限、やっぱり定年までは働き続けてほしいというのは私の願いであります。でも、それはその中でいろいろな事情の中で、個々それぞれケースがありますけれども、それはそこも含めて、やめるから全然対応もかわりもないということではなくて、それぞれ一定のお話をさせていただきながら、これからの行く道もちゃんと聞きながら、そういう退職にいったということでもあります。

また、現場のほうにつきましては、それぞれ医療の関係者含めては、本当にそれぞれの、逆に言うと、ここを退職して、また次の人生、またそこに道が開けるといって、そういう立場にもある人もたくさんいますし、また、特に医師などは、それぞれ大変な苦勞の中で招聘をさせていただいても、どうしても退職せざるを得ないというような状況の中にもありました。それは私のほうが逆に大変な、残念なことだなというふうに思いながらいたことも中にはありますけれども、いずれにいたしましても、私どもの願いは、本当にもとに、ただ医療だから、また、福祉だから、それぞれ一般事務だから、ただやるということではなくて、一緒にこのまちづくりをさせていただければと、こういう思いでそれぞれ職員として一緒に頑張ってきたところですが、このような状況になってきたということも現実としてしっかり受けとめながら、この次、また仕事をしていただく立場の人たちには、少しでもこの状況を長く働き続けていただけるように、また、ともにまちづくりをやっていただけるように、それぞれ対応していくということで努めさせていただきたいと思います。これは私どもだけ、1人でできることではありませんから、職員一丸となって、そのような職場環境、また、そういうような条件を含めてしっかりコミュニケーションをとりながら、それぞれの部局の和を図りながら頑張っていくということの大切さを、みんなで常に今、職員の皆さんにお願いしながら努力させていただいているところでもあります。

また、2月7日の報告会については、厳しい意見を出されたことは真摯にももちろん受けとめておりますし、前段、私どもも、この不祥事についてのおわびを申し上げましたけれども、なかなかそこはその時間の中で、また、あの場所の中で、御理解もいただけなかったということは、逆に私どもの対応の、また、不徳のいたすところでもありますから、これは本当に起こしてしまったことは消すことはできませんけれども、この起こったことの重要性をさらにまた認識をしながら、本当に信頼回復、絶対に二度とこのようなことが起こらないように、本当に信頼を必ずいただけると、こういうようなことも含めて、日々努力させていただきながら、一日も早い信頼回復に向かって、それぞれ行動の中で示していくということで、これも私どもも関係職員一同、一丸となって、町民の皆さんの信頼回復に努めていくということでもあります。そのことについては、私は本当に責任者として痛感をしながら、町民の皆さんの怒り、そういうところもしっかりと受けとめさせていただかなければならないということを再度現実として受けとめさせていただいて、今、この答弁の中でまた申し上げさせていただ

くと、こういうことになっているところでもありますので、またそのことについてはしっかりとこの思いを大事にしながら取り組んでいきたいなというふうに思います。

以上であります。

○議長（方川一郎君） 小笠原良美君。

○7番（小笠原良美君） 最初に伺いましたところですが、町長もおっしゃるとおり、私もそれは存じているつもりです。御自分の都合でおやめになられる方ですから、どうのこうのということにはならないと思います。しかし、おやめになられても、本別町民でいてくださることはかわりないと思うのです。私はそういう方々も、一般的に定年で退職される職員の方々も含めて、やっぱりまちづくりに実際に取り組んで、先頭を切ってやっていただいている方もおられますけれども、なお一層、そういう方たちの協力をいただきながら、少子高齢化していくわけですから、まちづくりに協力をいただきたいというようなことを機会あるごとに伝えながら、一緒になってまちづくりができていけばいいのではないかなというふうに思いますので、そのところをもう一度伺いたいということと、それから、町長は、この不祥事以降、言葉の中では一生懸命おっしゃっておられるのはわかります。だけど、いまひとつ、町民の皆さんに私は届いていないというふうに、しつこいように申しわけありませんけれども、私はこれからのまちづくりに精魂傾けてやっていただけるということは、町長が行なっていたらというふうに思っておりますが、なかなか1回開いた思いをまたもとのように修復するというのは難しいところがあるのですけれども、私はぜひともそのことを行なっていたらかなければ、町民の皆さんと一丸になったまちづくりというのはなかなか厳しいのではないかなというふうに思うところがあります。

それは、町長が、大変失礼ですけれども、最初に町長になろうと思ったときの気持ち、初心をもう一度思い起こしていただければ、私は必ずや町民の皆さんはそのことを理解して、一緒になってまちづくりに取り組んでいただけるというふうに、私は自分では思っているのです。ですから、ぜひとも、町長に向かってこういうことは大変失礼だというふうには思っておりますけれども、失礼を承知で、ぜひとも今少し関係がうまくいっていない町民の皆さんと一緒に手を携えて、今後の本別町のまちづくりに取り組んでいただくために、そういう気持ちになってこれからの町政を担っていただけないものかというふうに思いますけれども、その辺について伺いたいと思います。

○議長（方川一郎君） 高橋町長。

○町長（高橋正夫君） 早期退職した大事な人材とまちづくりということですが、それは私も望むところでありまして、少ないと言いつつも、本当に数十年間、本別のまちづくりに携わっていただいて、内部的にはそれなりの立場にまでなっていて、職員を引っ張っていただいて、住民の皆さんと大事な融和を持ってきた職員ですから、経験も実績も十分な職員の方々、本町でまだこうして頑張っていただいているのですから、それは本当に力を借りたり知恵を借りることは、当然私も大事なこと

ですから、ただ、そのことにしっかり応えていただけるような働きかけも含めて努力していかなければならないだろうし、また、協力もいただけるようにしていかなければならないなというふうに思っておりますから、その辺については、それぞれ自治会の活動など含めても、たくさんの御支援もいただいていますし、また、まちづくりにも直接またしっかりと御協力をしていただくように、また、大事な人材を、さらにその力を発揮していただけるように、これは御質問のとおり、しっかり対応させていただければなというふうに思っています。

また、言葉だけで思いが届いていないと言われたら、これはもうどうしようもないことなのですけれども、でも言葉としても言い続けなければなりませんし、また、時間もかかるかもしれませんが、私の思いは常に、御質問にありましたように、もちろんこれは今までもずっと言われることですが、やっぱり初心を忘れてはならんぞと、このことはしっかりありますから、そして、偉い人になることないぞと。尊い人にしっかりなれと、この言葉も最初から忘れないように、そのように肝に銘じながら、これも努力させていただきながら全うしていかなければならないというふうに思っています。大事な本別町の歴史の1ページ、1ページを担っていくまちづくりでありますから、その思いをしっかりと受けとめて、今の御意見もさらに肝に銘じて、しっかり取り組んでいきたいと思っておりますので、またいろいろな場面で御指導も、また御支援もいただきながら、しっかり取り組んでいって、やっぱり本別ここにありと、みんなが本当元気の出る、本別でよかったなと言ってもらえるような本別をつくるために、しっかり努力していきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上申し上げて、答弁とさせていただきます。

○7番（小笠原良美君） 終わります。

◎散会宣告

○議長（方川一郎君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

御苦勞さまでした。

散会宣告（午後 3時15分）

平成30年本別町議会第2回定例会会議録（第3号）

平成30年6月15日（金曜日） 午前10時00分開議

○議事日程

- | | | |
|--------|---------|---|
| 日程第 1 | 議案第 44号 | 平成30年度本別町一般会計補正予算（第5回）について |
| 日程第 2 | 議案第 45号 | 平成30年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第1回）について |
| 日程第 3 | 議案第 46号 | 平成30年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第1回）について |
| 日程第 4 | 議案第 47号 | 平成30年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第1回）について |
| 日程第 5 | 議案第 48号 | 平成30年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第1回）について |
| 日程第 6 | 議案第 49号 | 平成30年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1回）について |
| 日程第 7 | 議案第 50号 | 本別町税条例等の一部改正について |
| 日程第 8 | 議案第 51号 | 本別町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 日程第 9 | 議案第 52号 | 本別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育の必要性の認定に関する基準並びに利用者負担額を定める条例の一部改正について |
| 日程第 10 | 議案第 53号 | 財産の取得について |
| 日程第 11 | 議案第 54号 | 本別町公共下水道終末処理場機器更新工事第1工区請負契約について |
| 日程第 12 | 議案第 55号 | 辺地総合整備計画について |
| 日程第 13 | 議案第 56号 | 池北三町行政事務組合格約の変更について |
| 日程第 14 | 議案第 57号 | 池北三町行政事務組合の解散について |
| 日程第 15 | 議案第 58号 | 池北三町行政事務組合の解散に伴う財産処分について |
| 日程第 16 | 議案第 59号 | 足寄町への資源ごみ処理等に関する事務の事務委託について |
| 日程第 17 | 議案第 60号 | 財産の取得について |
| 日程第 18 | 議案第 61号 | 財産の取得について |
| 日程第 19 | 意見書案第2号 | 北海道主要農作物種子条例の制定に関する要望意見書 |
| 日程第 20 | 意見書案第3号 | 教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「子ども |

		もの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見書
日程第 2 1	意見書案第 4 号	2019年度地方財政の充実・強化を求める意見書
日程第 2 2	意見書案第 5 号	「これからの高校づくりに関する指針」を見直し、機械的な高校統廃合を行わないことを求める意見書
日程第 2 3		常任委員会の閉会中の所管事務調査の件 (広報広聴常任委員会)
日程第 2 4		議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件 (閉会中の継続調査申出書)
日程第 2 5		議員派遣の件

○会議に付した事件

日程第 1	議案第 4 4 号	平成 30 年度本別町一般会計補正予算 (第 5 回) について
日程第 2	議案第 4 5 号	平成 30 年度本別町介護保険事業特別会計補正予算 (第 1 回) について
日程第 3	議案第 4 6 号	平成 30 年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算 (第 1 回) について
日程第 4	議案第 4 7 号	平成 30 年度本別町簡易水道特別会計補正予算 (第 1 回) について
日程第 5	議案第 4 8 号	平成 30 年度本別町公共下水道特別会計補正予算 (第 1 回) について
日程第 6	議案第 4 9 号	平成 30 年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算 (第 1 回) について
日程第 7	議案第 5 0 号	本別町税条例等の一部改正について
日程第 8	議案第 5 1 号	本別町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第 9	議案第 5 2 号	本別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育の必要性の認定に関する基準並びに利用者負担額を定める条例の一部改正について
日程第 1 0	議案第 5 3 号	財産の取得について
日程第 1 1	議案第 5 4 号	本別町公共下水道終末処理場機器更新工事第 1 工区請負契約について
日程第 1 2	議案第 5 5 号	辺地総合整備計画について
日程第 1 3	議案第 5 6 号	池北三町行政事務組合理約の変更について
日程第 1 4	議案第 5 7 号	池北三町行政事務組合の解散について
日程第 1 5	議案第 5 8 号	池北三町行政事務組合の解散に伴う財産処分について

日程第16	議案第59号	足寄町への資源ごみ処理等に関する事務の事務委託について
日程第17	議案第60号	財産の取得について
日程第18	議案第61号	財産の取得について
日程第19	意見書案第2号	北海道主要農作物種子条例の制定に関する要望意見書
日程第20	意見書案第3号	教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見書
日程第21	意見書案第4号	2019年度地方財政の充実・強化を求める意見書
日程第22	意見書案第5号	「これからの高校づくりに関する指針」を見直し、機械的な高校統廃合を行わないことを求める意見書
日程第23		常任委員会の閉会中の所管事務調査の件 (広報広聴常任委員会)
日程第24		議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件 (閉会中の継続調査申出書)
日程第25		議員派遣の件

○出席議員（11名）

議長	12番	方川一郎君	副議長	11番	高橋利勝君
	1番	矢部隆之君		2番	藤田直美君
	3番	篠原義彦君		4番	大住啓一君
	5番	山西二三夫君		6番	黒山久男君
	7番	小笠原良美君		8番	方川英一君
	10番	阿保静夫君			

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者の職氏名

町	長	高橋正夫君	副町長	大和田収君
会計管理者		花房永実君	総務課長	村本信幸君
農林課長		菊地敦君	保健福祉課長	飯山明美君
住民課長		田西敏重君	子ども未来課長	大橋堅次君
建設水道課長		大槻康有君	老人ホーム所長	井戸川一美君
国保病院事務長		藤野和幸君	総務課主幹	小坂祐司君
総務課長補佐		三品正哉君	建設水道課長補佐	小出勝栄君

企画振興課長補佐	小川芳幸君	教 育 長	佐々木基裕君
教 育 次 長	久保良一君	社 会 教 育 課 長	阿部秀幸君
学校給食共同調理場所長	坪 忠 男 君	農 委 事 務 局 長	郡 弘 幸 君
代 表 監 査 委 員	畑 山 一 洋 君	選 管 事 務 局 長	村 本 信 幸 君

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長	鷺 巢 正 樹 君	総務担当主査	越 後 忠 君
---------	-----------	--------	---------

開議宣告（午前10時00分）

◎開議宣告

○議長（方川一郎君） これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 議案第44号

○議長（方川一郎君） 日程第1 議案第44号平成30年度本別町一般会計補正予算（第5回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村本総務課長。

○総務課長（村本信幸君） 議案第44号平成30年度本別町一般会計補正予算（第5回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、人事異動に伴う人件費の調整、地域住民集会施設設置補助金、土地改良施設補修事業、義経の館玄関の自動ドア設置、消防団員退職報償金等の追加が主なものであります。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,787万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67億6,574万1,000円とする内容であります。

それでは、歳出から事項別明細書により、主なものについて御説明いたします。

7ページ、8ページをお開きください。

2、歳出ですが、各科目にわたります、2節給料、3節職員手当等、4節共済費、19節負担金補助及び交付金中、福祉協会負担金の人件費については人事異動などによるもので、21ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので説明は省略させていただきます。

7ページにお戻りください。

上から2段目、2款総務費1項総務管理費1目一般管理費12節役務費ふるさと寄付金業務手数料390万円の減、13節委託料ふるさと寄付金事業業務委託料390万円の増額は、PRの充実、ふるさと納税専用サイトの拡充などを行うため、事業の見直しを図り、業務委託を行うことによるものです。

その下の17目諸費19節負担金補助及び交付金、地域住民集会施設設置補助金350万円の補正は、拓農自治会と上拓農自治会の合併に伴い、地域集会施設の改修の届出があったことから地域住民集会施設設置補助規則により補助するものであります。

9ページ、10ページをお開きください

下段にあります、3款民生費2項老人福祉費3目介護保険費28節繰出金中、介護保険

事業特別会計繰出金地域支援事業費1,388万7,000円の増額補正は、人事異動及び保健師の新規採用、共済負担率の変更による人件費の調整が主なものであります。

その下の介護サービス事業特別会計繰出金介護老人福祉施設事業519万9,000円の増額は、人事異動及び共済負担率の変更による人件費の調整が主なものであります。

次にあります、4目高齢者福祉施設費13節委託料、清掃業務委託料18万7,000円の増額補正は、老人福祉センター入浴室の一般開放拡大に伴い、浴室の清掃業務を委託するものでございます。

11ページ、12ページをお開きください。

上段の3項児童福祉費2目児童福祉施設費11節需用費、施設修繕料12万2,000円の補正は、旧中央保育所で使用しなくなりましたエアコンを仙美里学童保育所に移設するものであります。

下から2段目にあります、4款衛生費3項上水道費2目簡易水道費28節繰出金、簡易水道特別会計繰出金855万8,000円の減額補正は、人事異動により職員数が1名減となったことによる調整であります。

13ページ、14ページをお開きください。

2段目にあります、6款農林水産業費1項農業費5目農地費15節工事請負費土地改良施設補修事業400万円の補正は、3月初旬の降雪と翌週の降雨により明渠排水の法面等が崩壊したことによるもので、西仙美里ほか計3カ所を予定しております。

下から2段目の7款1項商工費3目観光費11節需用費、観光施設修繕料75万6,000円の増額補正は、本別公園にあります義経の館の玄関ドアについて、内側の扉を自動ドアへ改修するものであります。

15ページ、16ページをお開きください。

中段にあります、8款土木費4項都市計画費2目公園費18節備品購入費186万4,000円の増額補正は、作業用の軽トラック1台が故障し修理不能となったため更新するものでございます。

その下にあります、3目下水道費28節繰出金公共下水道特別会計繰出金166万8,000円の増額補正は人事異動等による人件費の調整であります。

17ページ、18ページをお開きください。

2段目にあります、9款1項消防費2目非常備消防費8節報償費消防団員退職報償金235万2,000円の補正は、消防団員2名の退職に伴うものであります。

19ページ、20ページをお開きください。

10款教育費4項社会教育費3目図書館費7節賃金、臨時雇賃金194万5,000円の増額補正は、職員の人事異動に伴い臨時職員1名を配置したことによるものでございます。

下段の5項保健体育費2目スポーツ振興費18節備品購入費53万7,000円の補正は、今年3月に寄付をいただいた方の意向により体力増進センターの卓球台3台を更新するものです。

以上で歳出を終わりました、5ページ、6ページをお開きください。

1、歳入ですが、9款1項1目地方交付税の補正は、歳入歳出の差額分を計上するものであります。

2段下にございます、15款財産収入2項財産売払収入1目不動産売払収入1節土地売払収入26万4,000円の増額補正は、遊休地であります旧用悪水路を隣接地所有者に売り払うものであります。

下段の17款繰入金2項基金繰入金13目個性あるふるさとづくり基金繰入金53万7,000円の補正は、歳出で説明いたしました体力増進センターの卓球台を更新するため、寄付者の意向により基金を充当するものであります。

一番下段にございます、19款諸収入4項1目7節雑入消防団員退職報償金138万8,000円の補正は、消防団員退職に伴うものであります。

以上、平成30年度本別町一般会計補正予算（第5回）の提案説明にかえさせていただきます。よろしく、御審議をお願いいたします。

○議長（方川一郎君） これから質疑を行います。

質疑は、歳入歳出一括とします。

阿保静夫君。

○10番（阿保静夫君） 歳出の8ページの総務費の12節役務費と13節委託料の関係で、PR充実、サイトの拡充のためということで異動の形になっているようですけれども、その充実の中身をもう少し詳しく教えていただきたいというふうに思います。

それからその下の、集会施設の設置への補助の関係なのですけれども、補助の内容とか上限などがあると思いますので、その辺をちょっと簡単に説明していただきたいなというふうに思います。

○議長（方川一郎君） 村本総務課長。

○総務課長（村本信幸君） 御質問にお答えいたします。まず1点目のふるさと寄付金業務の関係でございますけれども、ことしの3月まで業務をお願いしておりました業者さんとこれまで協議をしてきたところでございますが、これまでは寄付をいただいた金額の7パーセントを手数料という形でお支払いをして、そのふるさと納税の業務について支援業務等行なっていただきました。ただ、町としましては今後もふるさと納税のPRですとか、あるいはふるさと納税の専用サイトというのがあるのですけれども、そういった所の充実を図っていくことを検討してきました、今回補正をいたしましたのは、そのサイトの構築支援業務、寄付の専用ポータルサイト、今まではふるさとチョイスを利用しておりましたけれども、専用サイトの数をふやしていく、そういった業務も検討したいということで、それに対応してもらえる業者さんをこれまで選考してまいりました。今回その業務の目途がある程度立ちましたので、補正の提案をさせていただいて、議決をいただきましたら速やかにそちらのほうに委託をして、業務を進めていきたいというふうに考えております。

もう1点の地域集会施設の関係でございますけれども、この地域住民集会施設設置補助金

と申しますのは、自治会等が設置をいたします集会施設の新築、取得、そして改修の経費を対象に補助するものでございます。今回、拓農自治会さんと上拓農自治会さんの合併がことしの3月12日に成立をいたしまして、それを受けまして地域集会施設の改修を行ないたいという要望がございましたので、これまで地域のほうと協議をしながら進めてまいりました。

この補助金の概要でございますが、改修の場合でございますが、改修の補助金の額につきましては、改修費用の10分の9以内、9割以内の額を算出基礎といたしますが、ただし限度額がございます。その限度額といいますのが、基本的に一つの集会所で500万円、そして自治会の再編、統合によります合併等の場合は、合併加算額というのが加算されます。今回は二つの自治会が合併しておりますので、この合併加算額というのが200万円になります。ですから先ほどの基本額500万円と合併加算額200万円を足した700万円になるのですが、改修の場合ですね、この額の2分の1を限度とするというふうになっております。ですから700万円の2分の1ですから、限度額が350万円で、先ほど申しました改修費の9割以内の額と比較をして、低いほうの額を交付額とするというふうに定められておりますので、今回の場合については、この350万円が限度額ということになりますので予算計上させていただきました。以上です。

○議長（方川一郎君） 阿保静夫君。

○10番（阿保静夫君） ふるさと納税のほうの関係なのですけれども、今までは7パーセントの手数料で業務にあたっていただいていたと、新たにサイトをふやしながら新たな業務に入って行くということで、この経費の部分の7パーセントというのは、比較するとどういうふうになっていくのか伺いたいというふうに思います。

○議長（方川一郎君） 村本総務課長。

○総務課長（村本信幸君） 寄付額の7パーセントということでございますから、想定としましてはふるさと納税額5千万円で考えておりました。今後、今回は同額で補正をさせていただいておりますけれども、今後は委託業務の中で寄付額の上限に伴わず業務のほうを遂行していただくという形になりますので、今後寄付額の動向ですとか、あるいはポータルサイトの運営拡充の状況ですとか、そういったものを総合的に判断をして、委託業務のほうで町にとっては効果的ではないかという判断をさせていただいたところですが、ただ単純に金額の比較というところ、なかなか難しいところがあるのかなというふうには考えております。

○議長（方川一郎君） ほかにありませんか。

方川英一君。

○8番（方川英一君） 歳入の6ページ、町有地売払収入、ちょっと聞きそびれてしまったので、もう一度場所をお願いしたいと思います。

○議長（方川一郎君） 村本総務課長。

○総務課長（村本信幸君） 町有地売払収入の場所という御質問でございますけれども、

所在地は本別町勇足266番地3になります。先ほど提案説明の中で申し上げさせていただきましたが、そこにございます遊休地、旧用悪水路でございますけれども、そこを隣接地の所有者の方と協議をこれまで進めてきましたけれども、最終的に売払うということで協議が整いましたので、今回提案をさせていただきました。住所ですけれども、勇足東5区になります。

○議長（方川一郎君） 方川英一君。

○8番（方川英一君） 面積とか平米とか、それはどの位の土地面積なのかお聞きします。

○議長（方川一郎君） 村本総務課長。

○総務課長（村本信幸君） 面積でございますけれども、平米数で8,083平米となっております。

積算基礎となりました内訳ですけれども、原野部分が5,912平米ございまして、単価、平米当たり2,789円で算定しております。それと、その中に畑として利用可能な部分というのが2,171平米ございましたので、それにつきましては平米当たり114.16円で積算をしております。

○議長（方川一郎君） ほかにありませんか。

大住啓一君。

○4番（大住啓一君） 4点ほど。まず10ページの介護関係の繰出金で、説明で人事異動でということでの説明がありました。先ほどの質問にもありましたけれども、この人事異動で相当ふえている部分が各項目ございます。単純に聞きますと、人事異動でふえているということになりますと、私どもから考えると、どなたかが辞められて給料の高い人が動いたのかということに、増額ですからそういう解釈になるので、もうちょっとわかりやすくと言いますか、このことだけでなくほかにも何点か出てきたようなので、それも含めて御答弁をお願いしたいということでございます。

次、2点目でございますが、これは14ページになります。下段のほうの商工費でございますが、義経の館の自動ドアということでございます。これは、この春新しく駐車場の方に増築した部分と、建物は違うかと思っておりますけれども、なぜ、建物が古い義経の館とすれば、どこに自動ドアを設置したのか、なぜ観光シーズンのこの時期に、自動ドアだと言っても1週間なり2週間かかるのかわかりませんが、その辺なぜ当初からきちんと予定を立ててですね、見ておかないのか。これは自動ドアでして、古い義経の館と言いますか、今まであった義経の館とすれば、国の補助体系入っていないとすれば、自分のお金でやるのですから、これはいつやっても問題ないと思っておりますので、新しく新築したその部分と、なぜ連動できなかったのか、その辺をお伺いしたいということでございます。

3点目でございます。18ページの消防費でございます。これは先ほどの説明では2名の退団で230万がごと。歳入でも退団で雑入130万円ほどでしたか、入れてございます。これで100万円位の差が出ていますね。これはどういうことなのか。

それと、先般議員協議会で報告のありました事件に係る部分で、この部分が退職で

あるのかないのか。これは明解にはっきりさせておきたいと思いますので、きちんとお知らせいただきたいと思います。

4点目でございます。20ページでございます。体力増進センターの備品でございますが、卓球台を53万7,000円で購入するというところでございます。これは歳入でも触れていましたので、何かの事業がらみだと思えますけれども、今ある意味卓球のブームでございまして、どういうところの、隣の町にも卓球の台の云々ということで相当ございまして、そういう所から入れているのか、53万円という価格自体がちょっと高いのか安いのかもわかりませんので、その辺差し支えなければ教育委員会のほうになると思えますけれども、北海道産の物で使ったのか、海外から入れるのか、その辺を明解にお知らせいただきたい。以上4点。

○議長（方川一郎君） 村本総務課長。

○総務課長（村本信幸君） 私のほうからは人件費の関係について御説明をさせていただきます。

まず御質問でございました介護保険事業特別会計の部分、1,380万円程度増額となっております。この関係につきましては、まず4月に保健師を1名採用いたしました。それと4月の人事異動で保健師を1名、健康管理センターからケアセンターの地域包括支援センターのほうに異動させましたので、1名増となりましたので、その関係で人件費が増額となっております。会計が違いますので、会計間を異動したということで。

その下にございます介護老人福祉施設事業の519万9,000円の増額の部分ですが、これも人事異動によりまして職員が変わりましたので、端的に言いますと人件費の高い職員がそこに配置をされたということで、その調整となります。

次に12ページの簡易水道特別会計の部分でございますけれども、ここは855万8,000円減額となっております。これにつきましては5月12日の人事異動によりまして、簡易水道特別会計におりました課長補佐が1名異動しましたので、その分調整で減額となっております。

16ページになります。公共下水道事業の特別会計分でございます、166万8,000円増額となっておりますが、これも4月の人事異動によりまして、当初予算では再任用職員の配置を予定しておりましたけれども、そこに正職員を配置することとなりましたので、その差額分をここで調整をしております。以上です。

○議長（方川一郎君） 小川企画振興課長補佐。

○企画振興課長補佐（小川芳幸君） 私のほうから義経の館自動ドアの関係の御質問についてお答えさせていただきます。まず改修の場所でございますが、既存にありました旧施設の風除室の、今2重ドアになっておりますが、その内側の方のドア、もともとありました義経の館の施設の玄関のドア、内側の方のドアを予定しております。

当初、なぜというところでございますが、ことし4月から施設の内容がリニューアルいたしまして、ことしから飲食のほうのサービスも提供させていただくことになって今も運

営をしております。そのような中で、利用者の利便性の向上というところはもちろんなのですが、飲食コーナーの営業に伴いまして衛生的なところ、今回5月の連休等、多くの方に御来店いただきました。その際にも、お子さまだとか家族連れ、多く人が入るときにですね、ドアを開けっ放しになってしまうというような状況が多く見受けられたところがございます。衛生的にもそういった部分、これから夏本番になりますと虫の関係等もいろいろあるかと思しますので、そういったところで開けっ放しとならないような対応が急遽必要かということとなりまして、今回の補正予算で御提案をさせていただいたところでございます。

○議長（方川一郎君） 小坂総務課主幹。

○総務課主幹（小坂祐司君） それでは消防団員の退職報奨金の部分について御説明をさせていただきます。この退職報奨金にありましては、消防団員5年以上勤務をした方に退職報奨金を支払うようになってございます。

歳入の部分の138万8,000円、この部分につきましては北海道市町村総合事務組合消防団員退職報奨金のほうから支払われるものでございます。

それと歳出の部分の235万2,000円、その部分につきましては138万8,000円と町独自の退職報奨金も条例上うたってございます。その部分の96万4,000円を足して235万2,000円ということになってございます。

また、先般議員協議会のほうで御説明させていただいた件に関しましては、勤続年数5年未満ということで退職金の支払いの要件には達しておりません。以上でございます。

○議長（方川一郎君） 阿部社会教育課長。

○社会教育課長（阿部秀幸君） 私のほうから、体力増進センターの卓球台の件について御答弁申し上げたいと思います。この度、3月に体力増進センターの利用者の方から御寄附をいただきまして、卓球台も利用されていて、かなり古いということで寄附をさせていただいたところでございますが、寄附者の意向で今回卓球台を3台更新する形でございます。この卓球台につきましては、隣町にある三英という会社の公認用の卓球台となっております。現在増進センター3台配置しておりますので、全部の台数について更新をさせていただくところでございます。以上です。

○議長（方川一郎君） 大住議員君。

○4番（大住啓一君） 卓球台のことはわかりました。

それと人件費のことについては、会計間の異動もあるということで、これは理解できます。できれば次にこういうことがあれば、そういうことも説明していただけると余分な質問もしなくて済むのかと思いますので、それは私の考え方です。

それから自動ドアの関係ですが、子どもが開け閉め云々というのは、それは当初からわかっていたことではないかと。私が質問している趣旨は、なぜ当初予算で見えなかったかということをお尋ねしているのであって、今どうのこうのというお話ではないと思いますので、その辺もう1回明解にお知らせをいただきたいということでございます。

それからですが、消防の関係です。これ消防の関係ですが、5年以内だから支払わないんだという今御答弁かと思えますけれども、議員協議会でお話しになったのは犯罪を犯したというか、立件されたかされないか別にしてですよ、懲戒免職というような言葉で私は認識していたのですが、その辺となると、懲戒免職という言葉だけ聞くと、どんなことであっても、1年であっても5年であっても退職金をもらえる立場にある人間は、ただけないというか、払わないということになると思いますので、その辺ちょっと答弁のお言葉が私と認識がずれておりましたので、その辺再度、退職金2名に払ったというのはいいのですけれども、事件の当事者には払っていない、それもいいのです。それもいいのですけれども、払っていない理由が5年以下だから払っていないということではなくて、懲戒免職にしたから払っていないということではないかなと私は思うのですけれども、その辺どういうことでしょうか。その2点だけ。

○議長（方川一郎君） 暫時休憩します。

午後10時32分 休憩

午後10時32分 再開

○議長（方川一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

小坂総務課主幹。

○総務課主幹（小坂祐司君） 先ほどの大住議員の御質問にお答えしたいと思います。退職金、懲戒免職になった場合は当然、該当になっていても退職金は支払わないということでございます。

○副町長（大和田 収君） 私のほうから館の自動ドアについて答弁させていただきます。今担当のほうから説明があったとおりでございます。今回食堂の部分をリニューアルして、多くの方に来ていただくような取り組みをして、連休前から行ないました。当初これほどですね、お客さんがあそこで立ち止まっていることが見受けられました。中には子どもは、今どこの施設も自動ドアが整備されておりまして、ドアにぶつかる子どもさんたち、それからお年寄りの方も立ち止まって、ドアが開くのを待っている方もいらっしゃいました。それと合わせて今、衛生上の問題もありましたので、国からの補助金は該当いたしません。町単独として今回、そういう形で不便をかけるという部分がありましたので、6月の補正で提案させていただいた次第でございます。以上です。

○議長（方川一郎君） 大住啓一君。

○4番（大住啓一君） 最後1点だけ。今、明解な御答弁、自動ドアに関してですが、この点の3回目の質問をしますけれども。自動ドアでもいろいろあると思うのです。今、副町長おっしゃったように、担当もおっしゃったように、自動ドアにして衛生的に云々と、これは結構なことだし、そうすべきだと思います。ただ、私どもも自動ドア、今どこへ行っても、コンビニに行ってもデパートに行ってもありますけれども、小さいお子さんが手を触れないと開かないドアなのか、センサーでそこに立ったら開くのか、私はよくわかりませんが、踏み込んで重量を感じたときに開くのか、いろいろなパターンがあると思う

のですが、予算ですから、今回付けようとしている自動ドアはどの辺を考慮しておられるのか。これは先ほど答弁でありましたように、衛生的にも子どもさんの安全上も含めて考えていると思いますけれども、その辺どのようにお考えなのか、最後の質問をします。

○議長（方川一郎君） 小川企画振興課長補佐。

○企画振興課長補佐（小川芳幸君） 自動ドアの形状、内容でございますが、今一般的にドアの取っ手といいますか、入口の付近に手を添えるとセンサーが認識して開くというような、重量とかではなくて、手をかざすと自動に開くといったような物を予定しております。以上です。

○議長（方川一郎君） 高橋利勝君。

○11番（高橋利勝君） 20ページの図書館費についてお伺いしたいのですが、まず最初にこの図書館人件費職員の分が減になって、臨時職員が増となっていますけれども、これは職員1名減で、その結果臨時対応ということなのかどうか、まずお聞きしたいと思います。

○議長（方川一郎君） 大和田副町長。

○副町長（大和田 収君） 私のほうから答弁をさせていただきます。この部分につきましては、議員おっしゃるとおり、人事異動に伴いまして職員減になった部分を一人対応しております。以上です。

○議長（方川一郎君） 高橋利勝君。

○11番（高橋利勝君） 図書館職員というのは資料館の職員も兼務してしまっていて、これでいきますと今まで3名いたのが2名ということですが、率直に言って、業務に支障がないのかという言い方がいいのかどうか分かりませんが、あと職員にその分が過重にならないのかどうか、また、今後もこういう形で行くのかどうか、その辺についてお伺いします。

○議長（方川一郎君） 佐々木教育長。

○教育長（佐々木基裕君） 図書館の賃金関係でございます。今、職員がですね、人事異動によりまして減となっております。そこに臨時の職員を1人配置してございます。

業務に支障はないのかということですが、今業務に支障はきたしてございませんが、ただ、図書館につきましては土曜日とか日曜日でも開館してございますので、その部分で次年度におきましてはですね、この新採用になるのかどうかあれなのですが、正職員をですね、1名配置をしていきたいと思っております。以上です。

○議長（方川一郎君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第44号平成30年度本別町一般会計補正予算（第5回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号平成30年度本別町一般会計補正予算（第5回）については、原案のとおり可決されました。

◎日程第2 議案第45号

○議長（方川一郎君） 日程第2 議案第45号平成30年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第1回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

飯山保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯山明美君） 議案第45号平成30年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第1回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、人事異動による人件費の調整に伴う事業費の増額が主なものであります。それでは予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,391万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億8,693万7,000円とする内容であります。

それでは、事項別明細書により、歳出から主なものについて御説明いたします。

3ページ、4ページをお開きください。

中段の2、歳出ですが、1款総務費1項総務管理費1目一般管理費11節需用費3万円の補正は、介護保険被保険者証への記載事項が変更になることから、被保険者証の印刷製本にかかる費用を増額するものです。

一番下の段の、3款地域支援事業費2項包括的支援事業・任意事業費1目包括的支援事業費中2節給料、3節職員手当等、4節共済費及び19節負担金補助及び交付金につきましては、人事異動及び共済負担率の変更によるもので、5ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、説明は省略させていただきます。

上段の1、歳入ですが、7款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金2節地域支援事業繰入金1,388万7,000円の補正は、人事異動及び共済負担率の変更による人件費の調整によるものであります。

以上、平成30年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第1回）の提案説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（方川一郎君） これから質疑を行います。

質疑は、歳入歳出一括とします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第45号平成30年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第1回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号平成30年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第1回）については、原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第46号

○議長（方川一郎君） 日程第3 議案第46号平成30年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第1回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

井戸川老人ホーム所長。

○老人ホーム所長（井戸川一美君） 議案第46号平成30年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第1回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、人事異動に伴う人件費の調整、臨時職員等の勤務形態の変更に伴う増減が主な内容でございます。

それでは、予算書の1ページをお開き願います。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ525万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,551万5,000円とするものであります。

それでは、事項別明細書により歳出から御説明させていただきます。

3ページ、4ページをお開き願います。

中段の2、歳出ですが、1款介護サービス事業費1項1目施設介護サービス事業費2節給料から7節賃金中、準職員賃金までと、19節負担金補助及び交付金、並びに下段の2項居宅介護サービス事業費1目居宅介護支援事業費4節共済費の増減につきましては、人

事異動等に伴うもので、5ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、説明は省略させていただきます。

中段に戻りまして、7節賃金中、嘱託賃金からパート賃金までの増減は、調理員の勤務形態の変更に伴い予算の組み替えを行うものであります。

下段の居宅事業11節需用費消耗品費は、介護伝送ソフトの単価増により補正するものでございます。

上段の1、歳入ですが、4款繰入金1項他会計繰入金1目1節一般会計繰入金525万5,000円の増額は、歳出で説明しました事業執行見込みにより調整するものでございます。

以上で、平成30年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第1回）の提案説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（方川一郎君） これから質疑を行います。

質疑は、歳入歳出一括とします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第46号平成30年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第1回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号平成30年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第1回）については、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第47号

○議長（方川一郎君） 日程第4 議案第47号平成30年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第1回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大槻建設水道課長。

○建設水道課長（大槻康有君） 議案第47号平成30年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第1回）について、提案内容を説明申し上げます。

今回の補正の概要ですが、5月12日付けの人事異動による職員数減による減額でございます。

補正予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ855万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,163万7,000円とする内容でございます。

次に、事項別明細書により歳出から説明をいたします。

3ページ、4ページの中段をお願いいたします。

1款1項簡易水道費1目一般管理費2節給料3節職員手当等、4節共済費、19節負担金補助及び交付金の減額は5月12日付けの人事異動によるもので、詳細は5ページ以降に資料を添付しておりますので、説明は省略をさせていただきます。

同ページの上段の歳入でございますが、4款1項繰入金1目一般会計繰入金855万8,000円の減額は、歳出で説明をいたしました人事異動によるものでございます。

以上で、平成30年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第1回）の提案説明とさせていただきます。どうぞ、御審議よろしくをお願いいたします。

○議長（方川一郎君） これから質疑を行います。

質疑は歳入歳出一括とします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第47号平成30年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第1回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号平成30年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第1回）については、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第48号

○議長（方川一郎君） 日程第5 議案第48号平成30年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第1回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大槻建設水道課長。

○建設水道課長（大槻康有君） 議案第48号平成30年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第1回）について、提案内容を説明申し上げます。

今回の補正の概要ですが、当初予算は担当職員の退職に伴い、再任用職員相当での人件費を計上していましたが、4月1日付けの人事異動により、主任が着任したことによる増額によるものでございます。

補正予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ166万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億8,834万9,000円とする内容でございます。

次に、事項別明細書により歳出から説明をさせていただきます。

3ページ、4ページの中段をお願いいたします。

2款土木費1項下水道費1目下水道新設費2節給料、3節職員手当等、4節共済費は、4月1日付け人事異動による増額で、詳細につきましては5ページ以降に資料を添付しておりますので、説明は省略をさせていただきます。

また、同ページの上段の歳入であります。4款1項繰入金1目一般会計繰入金166万8,000円の増額は、歳出で説明いたしました人事異動によるものでございます。

以上で、平成30年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第1回）の提案説明とさせていただきます。どうぞ、御審議よろしくをお願いいたします。

○議長（方川一郎君） これから質疑を行います。

質疑は歳入歳出一括とします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第48号平成30年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第1回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号平成30年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第1回）

については、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第49号

○議長（方川一郎君） 日程第6 議案第49号平成30年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

藤野病院事務長。

○病院事務長（藤野和幸君） 議案第49号平成30年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1回）について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、職員の採用と人事異動及び待機手当の新設に伴います人件費の増額と臨時の派遣看護師の住宅用物品の整備に伴います消耗備品費の増額が主な内容となっております。

補正予算書の1ページをお開きください。

第2条の収益的収入及び支出であります。予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するもので、収入の第1款病院事業収益第2項医業外収益を47万1,000円増額し、収益の合計を11億3,595万6,000円とするものであります。

支出では、第1款病院事業費用第1項医業費用を1,516万7,000円増額し、費用の合計を13億358万4,000円とするものであります。

第3条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費であります。職員の給与費を1,508万円増額し7億8,966万4,000円とするものであります。

第4条、他会計からの補助金は、退職手当組合事前納付金を12万8,000円増額し656万2,000円、基礎年金拠出金公的負担経費を34万3,000円増額し1,696万4,000円とするものであります。

次に3ページ、4ページをお願いいたします。

補正予算説明書であります。収益的収入及び支出の、下段の支出から御説明いたします。

収益的支出、1款病院事業費用1項医業費用1目給与費1,508万円の増額ですが、1節給料938万4,000円の増、及び2行下がりまして4節退職給与金115万2,000円増、5節法定福利費236万9,000円の増は放射線の医療技術職員及び医療事務と社会福祉士の事務職員各1名、合計3名の採用による増額。3行戻りまして、2節手当635万8,000円の増は救急業務待機手当の新設及び職員新規採用、人事異動等による増額。3節賃金418万3,000円の減額は準職員1名減によるものです。

なお、5ページ以降の給与費明細書の説明につきましては省略させていただきます。

支出の一番下段3目経費6節消耗備品費8万7,000円の増額は、派遣看護師の住宅用の備品5台の購入費を計上するものであります。

戻りまして上段の収入、1款病院事業収益2項医業外収益2目他会計補助金47万1,0

00円の増額は、人件費の変更に伴い一般会計からの繰入基準の変更によるものであります。

以上、平成30年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1回）の説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（方川一郎君） これから質疑を行います。

質疑は、収益的収入及び支出など一括とします。

大住啓一君。

○4番（大住啓一君） ただいま説明ありましたけれども、4ページの支出の部分の手当ですが、635万8,000円、職員諸手当ということでございます。これは今の説明の中で、先般の条例改正で出て来ております、待機している職員の手当も含んでいると思えますが、後段のほうに表等がありまして、私も見てみましたが、特殊勤務手当云々で210万円ほど見てございます。したがって、この635万8,000円の内数で210万円が待機者の手当という解釈でいいのか、その残りの四百何万円についてはどういう手当を今の時期に増額したのか、この2点について。

○議長（方川一郎君） 藤野病院事務長。

○病院事務長（藤野和幸君） ただいまの御質問にお答えいたします。2節の635万8,000円の増額の内訳ということでございますが、まず救急業務待機手当、こちらの支給対象、看護師と放射線室と検査室の3部局になりまして、こちら合計210万円の増額補正でございます。

また、残りの425万8,000円でございますが、こちら人事異動等に伴います増でございますが、その内訳につきましては扶養手当が3万6,000円の減、管理職手当、こちら106万6,000円の増、住居手当62万4,000円の増、通勤手当4万2,000円の増、期末手当が149万6,000円の増、勤勉手当が111万2,000円の増、寒冷地手当21万9,000円の増、あと放射線技師の手当が3万9,000円増、児童手当が2万円の増、これらの合計が425万8,000円となりまして、主に新採用の職員がおりましたので、その部分での増額が主な要因となっております。

○議長（方川一郎君） 大住啓一君。

○4番（大住啓一君） 650万円ほどの内訳を今聞きました。これ補正予算の段階での質疑でございますけれども、今お聞きしますと、私が先般の条例のときもお話ししましたように自宅待機でもお金を出すと。それで、再質問で求める大きなものは、先般の条例改正で金額までうたっておりました日中については2,500円、夜間については1,500円、それをどういうふうに見て行って210万円になったのか、内訳ですね。

それと今ほかの手当10項目位ありましたけれども、言葉悪ければお手盛りというわけではないのでしょうか、特殊事情を鑑みた中でいいのかと思います。まあ人事異動も絡めていますから。税金ですから逸脱した支出はないと思いますけれども、1点だけはやはりその210万円のですね、どういう算出根拠で持って来たのか。条例には2,50

0円と1,500円ということでございますので、祝日、日曜、土曜、夜間ということでの、何十日、何百日かけた、何人かけたということになるかと思いますが、その辺の詳細を明確にお知らせいただきたい。

○議長（方川一郎君） 藤野病院事務長。

○病院事務長（藤野和幸君） ただいまの御質問にお答えいたします。210万円の救急業務待機手当の内訳でございますが、今回の手当につきましては6月分からの支給ということになりまして、まず夜間の関係でございますが、単価が1,500円でございます。そして6月からで夜間300日、支給対象が3部局になりますので、1,500円かける300日かける3部門ということで、こちらが135万円になります。続きまして昼間でございますが、昼間は単価2,500円、こちらにつきましては同じく6月からで100日、それで支給対象は3部局になりますので、2,500円の単価かける100日かける3部局で75万円ちょうどということで、こちら合計で210万円という内訳になります。

○議長（方川一郎君） 大住啓一君。

○4番（大住啓一君） 内訳はわかりましたけれども、確認しますけれども、今事務長のほうから計算式、今出ましたので6月以降、6月も含めてということになるのかな。6月以降での祝日、土日拾って、年末年始も入れて、300日かけてということで、これ最大限という解釈でよろしいのですか。これ以上どこかで補正組むとかということは、あり得ないということの解釈でよろしいのですかね、予算が通ったとしたら。1,500円は夜間ということですから、それも平日の分かけていったと、1年間の3月31日までの日にちをかけていったという解釈でよろしいのでしょうか。その辺の確認。

○議長（方川一郎君） 藤野病院事務長。

○病院事務長（藤野和幸君） ただいまの大住議員の御質問にお答えいたします。おっしゃられるとおり6月からのこちら救急業務待機手当でございますが、今年度につきましてはこれ以上の増額等の変更はありません。

○議長（方川一郎君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

大住啓一君、御登壇ください。

○4番（大住啓一君）〔登壇〕 国民健康保険病院事業会計補正予算（第1回）についてでございますけれども、今質疑をさせていただきました。先般の条例改正でもお話しさせていただきましたが、内容も聞きましても非常に高額であるということと、執行するにあたって最大限で210万円ということでございますから、条例改正のとき申しましたように、趣旨になかなか沿えないということと、これだけの大金を、簡単に補正をかけてですね、執行していくということには私はならないと思いますので、議員皆さんの御賛同を得たい

ということをお願いしまして、反対討論とさせていただきます。

○議長（方川一郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

阿保静夫君、御登壇ください。

○10番（阿保静夫君）〔登壇〕 原案に賛成の立場で賛成討論をいたしたいと思います。御承知のように本別町国保病院は、地域の中核病院として地域住民の命を預かるという意味では、非常に重要な役割を果たしております。しかるに前の条例改正のときの説明にもありましたとおり、病院の人員不足という中で、過酷な勤務を強いられているという状況も明らかになっています。そういう中で、地域住民の命を守るという立場から前回の条例が提案をされ、それに伴う今回の補正予算提案ということで、そういう点からも今回の中身については非常に重要な中身だというふうに私は思いますので賛成をしたいと思います。

議員各位の賛同のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（方川一郎君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） これで、討論を終わります。

これから、議案第49号平成30年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1回）についてを採決します。

この採決は、起立によって行ないます。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（方川一郎君） 起立者7人。

よって起立多数です。

お座りください。

したがって、議案第49号平成30年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1回）については、原案のとおり可決されました。

○議長（方川一郎君） 暫時休憩します。

午後11時10分 休憩

午後11時25分 再開

○議長（方川一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第7 議案第50号

○議長（方川一郎君） 日程第7 議案第50号本別町税条例等の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田西住民課長。

○住民課長（田西敏重君） 議案第50号本別町税条例等の一部改正について提案内容の御説明を申し上げます。

はじめに、改正の概要について御説明いたします。

今回の改正は、地方税法の改正を受けて行うものでございます。

生産性革命集中期間の平成30年度から平成32年度における中小企業の実現するための臨時、異例の措置として、生産性向上特別措置法の規定により町が主体的に作成した計画に基づき行われた中小企業の一定の設備投資についての固定資産税が3年間課税されない改正と、町たばこ税に係る文言の整備でございます。

以上で、改正案の概要説明とさせていただきます。

それでは、改正文の朗読により提案説明とさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

本別町税条例等の一部を改正する条例。

本別町税条例の一部改正。

第1条、本別町税条例（昭和29年条例第16号）の一部を次のように改正する。

附則第10条の2第16項の次に次の1項を加える。

第17項、法附則第15条第47項に規定する条例で定める割合は0（生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画（生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）第38条第2項に規定する同意導入促進基本計画をいう。）に定める業種に属する事業の用に供する法附則第15条第47項に規定する機械装置等にあつては、0）とする。

本別町税条例等の一部を改正する条例の一部改正。

第2条、本別町税条例等の一部を改正する条例（平成30年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち第94条に加える第8項中「たばこ税」を「金額」に改める。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条の規定は、平成30年6月6日から適用する。

以上、本別町税条例等の一部を改正する条例の提案説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（方川一郎君） これから質疑を行います。

阿保静夫君。

○10番（阿保静夫君） 概要の説明をいただきましたけれども、この中身、いわゆる生産性の向上の機械を導入したということで、それは国が決めた法律に合致しているというような審査というか、それを確認するというのは何か文書的にも一定のものというのですか、照らし合わせて、この内容はこの条例が当てはまるよというような、そういうようなマニュアル的なものというものは、あるのだと思うのですけれども、できれば例題でちよっ

と示してもらおうとわかりやすいのですけれども。審査をやるというか、その点検をする担当というか、そういうところと、これに当てはまるような例題、本別町で考えられるということがあれば、例題的なものでちょっと示していただけるとありがたいのですが。

○議長（方川一郎君） 小川企画振興課長補佐。

○企画振興課長補佐（小川芳幸君） 阿保議員の質問にお答えさせていただきます。今回の生産性向上特別措置法の成立によりまして、この関連税法の改正が行なわれるというものでございます。この部分につきましては、市町村の段階におきまして、この導入促進計画と言われるものを、国の導入促進指針に基づいて策定をするような流れとなります。この制度、いわゆる固定資産税が0になるという特例を活用するにあたっては、それぞれ地域といいますか、町内の中小企業者が先端設備等導入計画といわれるものを、これはつくらなければならないと。この計画を元に市町村が申請を受けまして、国と協議をして、この認定というような形の作業という中で、この制度の特例が受けられるという概要となっているところでございます。

ただ、中小企業の実産性向上と関わる部分につきましては、要件等がございまして、まず一つ目といたしましては、生産性向上に係る設備の導入ということで、生産性が年平均1パーセント以上向上させる計画であること。また、労働生産性が向上する計画、ということかといいますと、利益を労働時間で割ったときに、利益が年率3パーセント以上上がりますよと、こういったような計画づくりをしていただく必要がございまして。こういった計画を受けまして、市町村が国とも協議をさせていただきながら認定作業を進めていくという流れとなっておりますので、どこの企業がということよりは、それぞれの、日本全体の中で、この生産性向上といったところを国が取り組むものに同調といいますか、各自治体に取り組んでいくべきものというふうに思っておりますので、それぞれこういったもの、制度周知等含めてですね、商工会等とも連絡協議をさせてもらいながら進めていきたいというふうに考えているところでございます。以上です。

例えばどここの企業がということでは、どんな中小企業者でもあれば可能性はあるのかなというふうに思いますが、例えば機械装置の単純な設備更新ではなくて、機械が今まで製造1日100個できたものが、これが150個になるだとか、こういった機械設備の更新が対象になるということではありますので、単純な老朽化等による機械設備等の更新は対象にならないと。当然そういった生産性が上がるといったものに対して、この制度が活用できるという内容となっているところでございます。以上です。

○議長（方川一郎君） ほかにありませんか。

方川英一君。

○8番（方川英一君） 第2条の一部改正する条例、たばこ税を金額にするということに改めると書いてありますけれども、ただの金額では何の税金かわからないのではないかという気がするのですけれども、どういう理解をしたらいいのか御答弁いただきたい。

○議長（方川一郎君） 田西住民課長。

○住民課長（田西敏重君） 全体の文章、ここの部分しか出していないので何の税金とかわからないかもしれないですけれども、全体の文で聞くとたばこ税の中で、元々はたばこ税の金額というふうにして道のほうから通知来たのですけれども、そこを金額に直すということになっていまして、何の税金かわからないということはありません。

○議長（方川一郎君） 暫時休憩します。

午前11時35分 休憩

午前11時37分 再開

○議長（方川一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

田西住民課長。

○住民課長（田西敏重君） 前回の4月25日のときに改正した部分のですね、文言がかわりまして、前回たばこ税の関係で、8の前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの、第3号ア、定める金額または紙巻きたばこの1本のたばこ税に相当する金額という、このたばこ税というところが金額にかわるということです。以上でございます。

○議長（方川一郎君） 方川英一君。

○8番（方川英一君） 提案理由の、例規集1万8,300ページに書いてあるのかね。

○議長（方川一郎君） 田西住民課長。

○住民課長（田西敏重君） これは4月25日に、今話した施行が10月1日からなりますので、その段階で載るような形になります。

この法律が施行されるのが10月1日からということですので、載るのは10月1日以降の条例のほうに改正になります。以上でございます。

○議長（方川一郎君） 方川英一君。

○8番（方川英一君） それは載ってもいいのですけれども、たばこ税がただ金額ということは、町民の皆さんそれ読む人が理解していただけるのかどうかということをお聞きしたいのです。わかる答弁をお願いしたい。

10月からの施行はそれでよろしいし、何も問題はないと思うのですけれども。今までたばこ税というのは年間6千万円だと思うが、今たばこを吸う人減ってるから、大分減っていると思いますけれども、それらの金額がどこに提示されるのか。たばこ税わからなかったら、たばこ税ということがこの金額になるということは、理解してもらえないということとはなかなか難しいのではないかと思います。

わかりづらいということ、わかるような明記はないのかどうなのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（方川一郎君） 田西住民課長。

○住民課長（田西敏重君） 文言が、今まで4月25日の段階ではたばこ税って、一部の94条8項の中にですね、その文章の中のたばこ税と表記してあったのを、金額に改めてかえるという内容の、今回の改正ですので、全体の金額がとかではなくて、一部の文言だ

けの改正ということですよ。

○議長（方川一郎君） 大住啓一君。

○4番（大住啓一君） 質問した趣旨が伝わっていないのか、私どもも聞いていてわからなくなりました。ですから、条例の提案理由の次のページに1万8,300ページと書いてありますよね。ここに提案理由で書くのであれば、4月二十何日に条例改正して、ここの部分とここの部分がこうなったからこうだって書くのが、我々に示すときの、一番こういうやりとりしなくて済む問題ではないかなと。時系列的にですよ。

これは4月25日にやったら例規集に入っているのですか、もう。加除しているのですか。していないのだったらこの辺も、本条例の提案をしたという中身で、まあこれに対してどうのこうのではないですけどね。議員の方々、私も含めてわからない点があれば、何回も私言いますけれども、町民の方々から聞かれたときに、特に税ですから、たばこ吸う方も当然おられますし、その辺をかみ砕いて時系列でこうだよと。途中で変更している条例文があればですよ。国のほうも地方税がかわって、国の流れで臨時議会だとか定例会でかえてきたことがあれば、それを順追って説明をいただいて、まして本文を読めというのでしたら、そこで朗読してください。その中のこことここが違うんだということになると思うのですよ。

かみ砕いて、議員の方々も私も含めて、くどいようですけども、わからない疑問点があるから聞いているのであって。それをかみ砕いてわからないから、ほかの議員さんだっってこれから消化不良でも困りますのでね。それで関連で質問させていただいているということですから、その辺を再度御理解をいただいて答弁を求めるものでございます。

○議長（方川一郎君） 暫時休憩します。

午前11時44分 休憩

午前11時48分 再開

○議長（方川一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

大和田副町長。

○副町長（大和田 収君） 私から答弁させていただきます。今回の税条例の第1条に関しましては、今回の改正文になります。第2条につきましては、4月に改正をいただきまして、平成30年条例第16号で改正をいただきました。この中でたばこ税の部分、1本のたばこ税に相当する金額に1,000円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるという条文になっています。その部分を今回、国のほうの地方税法の改正になりまして、ここの1本のたばこ税の相当するという部分を、1本の金額に改めると、そういう内容で、内容といたしましてはかわってはいませんので、よろしくお願ひいたします。

○議長（方川一郎君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第50号本別町税条例等の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号本別町税条例等の一部改正については、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。

午前11時50分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（方川一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第8 議案第51号

○議長（方川一郎君） 日程第8 議案第51号本別町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大橋子ども未来課長。

○子ども未来課長（大橋堅次君） 議案第51号本別町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、提案理由の説明をいたします。

この条例は、学童保育に従事する放課後児童支援員資格の規定の明確化、及び資格要件を拡大するもので、国が定めております放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、本条例を改正するものであります。

この条例では、まず一つ目として、放課後児童支援員の資格要件について、学校の教諭となるものを基礎資格として規定しているものを、教員免許状の更新を受けていない場合の取り扱いが不明確であったことから、これを明確化する改正。

二つ目として、放課後児童支援員の資格要件を拡大するため、5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めた者を新たに資格要件とする改正であります。

それでは改正条文を朗読し、説明とさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略をさせていただきます。

本別町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

本別町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年

条例第21号)の一部を次のように改正する。

第10条第3項第4号を次のように改める。

第4号、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条に規定する免許状を有するもの。

第10条第3項の次に1号を加える。

第10号、5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、町長が適当と認めたもの。

附則。

この条例は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

以上、議案第51号本別町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についての提案説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(方川一郎君) これから質疑を行います。

阿保静夫君。

○10番(阿保静夫君) 第4号ですが、改正前は幼稚園から高等学校の教諭までということで、その部分の変わっただけという解釈でいいのかなというふうに思いますけれども、その点が1点と、第10号ですが、5年以上放課後児童育成事業に従事した者であって、町長が適当と認めた者、これは4号と比べると、簡単に言うと教員免許のない者もいいよという意味ですよね。それで、要するに教員免許のある方と、教員免許のない方と、同じに仕事ができるという趣旨に捉えたのですけれども、そうなるちょっと心配なのは身分保障というか、給与というか報酬というか、そういうものの関係何かはどういうイメージで捉えればいいのか伺いたいと思います。

○議長(方川一郎君) 大橋子ども未来課長。

○子ども未来課長(大橋堅次君) 2点の質問をいただきました。1点目であります。1点目は、以前の条例は教員の学校の教諭となる者を基礎資格としているだけで、免許状の更新しているかしていないかが明確でなかったもので、持っているということで、いいですよという改正でございます。

2点目、御質問のとおり教員の資格を、免許状を持っていなくても、経験が5年以上あれば拡大ということで、それは今まで27年から新しい法律になっておまして、免許状を持っていなくて先生をやっている、5年間その仕事をしている者が、町長が認めればいいですよという拡大のものであります。

最後に給与条件といいますか、採用の条件なのですけれども、これは本別町の場合とほかの町は違うと思いますけど、本別町の場合は、学童の先生の場合は放課後児童支援員ということで、研修を受けた者に対しては同じお給料を支払いさせていただいています。以上です。

○議長(方川一郎君) ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(方川一郎君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(方川一郎君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第51号本別町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号本別町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第52号

○議長(方川一郎君) 日程第9 議案第52号本別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育の必要性の認定に関する基準並びに利用者負担額を定める条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大橋子ども未来課長。

○子ども未来課長(大橋堅次君) 議案第52号本別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育の必要性の認定に関する基準並びに利用者負担額を定める条例の一部改正について、提案理由の説明をいたします。

この条例は、国が進めております、幼児教育の段階的無償化に向けた取り組みであり、子ども・子育て支援法施行規則が改正され、教育認定子どもにかかる利用者負担額中、低所得世帯、年収360万円未満相当世帯の利用者負担が軽減、改正されたことに伴い、国の基準を基に積算しております、本町の利用者負担額の一部を改正するものであります。

この条例では、教育認定子どもの利用者負担額について、国の改正に伴い本町の利用者負担額についても軽減するもので、現行の第4階層の8,000円を5,000円に、第5階層の8,700円を6,700円に、第6階層の9,400円を8,400円にそれぞれ改正するものであります。

本改正につきましては、本別町子ども子育て会議に説明、御了解をいただいております。

なお、今回改正となります所得3階層には現在該当する世帯がありませんことを申し添えます。

それでは改正条例を朗読し、説明とさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略

をさせていただきます。

本別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育の必要性の認定に関する基準並びに利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例。

本別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育の必要性の認定に関する基準並びに利用者負担額を定める条例（平成27年条例第1号）の一部を次のように改正する。

教育標準時間認定の表中「8,000」を「5,000」に、「8,700」を「6,700」に、「9,400」を「8,400」に改める。

附則。

この条例は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

以上、議案第52号本別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育の必要性の認定に関する基準並びに利用者負担額を定める条例の一部改正についての提案説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（方川一郎君） これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第52号本別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育の必要性の認定に関する基準並びに利用者負担額を定める条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号本別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育の必要性の認定に関する基準並びに利用者負担額を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第53号

○議長（方川一郎君） 日程第10 議案第53号財産の取得についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村本総務課長。

○総務課長（村本信幸君） 議案第53号財産の取得について、提案理由の説明を申し上げます。

この度の財産の取得に際しましては、予定価格が1,500万円以上の動産の買入れとなりますので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めます。

財産取得の目的につきましては、現在使用しております住民情報システムは平成23年3月に導入し、住民記録、住民税をはじめとする税処理、住宅使用料等、住民に身近なサービスに直結する基幹システムであります。導入から7年を経過し、システムの機器更新時期を迎えていることから、機器の更新を行い、システムの安定運用を行うものであります。

財産の取得につきましては、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約によるもので、本別町財務規則第121条第1項第1号に基づき、現行のシステムの新機器への更新であること、データの移行について確実に実行される必要があること、さらには現行のシステムを納入し、運用支援を行ってきたズコーシャ・システム総研共同企業体の1社を導入先の業者として選定いたしました。

なお、平成30年5月15日に見積合わせ執行通知を行い、平成30年5月28日に見積合わせを執行しております。

取得する財産につきましては、住民票システム等の住民情報システム及びサーバー装置、周辺機器等一式となっております。

取得価格は8,121万6,000円で、見積り合わせの回数は1回で決定をしております。

仮契約は、平成30年5月28日に行っており、納期は平成31年3月31日としております。

取得の方法につきましては、札幌市中央区北4条西6丁目の北海道市町村備荒資金組合から譲渡を受けるものでございます。

北海道市町村備荒資金組合の契約の相手方は、帯広市西18条北1丁目17番地ズコーシャ・システム総研共同企業体、代表者株式会社ズコーシャ、代表取締役〇〇〇〇となっております。

以上、議案第53号財産の取得についての提案理由にかえさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（方川一郎君） これから質疑を行います。

矢部隆之君。

○1番（矢部隆之君） 1点、情報セキュリティの関係でちょっとお聞きしたいのですが、この住民情報システムそのものを入れ替えということでもありますけれども、それぞれ個人情動的な住民情報がいろいろありますけれども、これの内容なのですけど、例え

ば上から6段目か7段目にある固定資産税システムとありますけれども、これは、あなたの固定資産は年額いくらですよ、それと納入状況までわかるような形、滞納も含めてですね、わかるような形のシステムなのか、それともう1点関連するのですけれども、このシステムにそれぞれ皆さんが、住民課にいる職員の方々が自分のパソコンで、パスワードがあるかどうかわかりませんが、その辺も含めてなのですけれども、こういった形でこのシステムに、自分のパソコンから中を見ることができるのかと合わせてですね、現状個人のパスワードの管理ですね、これはどういう形になっているのか、ちょっとその点質問いたします。

○議長（方川一郎君） 田西住民課長。

○住民課長（田西敏重君） 固定資産税の関係ですけれども、固定資産税の関係につきましては、そのコンピューターには土地の一品管理やら、家屋の一品管理、償却資産の管理をしていまして、課税台帳をつくる際にその一品ずつを所有者ごとに集めまして、課税計算をしている形です。

先ほど言った税額については、人ごとに出て課税台帳というのがつくられてあります。あと収納は収納、別なほうの収納部門のほうで、その税金が支払ったとか、そちらは別に管理されております。

パスワードの関係につきましては、それぞれ住基の中のパソコンでしか見ることができなくて、全体の自分たちの机にある別のパソコンでは見ることはできません。パスワードにつきましては、職員一人一人が自分の職員コードを持っていまして、その職員コードとパスワードを入れて開くような形です。立ち上げるときもですね、今静脈で掲げて立ち上げることができることができる形のセキュリティとなっております。以上です。

○議長（方川一郎君） 小川企画振興課長補佐。

○企画振興課長補佐（小川芳幸君） セキュリティの関係で御説明させていただきます。それぞれの住基関連システム、今回更新する部分のシステムにおきましては、今申し上げましたそれぞれの端末、個人に割り振りしておりますパスワード、IDのほか静脈認証、いわゆる指を専用の機械にかざして、こちらで職員のパスワードと合わせた認証で機械を操作する内容、セキュリティとなっております。

○議長（方川一郎君） 矢部隆之君。

○1番（矢部隆之君） 私が例えばその窓口に行って、そのパソコンで開くことができないとか、そういった認証になっているよということでもありますけれども、今回の皆さん御承知のとおり、固定資産台帳を閲覧した中でというような事件が発生したということで、悪意を持っている、そういった考えの方が、まあ職員でしょうけど、指で認証しますから、その人が悪意を持っていればどうしても中身見ることができてしまうよというような形でしょうけども、そこら辺はその方の個人の考え方なのでしょうけれども、そこまでじゃあセキュリティできるのかという非常に難しい部分もあるかと思うのだけど、そこら辺までは防止することはできないのかなということでもありますけれども、そういった

ことも含めてですね、本町の場合はそういった事例が現実問題として発生しているということで、そういったことについてのセキュリティ、どういうふうな形で、前回みたいなことが起こらないよというような部分で、せっかくこうやって更新しますから、そういったことをどうお考えなのか、そこら辺については何かあればお教え願いたいと思います。

○議長（方川一郎君） 大和田副町長。

○副町長（大和田 収君） 私のほうからお答えさせていただきます。今回の機器の更新にあたりましては、今まで使っていた機器を更新します。というのは委託期間が切れるという部分で、保守点検ができなくなるという部分で、新たに機器を更新するものでございます。

使い方、セキュリティの関係、個人情報関係については、これは今までと同じような形にしております。当然、住民基本台帳は戸籍担当者、税情報につきましては住民課の税担当者がそれぞれ扱うこととなります。そのような形で、前回そのような不祥事が起きましたけれども、住民課、それから建設水道課でもいろんな個人情報をもっております。担当する人間、きちんとその辺を、情報を共有しながら、自分の担当以外の部分については担当する者に聞いて出してもらおうとかそういうふうな形で、税の中でもいろんな方が開けられますけれども、固定資産、それから住民税、別々に分かれていますので、その中で情報がありますので、お互い声をかけながら情報収集をしていくと、そういう形になっておりますので御理解をしていただきたいと思います。

○議長（方川一郎君） 小川企画振興課長補佐。

○企画振興課長補佐（小川芳幸君） 先ほどのセキュリティの関係で、答弁の訂正ということで、させていただきます。

先ほど指における静脈認証と申し上げましたが、手のひらの静脈で認証するというシステムになってございます。訂正させていただきます。

○議長（方川一郎君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第53号財産の取得についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号財産の取得については、原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 1 議案第 5 4 号

○議長（方川一郎君） 日程第 1 1 議案第 5 4 号本別町公共下水道終末処理場機器更新工事第 1 工区請負契約についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村本総務課長。

○総務課長（村本信幸君） 議案第 5 4 号本別町公共下水道終末処理場機器更新工事第 1 工区請負契約につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本別町公共下水道終末処理場機器更新工事第 1 工区請負契約締結にあたりましては、予定価格が 5 千万円以上の工事契約となりますので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 5 号、及び議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるとでございます。

契約の目的は長寿命化計画に基づく本別町下水道終末処理場における機器の更新工事で、工事内容は老朽化した電気設備で主変圧器盤、低圧分岐盤の更新を施工するものでございます。

契約の方法につきましては指名競争入札による契約締結で、指名委員会は平成 3 0 年 4 月 2 6 日に開催し、指名業者につきましては、北海道富士電機株式会社、新栄クリエイト株式会社、北海道三菱電機販売株式会社、美和電気工業株式会社北海道支店、メタウォーター株式会社北海道営業所、株式会社明電舎北海道支店、株式会社北弘電社帯広支社の 7 者を選考いたしました。

平成 3 0 年 5 月 7 日に指名通知を行い、平成 3 0 年 5 月 2 8 日に入札を執行しております。

契約金額は 4, 6 4 4 万円で、入札回数は 1 回で落札をしております。

契約の相手方は、札幌市中央区大通東 7 丁目 1 番 1 1 8、北海道富士電機株式会社、取締役社長〇〇〇〇でございます。

仮契約は、平成 3 0 年 5 月 2 8 日に行なっております。

工期は、着工が本契約の日から 7 日以内で、完成は平成 3 1 年 3 月 8 日でございます。

以上、議案第 5 4 号本別町公共下水道終末処理場機器更新工事第 1 工区請負契約についての提案にかえさせていただきます。よろしく、御審議をお願いいたします。

○議長（方川一郎君） これから質疑を行います。

方川英一君。

○8 番（方川英一君） 指名競争による入札ということでありまして、そこは理解できるのですが、先ほどいろんな会社の名前が出ましたけれども、本別町からは申し込みなかったのかどうなのか、まず 1 点お聞きしたいと思います。

○議長（方川一郎君） 村本総務課長。

○総務課長（村本信幸君） 方川議員の御質問にお答えをいたします。今、議員がおっし

やる中身でいきますと、本別町内の業者が含まれていないということでございますけれども、今回の公共下水道終末処理場機器更新工事の内容から、その資格を見まして、町内にその資格の要件に該当する業者がなかったということで、この7社ということになっております。

○議長（方川一郎君） 方川英一君。

○8番（方川英一君） わかりました。ただ、こういう公共事業が減っている中で、資格の問題とか階級の問題とか、いろいろそれは理解しておりますけれども、できれば今後については本別でも何カ所か業者があるわけでありますから、本別でできる所は、本別で請け負ってくれる所は本別の業者に仕事をしてもらえようような努力をしてもらいたいと思いますので、その辺のお答えをいただきたいと思います。

○議長（方川一郎君） 村本総務課長。

○総務課長（村本信幸君） 御質問にお答えをいたします。当然、町内の業者が対応できる資格要件のある事業につきましては町内業者を指名しておりますし、ただ今回の事業のように特殊な工事で、町内の業者でこの業務をできる所がないという場合には、どうしてもこのような形になってしまうということを御理解いただければと思います。以上です。

○議長（方川一郎君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第54号本別町公共下水道終末処理場機器更新工事第1工区請負契約についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号本別町公共下水道終末処理場機器更新工事第1工区請負契約については、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第55号

○議長（方川一郎君） 日程第12 議案第55号辺地総合整備計画についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村本総務課長。

○総務課長（村本信幸君） 議案第55号辺地総合整備計画について、提案理由の説明をいたします。

辺地の総合計画の策定につきましては、辺地に係る公共施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律、第3条第1項、第4項及び第5項に基づき、あらかじめ知事との協議の上、議会の議決を経てこれを総務大臣に提出することになっております。

本案の本別町西仙美里辺地は、平成29年度で計画期間が終了したことから、今期平成30年度から平成34年度までの5カ年計画を新たに策定し、道と協議中のところ、5月25日付けで知事との協議が整いましたので提案をするものでございます。

それでは、議案第55号の次ページ、総合整備計画書により説明をさせていただきます。本別町西仙美里辺地。

1の辺地の概況は説明を省略させていただきます。

2、公共施設の整備を必要とする事情であります。次のページの別紙に記載のとおりでございますが、各事業の概要について説明をさせていただきます。

別紙、(1)の道路、橋りょう長寿命化補修事業は、平成24年12月に策定しました本別町橋りょう長寿命化計画に基づき、橋りょうの適切な補修を行うことで、橋りょうの長寿命化とコスト縮減を図り、将来にわたり安全、安心な道路網を確保するものであります。

次の(2)の除雪機械、除雪ダンプ更新事業は、現在、西仙美里地区の除雪作業を行い、地域住民の安全走行に寄与している除雪ダンプ10トンは、平成14年に購入し15年が経過しており、除雪作業の安全運行の確保、地域住民や通行車両の安全かつ安定した道路の維持を図るため、車両の更新を計画したものであります。

次に、戻りまして3の公共施設の整備計画であります。施設名、道路橋りょう長寿命化補修事業でございますが、事業主体は本別町、事業費は7千万円、辺地対策事業債の予定額は2,180万円でございます。

次の除雪機械につきましては、除雪ダンプ1台の更新を図るもので、事業主体は本別町、事業費は4,800万円、辺地対策事業債の予定額は1,800万円でございます。

合計事業費は1億1,800万円、特定財源7,350万5,000円、一般財源4,449万5,000円、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額は3,980万円とする内容でございます。

以上、議案第55号辺地総合整備計画の提案説明にかえさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（方川一郎君） これから質疑を行います。

矢部隆之君。

○1番（矢部隆之君） 2点ほど。まず橋の関係でありますけれども、西仙美里の橋ってどこら辺にあるのかちょっとイメージがわからないのですけれども、もし場所がわかれば。

それと、もう50年以上過ぎた橋が、これで見ますと約8パーセント位あるというのですけれども、今回この西仙美里の橋については築後何年位の、どの程度傷んでいるから補

修するよということで、工事内容わかれば教えていただきたいのと、もう1点。

(2)で、現在西仙美里地区を除雪しているという、地域限定みたいな形の除雪車のよ
うな書き方をされていますけれども、西仙美里地区だけでなくですね、高東から拓農に
かけて一帯的に除雪をしているダンプカーなのかどうか。かなり地域絞ってしまいますと、
除雪車何台あっても足りないのではないかと思いますけれども、どの程度の範囲をやって
いる車両なのかどうかも含めてですね、その2点についてちょっと教えてください。

○議長(方川一郎君) 大槻建設水道課長。

○建設水道課長(大槻康有君) 私のほうからちょっと除雪の関係の、ダンプの関係です
けれども、市街地につきましては除雪ダンプ出動全てしているのですけれども、西仙美里
地区も含めて、かぶせてやっておりますので、その起債の辺地対象ということで、今回除
雪ダンプの購入に充てて、辺地対象とさせていただいているところでございます。

○議長(方川一郎君) 村本総務課長。

○総務課長(村本信幸君) 私のほうから辺地総合整備計画全体の関係について、ちょっ
と補足をさせていただきます。今回、矢部議員のほうから、西仙美里地区に限定したもの
なのかということで御質問いただきましたけれども、今大槻課長のほうからもありました
けれども、町で購入します除雪機器については町全体、市街地含めて対応していくもので
ございます。

ただ、今回この辺地総合整備計画で上げていますのは、町といたしましてはこういった
除雪機械等を購入する場合に、過疎債ですとか、あるいは辺地債、要するに償還のときに
交付税に7割算定、8割算定される、なるべく町にとって有利な起債を借りて事業を行な
っていくというのがありまして、今回この辺地総合整備計画に載せて、辺地、今5カ所あ
るのですけれども、それぞれの区域に分けて、こういったものを町としては必要ですとい
う計画を上げていきます。そういったことをもって辺地整備事業債の許可を受けていくと
いうのが、この辺地総合整備計画になっておりますので、そういったことで御理解をいた
ただければと思います。

○議長(方川一郎君) 暫時休憩します。

午後2時07分 休憩

午後2時11分 再開

○議長(方川一郎君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

大槻建設水道課長。

○建設水道課長(大槻康有君) 橋梁の関係のお答えをさせていただきます。資料にも載
っていますけれども現在149橋、橋がございまして、50年以上たっているのはおよそ
8パーセントなので、十二、三橋程度かなというふうに思っておりますけれども、あくま
でも橋梁長寿命化の事業なので、橋梁の長寿命化の点検をかけながらやっているものでご
ざいます。50年以上たっているものだけを対象にしてやっているものではございません
ので、橋りょうの点検をしながら整備を進めていくという事業でございます。

それと西仙美里の部分でございますけれども、ちょっと資料がなくて大変申し訳ありませんが、15橋ほど対象になっているところが今現在でございますけれども、ちょっと橋の名前は全て言うところとちょっとあれなのですけれども、およそ西仙の地区に15橋ほどの橋りょうが辺地の対象になっているということでございます。以上でございます。

○議長（方川一郎君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第55号辺地総合整備計画についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号辺地総合整備計画については、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第56号

○議長（方川一郎君） 日程第13 議案第56号池北三町行政事務組合理約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田西住民課長。

○住民課長（田西敏重君） 議案第56号池北三町行政事務組合理約の変更について提案内容の御説明を申し上げます。

規約の変更については、足寄町、本別町及び陸別町が共同で設置した池北三町行政事務組合銀河クリーンセンターの最終処分場が平成30年度末でほぼ満杯になることから関係町で検討、協議を重ねてまいりました。新たな施設の建設は困難との判断から、平成31年4月より十勝圏複合事務組合が設置、運営している、くりりんセンターで資源ごみ等を除くごみを搬入処理することとなりました。

池北三町行政事務組合の担っている業務が大幅に縮小されることから、事務の簡素化、効率化を図るため事務組合を解散し、足寄町が資源ごみ処理等の事務を継承し、委託することになります。この事務の承継を円滑に行うため、解散に先立って規約に関係条文を追加する必要があるためでございます。

なお、規約の改正については地方自治法第290条の規定により、一部事務組合を構成する地方公共団体の議決をいただくことになっており、この度提案させていただくもので

す。

それでは、提案条文の朗読により説明をさせていただきます。なお、本文中の括弧書きの朗読は省略させていただきます。

池北三町行政事務組合同規約の一部を変更する規約。

池北三町行政事務組合同規約（昭和62年十振興第1898号指令許可）の一部を次のように変更する。

第13条を第14条とし、第12条の次に次の1条を加える。

事務の承継。

第13条、組合の解散に伴う事務の承継については、ごみ処理施設（生ごみ処理施設、中間処理施設及び埋立処分施設）及び小動物焼却施設の設置、維持管理並びに地域周辺対策に関する事務を足寄町が承継する。

附則。

この規約は、北海道知事の許可のあった日から施行する。

以上、議案第56号池北三町行政事務組合同規約の変更についての提案理由とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（方川一郎君） これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第56号池北三町行政事務組合同規約の変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号池北三町行政事務組合同規約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第57号

○議長（方川一郎君） 日程第14 議案第57号池北三町行政事務組合の解散についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田西住民課長。

○住民課長（田西敏重君） 議案第57号池北三町行政事務組合の解散について、提案理由の御説明を申し上げます。

足寄町、本別町及び陸別町が共同で設置した池北三町行政事務組合は、昭和62年4月より池北三町消防組合を母体に、足寄郡足寄町外二町十勝オンネトー青年の家組合と池北三町浄化センター組合を統合し、現在に至っております。

この間、平成9年に北海道立足寄少年自然の家が完成したことから、オンネトー青年の家の事務が廃止されており、平成18年には、し尿処理事務を十勝圏複合事務組合で共同処理をしています。また、平成28年にとちか広域消防事務組合へ消防事務を移管しているため、以降は平成14年に追加したごみ処理施設及び小動物の焼却の設置、維持管理等の事務のみを執行しております。

しかしながら、平成30年度末で最終処分場がほぼ満杯になることから、関係町で検討、協議を重ねてまいりましたが、新たな施設の建設は困難との判断から、平成31年4月から、し尿と同様に十勝圏複合事務組合が設置し、管理運営する、くりりんセンターで資源ごみ等を除くごみを共同処理することとなります。

一定程度の事務組合設立の目的が達成されることと、資源ごみ処理等の、くりりんセンターが処理できない事務を足寄町が承継し、本町が当該事務を足寄町へ委託することで、より効率的かつ効果的な管理、執行が図れるためでございます。

なお、一部事務組合の解散については、地方自治法第288条の規定により解散の協議をするもので、その前段として、地方自治法第290条の規定により、一部事務組合を構成する地方公共団体の議決をいただくことになっており、提案させていただきました。

それでは、議案の内容を朗読させていただきます。なお、本文中の括弧書きの朗読は省略させていただきます。

議案第57号池北三町行政事務組合の解散について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第288条の規定により、平成31年3月31日をもって、池北三町行政事務組合を解散する。

以上、議案第57号池北三町行政事務組合の解散についての提案理由とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（方川一郎君） これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第57号池北三町行政事務組合の解散についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第57号池北三町行政事務組合の解散については、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第58号

○議長(方川一郎君) 日程第15 議案第58号池北三町行政事務組合の解散に伴う財産処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田西住民課長。

○住民課長(田西敏重君) 議案第58号池北三町行政事務組合の解散に伴う財産処分について提案の内容を御説明申し上げます。

この度提案させていただく、池北三町行政事務組合の解散に伴う財産処分につきまして、当該組合が解散する際には所有する財産を銀河クリーンセンター及び浄化センターの財産は足寄町が承継し、旧消防本部が管理していた物品については、引き続き管理することになります。

なお、一部事務組合の解散に伴う財産処分については、地方自治法第289条の規定により協議するもので、その前段として、地方自治法第290条の規定により、一部事務組合を構成する地方公共団体の議決をいただくことになっており、提案させていただくものです。

それでは、議案の内容を朗読させていただきます。なお、本文中の括弧書き等の朗読は省略させていただきます。

議案第58号池北三町行政事務組合の解散に伴う財産処分について。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第289条の規定により、池北三町行政事務組合の解散に伴う財産処分を別紙のとおり関係町の協議の上、定めるものとする。

次ページをお願いいたします。

別紙、池北三町行政事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議書。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第289条の規定に基づき、池北三町行政事務組合(以下「組合」という。)の解散に伴う財産処分について、下記のとおり定める。

組合の財産。

第1項、この協議書において対象とする組合の財産は、別添の池北三町行政事務組合の財産に関する調書(以下「調書」という。)のとおりとする。

財産の処分。

第2項、組合の所有する財産は、足寄町が承継する。ただし、調書第6項第2号に掲げ

る旧消防本部が管理していた物品については、引き続き相互融通に資するものとする。
処分年月日。

第3項、組合の解散に伴う財産処分の日は、平成31年3月31日とする。

その他。

第4項、この協議について疑義が生じたとき又は本協議書に定めのない事項については、関係町がその都度協議する。

平成、年、月、日。

足寄町長、安久津勝彦、本別町長、高橋正夫、陸別町長、野尻秀隆。

次ページをお願いします。

1項の中の調書について、別添、池北三町行政事務組合の財産に関する調書。

調書の内容は銀河クリーンセンター、浄化センター、旧消防本部が管理していた1、土地、2、建物、3、工作物、4、設備等、5、車両、6、物品の財産でございます。

名称等については、省略させていただきます。

以上、池北三町行政事務組合の解散に伴う財産処分についての提案理由とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（方川一郎君） これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第58号池北三町行政事務組合の解散に伴う財産処分についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第58号池北三町行政事務組合の解散に伴う財産処分については、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。

午後2時28分 休憩

午後2時40分 再開

○議長（方川一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第16 議案第59号

○議長（方川一郎君） 日程第16 議案第59号足寄町への資源ごみ処理等に関する事務の事務委託についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田西住民課長。

○住民課長（田西敏重君） 議案第59号足寄町への資源ごみ処理等に関する事務の事務委託について提案理由の御説明を申し上げます。

この度、提案させていただくのは、平成31年4月1日から資源ごみ、小動物の焼却、一般及び事業系の廃棄物の直接搬入に関する事務の管理及び執行を足寄町に委託するものでございます。

なお、事務の委託については、地方自治法第252条の14第1項の規定により協議するもので、その前段として、地方自治法第252条の2の2第3項の規定により、地方公共団体の議決をいただくことになっており、提案させていただくものです。

それでは、議案の内容を朗読させていただきます。

なお、本文中の括弧書き等の朗読は省略させていただきます。

議案第59号足寄町への資源ごみ処理等に関する事務の事務委託について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により、平成31年4月1日から資源ごみ処理等に関する事務の管理及び執行を足寄町に委託するため、別紙のとおり規約を定め、事務を委託する。

次ページをお願いいたします。

本別町と足寄町との間における資源ごみ処理等の事務委託に関する規約。

趣旨。

第1条、この規約は、旧池北三町行政事務組合を構成していた足寄町、本別町及び陸別町の3町（以下「関係町」という。）が相互に協力し、資源ごみ処理等の事務を効果的に推進するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、これを共同処理するために必要な事項を定める。

委託事務の範囲。

第2条、本別町は、次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を足寄町に委託する。

第1号、ごみ処理施設の設置、運営・維持管理及び除却に関する事務。

第2号、小動物焼却施設の設置、運営・維持管理及び除却に関する事務。

第3号、し尿処理施設の管理、除却に関する事務。

第4号、中継設備（ストックヤード）の設置、運営・維持管理に関する事務。管理及び執行の方法。

第3条、前条各号に掲げる委託事務の管理及び執行については、足寄町の条例及び規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めによるものとする。

経費の負担及び予算の執行。

第4条、委託事務の管理及び執行に要する経費は、本別町の負担とし、本別町は、予め、これを足寄町に交付する。

第2項、前項の経費の額及び交付の時期は、別表に定める負担割合により、足寄町長が本別町長と協議して定める。この場合において、足寄町長は、予め、委託事務に要する経費の見積に関する書類（事業計画案その他参考になるべき書類を含む。）を本別町長に送付しなければならない。

予算の計上。

第5条、足寄町長は、その委託を受けた事務の管理及び執行にかかる収入及び支出については、足寄町歳入歳出予算において分別して計上するものとする。

収入の帰属。

第6条、委託事務の管理及び執行に伴う使用料、手数料その他の収入は、全て足寄町の収入とする。

予算の繰越。

第7条、足寄町長は、その委託を受けた事務の管理及び執行にかかる予算に残額がある場合においては、これを翌年度における委託事務費の管理及び執行の要する経費として繰り越して使用するものとする。この場合においては、足寄町長は、繰越金の生じた理由を附記した計算書を当該年度の出納閉鎖後速やかに本別町長に提出しなければならない。

決算の場合の措置。

第8条、足寄町長は、地方自治法第233条第6項の規定により、決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を本別町長に通知するものとする。

連絡会議。

第9条、足寄町長は、必要に応じ委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、本別町長と連絡会議を開くものとする。

条例等改正の場合の措置。

第10条、委託事務の管理執行について適用される足寄町の条例等の全部若しくは一部を変更しようとする場合においては、足寄町は、予め、本別町に通知しなければならない。

委任。

第11条、この規約に定めるもののほか、委託事務に関し必要な事項は、足寄町及び本別町が協議して定める。

附則。

第1項、この規約は、平成31年4月1日から施行する。

第2項、本別町長は、この規約の告示の際、併せて委託事務に関する足寄町の条例が、本別町に適用される旨及びこれらの条例等を公表するものとする。

第3項、委託事務の全部若しくは一部を廃止する場合においては、当該事務の管理及び執行にかかる収支は、廃止の日を以てこれを打切り、足寄町長がこれを決算する。この場

合、決算に伴って生ずる剰余金は、速やかに本別町に還付しなければならない。

別表（第4条関係）。

経費の区分、ごみ処理施設・小動物焼却施設の運営・維持管理費及びその他の施設の管理費、負担割合の区分、均等割25パーセント、搬入割75パーセント、ごみ処理施設・小動物焼却施設の新・改築費及び除却費、均等割30パーセント、人口割70パーセント、ごみ処理施設の周辺施設整備費、均等割30パーセント、人口割70パーセント、し尿処理施設の除却費、均等割25パーセント、人口割75パーセント、中継設備（ストックヤード）の設置、運営・維持管理費、均等割25パーセント、搬出割75パーセント。注意書きについては省略させていただきます。

以上、議案第59号足寄町への資源ごみ処理等に関する事務委託についての提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（方川一郎君） これから質疑を行います。

大住啓一君。

○4番（大住啓一君） 1点だけ質問させていただきますが、前段までの関連があります、規約改正等、財産処分等々についてお聞きします。足寄町に委託かけるこの規約が通ったとすれば、三町の事務組合解散全部整うわけですが、これをもって町民の方々に周知するというので、先般の議員協議会でも多くの議員の方々のお話が出ていました。最後のこの本別町と足寄町の云々の規約が通ったと仮定しまして、関連全部通りますので、そのあとどのような日程で町民の方々に説明が入るのか、また自治会長云々という話も先般の議員協議会で出てございました。非常に町民の方々の生活に、大変重要な案件でございますので、その辺の考え方の一端を、報告お願いしたいと思います。

○議長（方川一郎君） 田西住民課長。

○住民課長（田西敏重君） 大住議員の質問に対してお答えします。先般議員協議会でのとおり施行的なものが7月末位にごみの仕分けのものがつくられまして、それに伴ってお盆過ぎ頃には住民説明ができると思います。その事前に、自治会長さんにはそのものを文書でもってお知らせするような形をとろうと思っております。

○議長（方川一郎君） 大住啓一君。

○4番（大住啓一君） 今、前段の改正についても、3本、4本目も含めて細かく説明がありましたので、私たちも相当承知はいたしました。ただ、町民の皆さんにも、私どもも11人で周知しましてもなかなか周知できないことがございますので、町の広報等、また自治会長云々等ございますので、今お話ありましたように、より早く細かく、ごみの分別体制だとか、ごみの細かいことではないですけれども、ごみの袋の料金等々もかわってくることも想定されますので、町民の人たちは不安と申しますか、どのようになるのかということで日々考えている部分がございます。当初9月がお盆明け、お盆過ぎということになってございますけれども、なるべく1週間でも10日も早くということで、私のほうから、どのようなお考えか再度お聞きしたいと思います。

○議長（方川一郎君） 田西住民課長。

○住民課長（田西敏重君） 今ありましたとおり、袋の料金だとかについてはまだ試算がはっきりしていませんので、それは事業系ごみの処理料金だとかについてもまだ試算をしていないので、その辺を、大住議員の言われたとおり、早い段階でいろいろ試算しながら決めていきまして、以前は9月ということで説明したのですけれども、少し早くということで、お盆過ぎ頃には住民へ説明できるような形をとりたいと考えております。

○議長（方川一郎君） 矢部隆之君。

○1番（矢部隆之君） 1点だけ。ここに規約ということで、それぞれ今後の、本別町と足寄、陸別の取り決め事項を書いてありますけれども、この中で、第2条で管理及び執行を足寄町に委託するというので、これについては第4条で管理及び執行に要する経費は本別町の負担とするということで、100パーセント本別町が足寄町さんにお支払いするという解釈でよろしいのかどうなのか、それが1点と、第2条で管理及び執行の中に（1）、（2）、（4）までありますけれども、除却という表現があるのですけれども、施設何か、かなり老朽化して除却をしなければいけないといった場合に経費かかると思うのですけれども、それについてはこの右下の第4条で、均等割、人口割、それぞれ負担割合ありますけれども、この分も含めて本別町が負担するとかというのではなくて、それぞれ三町でやるのか、本別と足寄でやるのかわかりませんが、そこでやるのか、その辺の文言の説明ですね。

それともう1点、第6条で使用料、手数料の収入関係でありますけれども、施設の中にはまだ使える物があるから使用料とか収入とかという表現使っているのでしょうかけれども、これは全て足寄町さんに入るよというような文言になっていますけれども、かかる経費は本別で見て、収入は足寄町さんですよという、単純に解釈してしまったのですけれども、その辺についてはどのようなことになっているのか、ちょっと説明してください。

○議長（方川一郎君） 田西住民課長。

○住民課長（田西敏重君） まず1番目の質問の第4条の関係ですが、ここに本別町が負担となっているのですけれども、足寄町自身が委託を受けるところなので、当然足寄町は自分出すので、本別町の負担部分だけを納入するという形でございます。

次に第2条の関係の除却の関係なのですけれども、今現在使っている満杯になった施設についても、汚水処理の問題等がありまして、それに対する処置だとかする部分がありますので、そういう除却も入っていますし、その後についても使った施設が老朽化した場合には除却費が含まれてくるので、そういう形になっております。

第6条の関係につきましても、収入は全部足寄町にというのも同じような考え方で、足寄町が受託を受けて本別町がそこに払うので、本別町は負担部分だけを支払う形になりますので、その収入だとかというのは、計算してうちの負担部分だけとかという計算になってくると思います。

○議長（方川一郎君） 矢部隆之君。

○1番（矢部隆之君） 除却の関係、答弁いただいたのですけれども、除却になったらそういうことになりますという、そういうことというのはだからどういう解釈で、除却になった場合の負担割合といたしますかね、本別町、足寄町、陸別町も含めて、その辺はどういう負担割合になるのかということで、もうちょっと具体的に教えてください。

○議長（方川一郎君） 大和田副町長。

○副町長（大和田 収君） 今の御質問ですけれども、全て別表にありますようにここに負担割合があると思います。ここの割合に基づいて、本別町が足寄町に払うと。足寄町は三町で集めた全ての除却、それから維持費、保守点検委託料も全部足寄町が責任を持って払うと。うちはその負担を払うという形になります。以上です。

○議長（方川一郎君） ほかにありませんか。

阿保静夫君。

○10番（阿保静夫君） 今の質疑にもちょっと関連しますけれども、第4条から第7条、それから附則の3項をずっと見ていきますと、委託するわけですからこの金額で本別町の資源ごみ等を処理してもらおうという中身だというのは理解しているつもりですけれども、その中で例えば足寄町長は本別町長に、いわゆる決算みたいな形できちんと報告をすること、1年の事業の内容を報告するという中身になっていますので、委託だから、この決まった金額で処理してくださいという中身だというふうに思うのですけれども、いろんな要素がからんで、ここでいうと足寄のこの事業に関する収入が大きくなって、次の年の本町が払う委託料にそのことが影響するということはないのか、要するに前年たくさん収入があったので、委託料についてはその都度協議しながら、負担割合で負担することになるのかどうなのか、一定の委託料を決めたらずっとその金額でやっていくのかどうかというのが第1点と、附則の第3項は除却した、処分とか除却したときですね、廃止する場合において、決算に伴って生ずる剰余金は速やかに本別町に還付しなければならないというような記述があるものですから、なおさら普通の委託の関係の中で、剰余金という表現が正しいのかどうかわかりませんが、経費と比較をして収入の部分が大きかったときに協議をして、本別町が払う委託料というのは変化していくような、そういう中身なのかどうなのか、その点を伺いたいと思います。

○議長（方川一郎君） 大和田副町長。

○副町長（大和田 収君） 今の御質問ですけれども、予算の繰越という第7条があります。阿保議員おっしゃるとおり、その中で前段概算で払いますけれども、その年のいろいろな部分、除却、それから収入が多かった場合については翌年で調整と、そういう部分で出てくるかと思えます。

それから、委託料は同じではございません。それは第9条でありますように、連絡会議を持つことになっております。これは足寄町、本別町長、それから陸別町長が三者で必要に応じ委託事務の管理、及び執行について連絡調整を行なうとありますので、この中で恐らくそのような調整が出てくるかというふうに思っておりますので、その中で次年度の分

の負担割合、概算、それから精算という形になってくるかと思います。以上です。

○議長（方川一郎君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第59号足寄町への資源ごみ処理等に関する事務の事務委託についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第59号足寄町への資源ごみ処理等に関する事務の事務委託については、原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第60号

○議長（方川一郎君） 日程第17 議案第60号財産の取得についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村本総務課長。

○総務課長（村本信幸君） 議案第60号財産の取得について、提案理由の説明を申し上げます。

この度の財産の取得に際しましては、予定価格が1,500万円以上の動産の買入れとなりますので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

財産取得の目的は、除雪作業の効率化を図り、迅速な除雪作業による冬道の安全な交通を確保することを目的に、平成14年10月に取得し、老朽化した除雪ダンプ、10トン級を更新するもので、財産の内容は、除雪トラック10トン級、6掛ける6、六輪駆動のことをいいます、のダンプ型、アングリングプラウ、アングリンググレーダー付となっております。

財産の取得につきましては、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約によるもので、UDトラックス道東株式会社帯広支店、東北海道日野自動車株式会社帯広支店、東北海道いすゞ自動車株式会社帯広支店の3者を選定いたしました。

平成30年5月29日に見積合わせ執行通知を行い、平成30年6月7日に見積合わせを執行しております。

契約金額は4,514万2,416円で、見積合わせの回数は1回で決定をしております。

契約の相手方は、帯広市西21条北1丁目3番12号、UDトラックス道東株式会社帯広支店、支店長〇〇〇〇でございます。

仮契約は、平成30年6月7日に行なっております。

納期は、平成31年3月31日でございます。

以上、議案第60号財産の取得についての提案理由にかえさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（方川一郎君） これから質疑を行います。

大住啓一君。

○4番（大住啓一君） 今細かく説明をいただきました。取得する財産が除雪トラックということでございますので、今お聞きしていますと、本契約終わってから納期が31年の3月ということになりますと、除雪するピークといいますか、普通の人考えれば、雪が早ければ12月には降りますよね。もっと早ければ11月に降ります。その対応に支障が出ることはないのですか。その辺どういう考え、今あるものを使って、入るまでは今のまま使っているという解釈なのか、まあ私が全部言ってしまったら答弁することはないのかもしれませんけれども、その辺どのようなお考えだったのか、今の説明ではわかりませんので、その辺きちっとわかるような答弁を求めるものでございます。

○議長（方川一郎君） 大槻建設水道課長。

○建設水道課長（大槻康有君） 大住議員の納期の時期ということでございます。納期につきましては2点ほど条件がございまして、特殊車両でまずはあるということ、あと受注生産であります。やはり発注してから納品までに時間がかかりますということが、まず1点でございます。

あと新型車に今回、排気ガス規制の絡みで新型車に切りかわっているということでもございまして、メーカーのほうでも特殊車両でもありますし時間がかかるということで、納期については今3月いっぱい、納期につきましては取らせていただいております。極力メーカーのほうには納期を早めてもらうということでお話をしておりますが、もし納期内に間に合わないということであれば現車をやはり使わせていただきまして、対応していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（方川一郎君） 大住啓一君。

○4番（大住啓一君） 行政の考え方としては極めてあやふやな考え方だと思うのですが、今契約して本契約終わって、納期が3月31日まで。それは受注生産だから時間がかかると。だけど早めてもらうんだというのは、これちょっと財政法上おかしな話で。それはきちっと納期があるのだけでも、早まった場合にはきちっとするという解釈ではないかと思えます。

それで、町民の皆さんのインフラの整備に支障をきたさないためには、今あるものを使うのか、その辺をきちっと明確に町民の皆さんにお示ししなければならないということで

私は質問しているものですから。その辺を、納期がこうだから早めればいいんだという、それは財政法上いかなものかというのもございますので、その辺を再度求めるものでございます。

○議長（方川一郎君） 大槻建設水道課長。

○建設水道課長（大槻康有君） 失礼しました。納期につきましてはあくまでも契約上なので、3月31日ということでございます。今お話ありましたように、今の納期からいきますと、やはり現車で対応という、町民の皆さんには今ある機械で除雪作業をさせていただくということになります。

○議長（方川一郎君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第60号財産の取得についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号財産の取得については、原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第61号

○議長（方川一郎君） 日程第18 議案第61号財産の取得についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村本総務課長。

○総務課長（村本信幸君） 議案第61号財産の取得について、提案理由の説明を申し上げます。

この度の財産の取得に際しましては、予定価格が1,500万円以上の動産の買入れとなりますので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

財産取得の目的は、除雪作業の効率化を図り、迅速な除雪作業による冬道の安全な交通を確保することを目的に、平成11年11月に取得し、老朽化した除雪トラック、10トン級、6掛ける6、六輪駆動車でございますが、の専用車を更新するもので、財産の内容は除雪トラック10トン級、6掛ける6、専用車、アングリングプラウ、アングリンググレーダー、自動姿勢制御装置付油圧式ツーウェイサイドウィング付となっております。

財産の取得につきましては、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約によるもので、UDトラックス道東株式会社帯広支店、東北海道日野自動車株式会社帯広支店、東北海道いすゞ自動車株式会社帯広支店の3者を選定いたしました。

平成30年5月29日に見積合わせ執行通知を行い、平成30年6月7日に見積合わせを執行しております。

契約金額は5,250万8,180円で、見積合わせの回数は1回で決定をしております。

契約の相手方は、帯広市西20条北1丁目3番2号、東北海道いすゞ自動車株式会社帯広支店、支店長〇〇〇〇でございます。

仮契約は、平成30年6月7日に行っております。

納期は、平成31年3月31日でございます。

以上、議案第61号財産の取得についての提案理由にかえさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（方川一郎君） これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第61号財産の取得についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号財産の取得については、原案のとおり可決されました。

◎日程第19 意見書案第2号

○議長（方川一郎君） 日程第19 意見書案第2号北海道主要農作物種子条例の制定に関する要望意見書を議題とします。

提案趣旨の説明を求めます。

高橋利勝君、御登壇ください。

○11番（高橋利勝君）〔登壇〕 意見書案第2号北海道主要農作物種子条例の制定に関する要望意見書。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

なお、提案理由の説明につきましては、案文の朗読をもってかえさせていただきます。

北海道主要農作物種子条例の制定に関する要望意見書案。

我が国の食と農を支えてきた主要農作物種子法（以下「種子法」）が、本年4月1日に廃止されました。

種子法は、国や都道府県に対する公的役割を明確にしたものであり、同法のもとで、稲・麦・大豆などの主要農作物の種子の生産・普及のための施策が実施され、農業者には安く優良な種子が、消費者には美味しい米など農産物が安定的に供給されてきました。

しかし、種子法の廃止により、今後、稲などの種子価格の高騰、地域条件等に適合した品種の生産・普及などの衰退が心配されています。また、地域の共有財産である「種子」を民間に委ねた場合、長期的には世界の種子市場を独占する遺伝子組み換え企業が日本の種子市場を支配していく懸念も指摘されています。

このことは、我が国の食の安全・安心、食料主権が脅かされることであり、国民・道民にとっても大きな問題であります。

また、種子法廃止法案の可決に当っては、種子法が主要農作物種子の国内自給及び食料安全保障に多大な貢献をしてきたことに鑑み、優良な種子の流通確保や引き続き都道府県が種子生産等に取り組むための財政措置、特定企業による種子の独占防止などについて、万全を期すことを求める附帯決議がなされています。

よって、北海道における現行の種子生産・普及体制を生かし、本道農業の主要農作物の優良な種子の安定供給や品質確保の取り組みを後退させることなく、農業者や消費者の不安払拭のために、北海道独自の種子条例を制定するよう、次の事項を添えて強く要望します。

記。

1、将来にわたって北海道の優良な種子が安定的に生産及び普及が図られ、生産者が安心して営農に取り組み、高品質な道産農作物が消費者に提供できるよう、北海道主要農作物の種子に関する道条例を早期に制定すること。

2、対象農作物については、稲、麦、大豆といった北海道農業に欠かせない農作物を位置付けるとともに、条例の円滑な推進に必要な財政措置と万全な体制を構築すること。

3、食料主権の確保と持続可能な農業を維持する観点から、優れた道産種子の遺伝資源が国外に流出することのないよう知的財産の保護を条例に盛り込むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先、北海道知事。

議員各位の賛同を、よろしく願いいたします。

○議長（方川一郎君） これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(方川一郎君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、意見書案第2号北海道主要農作物種子条例の制定に関する要望意見書を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第2号北海道主要農作物種子条例の制定に関する要望意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第20 意見書案第3号

○議長(方川一郎君) 日程第20 意見書案第3号教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見書を議題とします。

提案趣旨の説明を求めます。

黒山久男君、御登壇ください。

○6番(黒山久男君)〔登壇〕 意見書案第3号教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見書。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

案文を朗読し、提案にかえさせていただきます。

教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見書案。

義務教育費国庫負担率が1/2から1/3になったことで、定数内期限付採用や非常勤教職員が増加し、教職員定数の未充足などの状況が顕著になっている中、文科省は、18年度概算要求で、中教審の働き方改革特別部会の近況提言を受け、学校現場の働き方改革に関係する予算要求として、9年間の教職員定数改善3,413人増の要求を行いました。しかし、この概算要求は実現されず、加配定数1,210人、17年3月の義務標準法改正による基礎定数化に伴う定数385人、計1,595人の定数増、内、小学校3～6年の授業増への対応として要求した2,200人についても1,000人とどまりました。これは、自然減は上回るものの加配定数によるものです。また、財務省・財政審も、17年度に加配定数を基礎定数化したことや少子化を理由に、教職員定数改善に慎重な態度で、教

職員の働き方改革についても、教育委員会等の調査の厳選・削減等を挙げ、自治体の自助努力ですすめるべきとの態度をとっています。

しかし、教職員の7～8割が時間外労働過労死ライン80時間を超えている中、教職員の多忙・超勤実態解消は喫緊の課題です。そのためには、中教審特別部会の緊急提言などによる業務量の抜本的削減を蔑ろにした時間短縮などではなく、教職員の無制限・無定量の超過勤務を容認する「給特法・条例」を廃止するなどの法整備の見直し、所定勤務時間に収まるよう授業時数・業務総量を削減するとともに、そのために必要な、義務標準法改正を伴う「第8次教職員定数改善計画」の策定による教職員定数改善、「30人以下学級」など少人数学級の早期実現、全教職員による協力協働体制による「学校づくり」を具現化するよう、各自治体から議会意見書などにより多くの声を国にあげていくことが必要です。

また、昨年のOECDの発表によると、14年度日本のGDP比に占める教育機関への公的支出の割合は3.2パーセントと、比較可能な加盟34カ国中、再び最下位となりました。その一方、子ども一人当たりの教育支出における私費負担率は依然として高い水準にあり、日本の教育への公的支出の貧困は明らかです。さらに、昨年9月の厚労省「国民生活基礎調査」では、18歳未満の子どもがいる世帯の子どもの貧困率は13.9パーセント、ひとり親世帯は50.8パーセントと、前回調査から若干改善したものの、依然として7人に1人の子ども、半数超の家庭が未だに貧困状態にあります。

さらに、生活扶助費の切り下げによる就学援助制度の改悪、「高校授業料無償制度」への所得制限、「給付型奨学金」が先行実施されたものの対象者等が限定されていることから、未だに教育ローンともいえる有利子「奨学金制度」を利用せざるを得ない子どもたちが、返済に悩み苦しむなど、家庭・子どもの「貧困と格差」は改善されず、経済的な理由で進学・就学を断念するなど「教育の機会均等」は崩され、学習権を含む子どもの人権が保障されない状況となっています。子どもたちは、住む地域や環境に関係なく平等に教育を受ける権利を有しています。その保障のためには、国による教育予算の確保と拡充が必要です。

これらのことから、国においては、早急に実効性のある教職員の超勤・多忙化解消の実現、義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率1/2への復元、など、以下の項目について地方自治法第99条にもとづき、教育予算の確保・拡充、就学保障の充実をはかるよう意見します。

記。

1、国の責務である教育の機会均等・水準の最低保障を担保するため、義務教育費を無償となるよう、また、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面、義務教育国庫負担金の負担率を1/2に復元されるよう要請します。

2、「30人以下学級」の早期実現にむけて、小学校1年生～中学校3年生の学級編成標準を順次改定すること。また、地域の特性にあった教育環境整備・教育活動の推進、住む地域に関係なく子どもたちの教育を保障するため、義務標準法改正を伴う計画的な教職員

定数改善の早期実現、教頭・養護教諭・事務職員の全校配置の実現のため、必要な予算の確保・拡充を図るよう要請します。

3、給食費、修学旅行費、教材費など保護者負担の解消、図書費など国の責任において教育予算の十分な確保、拡充を行うよう要請します。

4、就学援助制度・奨学金制度の更なる拡大、高校授業料無償化など、就学保障の充実に向け、国の責任において予算の十分な確保、拡充を図るよう要請します。

5、高校授業料無償制度への所得制限撤廃とともに、朝鮮学校の授業料無償化適用除外撤回を実現するよう要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

なお提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、総務大臣、財務大臣、内閣府特命担当大臣（地方創生、規制改革担当）でございます。

議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（方川一郎君） これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、意見書案第3号教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見書を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第3号教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第21 意見書案第4号

○議長（方川一郎君） 日程第21 意見書案第4号2019年度地方財政の充実・強化を求める意見書についてを議題とします。

提案趣旨の説明を求めます。

高橋利勝君、御登壇ください。

○11番（高橋利勝君）〔登壇〕 意見書案第4号2019年度地方財政の充実・強化を求める意見書。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

なお、提案理由の説明につきましては、案文の朗読をもって説明とさせていただきます。

2019年度地方財政の充実・強化を求める意見書案。

地方自治体は、高齢化が進行する中での医療・介護、子育て支援など社会保障への対応、地域交通の維持、森林環境政策の推進など、果たす役割が拡大する中で、人口減少対策、大規模災害を想定した防災・減災事業の実施、公共施設の老朽化対策など、新たな政策課題に直面しています。

一方、公共サービスを提供する人材に限られる中で、新たなニーズへの対応と細やかなサービスの提供が困難となっており、人材確保を進めるためこれに見合う財源が必要です。

こうした状況にもかかわらず、社会保障費の圧縮や「公的サービスの産業化」など地方財政をターゲットとした歳出削減にむけた議論が加速しています。とくに、「トップランナー方式」の導入は、民間委託を前提とした地方交付税算定を容認するものであり、地方財政全体の安易な縮小につながるものが危惧されます。「インセンティブ改革」とあわせ、地方交付税制度を利用した国の政策誘導であり、客観・中立であるべき地方交付税制度の根幹を揺るがしかねないものです。

また、自治体基金は景気動向による税収の変動、人口減少による税収減や地域の実情を踏まえた政策課題に対応する目的で積み立てており、財政的余裕によるものではないことから基金残高を地方財政計画に反映させて地方交付税を削減するべきではありません。

地域に必要な公共サービスの提供を担保するための財源保障が地方財政計画の役割です。しかし、財政健全化目標を達成するために歳出削減が行われ、結果としてサービスが抑制・削減されれば、本末転倒であり、住民生活と地域経済に大きな影響を与えることは明らかです。

このため、2019年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、歳入・歳出を的確に見積もり、社会保障予算の充実と地方財政の確立をめざすことが必要です。このため、政府に以下の事項の実現を求めます。

記。

1、子ども・子育て支援新制度、地域医療の確保、地域包括ケアシステムの構築、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の充実など、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保および地方財政措置を的確に行うこと。また、消費税・地方消費税の引き上げを予定どおり2019年10月に実施し、社会保障財源に充てること。

2、社会保障、災害対策、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要と、公共サービスの提供に必要な人員を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保をはかること。

3、地方交付税における「トップランナー方式」の導入は、地域によって人口規模・事業規模の差異、各自治体における検討経過や民間産業の展開度合いの違いを無視して経費を算定するものであり、廃止・縮小すること。

4、住民の命と財産を守る防災・減災事業は、これまで以上に重要であり、自治体庁舎をはじめとした公共施設の耐震化や緊急防災・減災事業の対象事業の拡充と十分な期間の確保を行うこと。

5、2015年度の国勢調査を踏まえた人口急減・急増自治体の行財政運営に支障が生じることがないように、地方交付税を算定すること。

6、地域間の財源偏在性の是正のため、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な解決策の協議を進めること。

同時に、各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないように対応をはかること。

7、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。

同時に、地方交付税原資の確保については、臨時財政対策債に過度に依存しないものとし、対象国税4税（所得税・法人税・酒税・消費税）に対する法定率の引き上げを行うこと。

8、地方自治体の基金は、2004年度の地方交付税・臨時財政対策債の一般財源の大幅削減による自治体財政危機、自治体にかかわる国の突然の政策変更、リーマンショックなどの経済環境変動下でも、災害の復旧・復興や住民の福祉向上のために必要な事業に対応できるよう、財政支出の削減等に努めながら積み立てたものであり、これを地方財政計画へ反映しないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、内閣府特命担当大臣（地方創生、規制改革担当）、内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）。

以上でございます。議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（方川一郎君） これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、意見書案第4号2019年度地方財政の充実・強化を求める意見書について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第4号2019年度地方財政の充実・強化を求める意見書については、原案のとおり可決されました。

◎日程第22 意見書案第5号

○議長(方川一郎君) 日程第22 意見書案第5号「これからの高校づくりに関する指針」を見直し、機械的な高校統廃合を行わないことを求める意見書についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

藤田直美君、御登壇ください。

○2番(藤田直美君)〔登壇〕 意見書案第5号「これからの高校づくりに関する指針」を見直し、機械的な高校統廃合を行わないことを求める意見書。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

提案理由については、意見書の案文の朗読によってかえさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

「これからの高校づくりに関する指針」を見直し、機械的な高校統廃合を行わないことを求める意見書案。

北海道教育委員会(以下、道教委)は平成18(2006)年8月に「新たな高校教育に関する指針」(以下、旧指針)を発表しました。この「旧指針」によって「高校配置計画」を進めた結果、平成20(2008)年から道立高校38校が廃校となりました。そのうち18校は地域唯一の高校の閉校でした。道教委は2018年3月、「新たな高校教育に関する指針」に代わる「これからの高校づくりに関する指針」(以下、「新指針」)を決定しました。ところが「新指針」は、「1学年4～8学級を望ましい学校規模」とし、3学級以下は原則統廃合の対象とする「旧指針」の基本方針をそのまま受け継いでいます。今後もこの「新指針」によって高校統廃合が行われれば、実に93校が統廃合の対象となり、46パーセントもの高校の存続が脅かされることとなります。

小規模校では、困難さを抱えている生徒にもよく目が行き届き、一人ひとりの子どもたちに寄り添った教育をすることや、地域の特色を生かした教育課程を編成することができます。しかし、こうした利点に目を向けずに、高校統廃合をすすめた結果、高校のない地域では、遠距離通学を強いられる生徒を多く生み出しています。道教委の高校配置計画を

策定するために開催される「地域別検討協議会」の参加者からは、「機械的に高校をなくさないでほしい」という声が多方面から聞かれます。長野県のように、学校種や地域の実情を考慮した学校配置の基準を設定している自治体もある一方で、北海道は全道一律の基準で統廃合をすすめようとしています。北海道の広域性を考えれば、「1学年4～8学級を望ましい学校規模」とすることは、まったく現実的ではありません。むしろ、道独自に少人数学級を高校で実施し、子どもたちや保護者・地域住民の声を聞きながら学校づくりをすすめることこそが大切です。

いま求められているのは、地域の学校を存続させ、地域の高校が高校としての機能を果たせる施策の実現であると考えます。以上の趣旨に基づき、下記について実施されるよう強く求めます。

記。

1、道・道教委は、独自に少人数学級を高校において実施し、機械的な統廃合を行わないこと。

2、道・道教委は、地域の願いや実態に応じ、子どもの学ぶ権利や教育の機会均等を保障する立場から、「1学年4～8学級を望ましい学校規模」とする「これからの高校づくりに関する指針」を見直すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

なお提出先は、北海道知事、北海道教育委員会教育長です。議員各位の賛同を、よろしくお願いいたします。

○議長（方川一郎君） これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、意見書案第5号「これからの高校づくりに関する指針」を見直し、機械的な高校統廃合を行わないことを求める意見書についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第5号「これからの高校づくりに関する指針」を見直し、機械的な高校統廃合を行わないことを求める意見書については、原案のとおり可決されました。

◎日程第 2 3 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（方川一郎君） 日程第 2 3 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

広報広聴常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第 7 5 条の規定によってお手元に配布しました所管事務の調査事項について、閉会中に継続調査の申し出があります。

お諮りします。

本件、申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、広報広聴常任委員長から申し出のあった所管事務について、閉会中の継続調査の申し出は、申し出のとおり決定いたしました。

◎日程第 2 4 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（方川一郎君） 日程第 2 4 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第 7 5 条の規定によって、お手元に配布しました所掌事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

本件、申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎日程第 2 5 議員派遣の件

○議長（方川一郎君） 日程第 2 5 議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

本件については、会議規則第 1 2 9 条の規定によって、お手元にお配りしました派遣内容のとおり、議員を派遣したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は、お手元にお配りしました派遣内容のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

◎閉会宣告

○議長（方川一郎君） これで、本日の日程は全部終了いたしました。
お諮りします。
本定例会に付されました事件は、全部終了しました。
会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。
御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。
したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定いたしました。
会議を閉じます。
平成30年第2回本別町議会定例会を閉会いたします。
御苦勞様でした。

閉会宣告（午後3時51分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成30年 6月15日

議 長 方 川 一 郎

署名議員 方 川 英 一

署名議員 黒 山 久 男

署名議員 篠 原 義 彦